

平成 19年第 4 回定例会

東 吾 妻 町 議 会 会 議 録

平成 19年 12月 6日 開会

平成 19年 12月 14日 閉会

東 吾 妻 町 議 会

平成19年東吾妻町議会第4回定例会会議録目次

第1号（12月6日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	2
○出席議員	2
○欠席議員	2
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○職務のため出席した者	3
○議長あいさつ	4
○町長あいさつ	4
○開会及び開議の宣告	5
○議事日程の報告	5
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○諸般の報告	6
○議員派遣の件について	7
○発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	8
○議案第1号の上程、説明、議案調査	9
○議案第2号の上程、説明、議案調査	10
○議案第3号の上程、説明、議案調査	13
○議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	14
○議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	16
○議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	17
○議案第15号の上程、説明、議案調査	19
○議案第16号の上程、説明、議案調査	20
○議案第17号の上程、説明、議案調査	21
○議案第7号の上程、説明、議案調査	23
○議案第8号の上程、説明、議案調査	33
○議案第9号の上程、説明、議案調査	35

○議案第10号の上程、説明、議案調査	36
○議案第11号の上程、説明、議案調査	38
○議案第12号の上程、説明、議案調査	39
○議案第13号の上程、説明、議案調査	42
○議案第14号の上程、説明、議案調査	43
○請願書・陳情書の処理について	45
○散会の宣告	45

第 2 号 (12月14日)

○議事日程	47
○本日の会議に付した事件	47
○出席議員	48
○欠席議員	48
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	48
○職務のため出席した者	48
○開議の宣告	49
○議事日程の報告	49
○諸般の報告	49
○議案第1号の質疑、討論、採決	50
○議案第2号の質疑、討論、採決	54
○議案第3号の質疑、討論、採決	61
○議案第15号の質疑、討論、採決	64
○議案第16号の質疑、討論、採決	69
○議案第17号の質疑、討論、採決	81
○議案第7号の質疑、討論、採決	86
○議案第8号の質疑、討論、採決	86
○議案第9号の質疑、討論、採決	87
○議案第10号の質疑、討論、採決	88
○議案第11号の質疑、討論、採決	88
○議案第12号の質疑、討論、採決	91

○議案第13号の質疑、討論、採決	91
○議案第14号の質疑、討論、採決	92
○請願書・陳情書の委員会審査報告	92
○閉会中の継続審査（調査）事件について	96
○発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	103
○町政一般質問	105
須崎幸一君	105
大冨広海君	109
佐藤利一君	114
前村清君	117
一場明夫君	125
青柳はるみ君	132
○会議時間の延長	134
竹渕博行君	134
金澤敏君	138
角田美好君	144
○町長あいさつ	147
○議長あいさつ	148
○閉会の宣告	148
○署名議員	149

平成19年12月6日(木曜日)

(第 1 号)

平成19年東吾妻町議会第4回定例会

議事日程(第1号)

平成19年12月6日(木)午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 議員派遣の件について
- 第 5 発議第 1号 意見書の提出について(道路特定財源の一般財源化反対に関する意見書)
- 第 6 議案第 1号 東吾妻町長及び副町長の諸給与支給条例の一部を改正する条例について
- 第 7 議案第 2号 東吾妻町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 8 議案第 3号 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 9 議案第 4号 政治倫理の確立のための東吾妻町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例について
- 第10 議案第 5号 東吾妻町情報公開条例の一部を改正する条例について
- 第11 議案第 6号 東吾妻町立学校給食費徴収条例の一部を改正する条例について
- 第12 議案第15号 東吾妻町長等の給与の特例に関する条例の制定について
- 第13 議案第16号 東吾妻町職員の給与の特例に関する条例の制定について
- 第14 議案第17号 東吾妻町特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 第15 議案第 7号 平成19年度東吾妻町一般会計補正予算(第3号)案
- 第16 議案第 8号 平成19年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)案
- 第17 議案第 9号 平成19年度東吾妻町老人保健特別会計補正予算(第2号)案
- 第18 議案第10号 平成19年度東吾妻町特別養護老人ホームいわびつ荘運営事業特別会計補正予算(第1号)案
- 第19 議案第11号 平成19年度東吾妻町地域開発事業特別会計補正予算(第2号)案
- 第20 議案第12号 平成19年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算(第2号)案

第21 議案第13号 平成19年度東吾妻町簡易水道特別会計補正予算(第1号)案

第22 議案第14号 工事委託契約の変更について

第23 請願書・陳情書の処理について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(18名)

1番	菅谷光重君	2番	竹淵博行君
3番	金澤敏君	4番	青柳はるみ君
5番	須崎幸一君	6番	浦野政衛君
7番	角田美好君	8番	一場明夫君
9番	日野近吉君	10番	大岡広海君
11番	中井一寿君	12番	上田智君
13番	橋爪英夫君	14番	前村清君
15番	佐藤利一君	16番	加部浩君
17番	原田睦男君	18番	高橋基雄君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	茂木伸一君	副町長	関口博義君
総務課長	山野進君	企画課長	角田輝明君
税務課長	石村あさ子君	保健福祉課長	山田文子君
住民課長	小山枝利子君	生活環境課長	加部保一君
産業課長 兼農業委員会 事務局長	高橋啓一君	建設課長	角田豊君
ダム対策課長	市川忠君	上下水道課長	蜂須賀正君
会計管理者	丸橋哲君	東支所長	猪野悦雄君
いわびつ荘 施設長	田村重剛君	岩櫃ふれあいの郷施設長	高橋和雄君

桔梗館長 唐沢憲一君
学校教育課長 一場孝行君
中央公民館長 高橋義晴君

榛名吾妻莊人 富沢美昭君
支配人 社会教育課長 佐藤正己君

職務のため出席した者

議会事務局長 蜂須賀祐吉
議会事務局
係長代理 小池さつき

議会事務局 田中康夫
係長

議長あいさつ

議長（菅谷光重君） 皆さん、おはようございます。

開会に当たり一言ごあいさつを申し上げます。

本日ここに平成19年第4回定例会が招集されましたところ、議員各位におかれましては、年末で極めてご多用の折、ご参集をいただき開会できますことに対し厚く御礼を申し上げます。

今期定例会は、補正予算、条例改正等を初め18件が提案される予定の平成19年最後の定例会でございます。執行部においては、来る年度の予算編成時期と重なり大変だろうと思いますが、会議の運営にご協力をお願いいたしまして、簡単ではございますが、開会に当たってのごあいさつといたします。

町長あいさつ

議長（菅谷光重君） 開会に先立ちまして、町長のごあいさつをお願いいたします。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） おはようございます。

開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

2007年もいよいよ最終月の師走となり、町のあちらこちらではイルミネーションが飾られ始めました。ことしも榛名湖イルミネーションフェスタ'07が10日から25日まで開催されますが、過日、プレオープンとして3日間実施されました。湖面に映る光の装飾で、真冬の夜を演出し、年の瀬を感じる時期となってまいりました。

議員各位におかれましては、公私ともにご多用のところ、ご出席をいただき、本日ここに平成19年第4回定例会が開催できますことに対し心より厚く御礼を申し上げます。

さて、新テロ対策特別措置法案が国会審議の焦点になっているさなか、防衛装備品調達をめぐる汚職事件が発生し、公務員に対する信頼が失墜するゆゆしき事態となっております。我々行政事務に携わる者として、綱紀肅正を図っていかねばと考えております。

現在、国、県、市町村では新年度の予算編成に入っておりますが、国の平成20年度概算要求基準では、経済財政運営と構造改革に関する基本方針2007を踏まえ、財政健全化の努力をしていくとしています。

また、夕張市の財政破綻を機に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律がことしの6月に成立し、指標である健全化判断比率の公表は平成19年度決算から行い、計画策定義務等の適用は平成20年度決算からとなっております。財政再生基準以上の場合には、財政再建団体となり、起債の制限や国の勧告など、いろいろな制限が出てくるとともに、住民の方にも大変なご迷惑をかけることとなります。

これらの状況下で町でも11月30日に予算編成会議を開き、年内には各課から概算要求書が提出される予定であります。引き続き厳しい財政事情ではございますが、合併効果を最大限発揮し、限られた財源の重点化、効率化に努め、住民ニーズを的確に把握し、町全体の一体感の醸成と均衡ある発展に努めてまいりたいと考えております。

本定例会では、条例関係9件、予算関係7件、その他工事委託契約の変更についての1件を提案させていただき予定でございます。慎重かつ熱心なご審議をいただきまして、すべてを原案どおりご議決賜りますようお願いいたしまして、開会のあいさつとさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

開会及び開議の宣告

議長（菅谷光重君） ただいまより平成19年第4回定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時05分）

議事日程の報告

議長（菅谷光重君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議事日程に従い会議を進めてまいります。

また、本日傍聴される方に申し上げます。

受け付けの際に傍聴人の心得をお渡ししてあると思いますが、これをお守りの上、静粛に傍聴されますようお願いをいたします。

会議録署名議員の指名

議長（菅谷光重君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第118条の規定により、3番、金澤敏議員、4番、青柳はるみ議員、5番、須崎幸一議員を指名いたします。

会期の決定

議長（菅谷光重君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から12月14日までの9日間とし、その日程はお手元に配付の日程表のとおりとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（菅谷光重君） 異議なしと認め、会期は9日間とし、その日程は日程表のとおりとすることに決定いたしました。

なお、町政一般質問通告書の提出期限は12月7日午前12時までといたしますので、よろしく願いいたします。

諸般の報告

議長（菅谷光重君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

前期定例会に報告以降、議長としての報告事項は印刷をしてお手元に配付のとおりであります。後ほどごらんをいただきまして、議会活動また議員活動に資していただければと思います。

以上で諸般の報告を終わります。

議員派遣の件について

議長（菅谷光重君） 日程第4、議員派遣の件についてを議題といたします。

閉会中の議員派遣につきましては、会議規則第119条第1項の規定により、お手元に配付のとおり決定いたしましたので、報告いたします。

去る10月30日に開催されました群馬県町村議会議長会議員研修会、11月8日に実施されました吾妻郡町村議会議員研修会について、17番、原田睦男議員より報告を願います。

17番、原田睦男議員。

（17番 原田睦男君 登壇）

17番（原田睦男君） それでは、議員派遣の報告をさせていただきます。

去る10月30日、吉岡町文化センターにおいて、群馬県町村議会議長会の開催による議員研修が行われました。

本会からは17名が出席し、午後1時より開催となり、政治評論家の屋山太郎氏による「内政・外交、これからの日本」と題し、1時間半にわたり話されました。安倍政権の功罪であるとか、福田康夫急浮上、小泉・安倍政権の後退、福田政権の性格、また小沢民主党の戦略であるとか、民主党政権の誕生の可能性等々、詳細にわたる講演の後、休憩を挟みまして、東京大学名誉教授の月尾嘉男先生により、スライドによる「地球の未来を思う」と題し話されました。

続きまして、11月8日ですが、中之条ツインプラザで行われました郡町村議会議員研修会について報告を申し上げます。

今回の研修は、「後期高齢者医療制度について」と題し、群馬県後期高齢者医療広域連合事務局長の高野泰孝氏により、医療制度についての仕組み等9項目について、2時間にわたり研修を受け、終了いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。

議長（菅谷光重君） 原田睦男議員の報告を終わります。

以上で議員派遣の件についてを終わります。

発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（菅谷光重君） 日程第5、発議第1号 意見書の提出について（道路特定財源の一般財源化反対に関する意見書）を議題といたします。

朗読を願います。

事務局長。

（事務局長朗読）

議長（菅谷光重君） 朗読が終わりました。

続いて、趣旨説明を願います。

上田智議員。

（12番 上田 智君 登壇）

12番（上田 智君） それでは、趣旨説明をさせていただきます。

道路特定財源の一般財源化反対に関する意見書の提出につきましては、昨年、政府は道路特定財源の見直しに関する具体策を閣議決定し、道路特定財源の一般財源化を図るべく、今後の10年間の道路整備の姿を示した中期計画の策定を進めていますが、町村にとっては、道路は最も重要かつ基本的なインフラであり、今後も積極的に整備を推進する必要があります。

当議会においても、係る状況を踏まえ、地方自治法第99条の規定により、意見書を関係行政庁等へ提出するものであります。

なお、本意見書の提出につきましては、群馬県町村議会議長会より要請されていることを申し添え、簡単ではありますが、説明にさせていただきます。よろしく願います。

議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（菅谷光重君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

議長（菅谷光重君） 起立多数。

したがって、本件は可決されました。

議案第1号の上程、説明、議案調査

議長（菅谷光重君） 日程第6、議案第1号 東吾妻町長及び副町長の諸給与支給条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

朗読を願います。

事務局長。

（事務局長朗読）

議長（菅谷光重君） 朗読が終わりました。

続いて、提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） 議案第1号 東吾妻町長及び副町長の諸給与支給条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をいたします。

今回の改正につきましては、町長及び副町長の期末手当の支給率を0.05カ月引き上げ、年間4.45カ月とするものでございます。なお、適用は平成19年12月1日からでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（菅谷光重君） 続いて、担当課長の説明を願います。

総務課長。

総務課長（山野 進君） それでは、詳細説明をさせていただきます。

今年度の人事院の給与勧告に準用する形でお願いするものでございます。

第2条第2項中ということでございますが、新旧対照表をちょっとごらんいただきたいと思っております。

右側が旧で左側が新になっておりますけれども、6月に支給されます率が「100分の210」となっておりますのを「100分の212.5」、12月に支給する分につきましては「100分の230」を「100分の232.5」に改正するものでございます。

附則の関係ですけれども、戻っていただきまして、施行期日等でございます。この条例は

公布の日から施行するというごさいます。

2項といたしまして、改正後の町長、副町長の関係につきましては、平成19年12月1日から適用するというものでごさいます。

3項の期末手当に関する条例でごさいますけれども、平成19年12月に支給する期末手当にかかわる改正後の額につきましては、「100分の232.5」とありますけれども、「100分の235」ということで、12月支給分で調整させていただくというごさいます。

それから、4項の給与の内払いでごさいますけれども、改正後の町長、副町長の給与関係につきましては、既に6月分については支給済み、12月分については12月10日に支給する予定でごさいますけれども、議決前に支給する関係で給与の内払いというような形になるということで、ここに条文化されているものでごさいます。

以上でごさいます。よろしくお願いいたします。

議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

12月13日までに調査が終了するようお願いいたします。

議案第2号の上程、説明、議案調査

議長（菅谷光重君） 日程第7、議案第2号 東吾妻町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

朗読を願います。

事務局長。

（事務局長朗読）

議長（菅谷光重君） 朗読が終わりました。

続いて、提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） 議案第2号 東吾妻町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をいたします。

国家公務員の給与に関しましては、本年8月8日に人事院から勧告がなされました。一般

職員の給与については、民間給与との格差の0.36%を埋めるため、初任給を中心に若年層に限定した俸給月額の上引き及び子等に係る扶養手当の上引きがなされ、期末勤勉手当では年間4.45カ月の支給率を0.05カ月上引き4.50カ月とするものでございます。

今回、東吾妻町職員の給与についても、人事院勧告を参考に給料表及び手当について条例を改定するものでございます。

なお、扶養手当の改定及び給料表の改定については平成19年4月1日から適用し、勤勉手当の改定については平成19年12月1日から適用となります。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議長（菅谷光重君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

総務課長。

総務課長（山野 進君） それでは、詳細説明をさせていただきます。

改正のポイントにつきましては、先ほど町長が申し上げましたように、若年層に限定した給料月額の上引き、それから期末勤勉手当の0.05カ月分の上引き、子等に係る扶養手当の上引きでございます。

それでは、第10条第3項関係でございますが、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。10条第3項の関係になります。「6,000円」とありますのを「6,500円」に引き上げるというものでございます。この関係につきましては、配偶者以外の扶養親族にかかわる月額を1人につき6,000円だったものを6,500円にするというものでございます。

それから、11条第3項の関係ですが、新旧対照表の6の2ページをお開きいただきたいと思います。と思いますが、「扶養親族たる」というのが削除されるということでございます。扶養内配偶者、扶養外配偶者という区分けをしていたわけですが、今回その区分けがなくなって、一律になった関係での削除でございます。

それから、20条の関係でございますけれども、20条の関係については勤勉手当の関係でございます。右側に「100分の72.5」とありますけれども、これが「100分の75」になります。これは一般職員です。それから、「100分の92.5」とあるのを「100分の95」に改めるということで、これは特定幹部ということで、給料表の5級、6級を使っている職員がこれに該当するわけですが、その職員については100分の95になるということでございます。

それから、行政職給料表の6の2から以下、給料表が出ておりますけれども、行政職の給料表につきましては、若年層に限定した給料表の改定ということで、1級については68号ま

で改正があります。

それから、2級については、6の4ページのところの左側に36というのがあるかと思えますけれども、これが号になります。36号のところまでが2級については改正になるというものでございます。

それから、3級については、ちょっと戻っていただくんですけども、6の3ページになりますけれども、16号、25万800円、この3の16級までのものが改正になるというものでございます。

額につきましては、新旧を見比べていただくとわかるんですけども、1,600円から始まりまして、途中で2,000円になるかと思えます。最後の方にいきますと、一番最後の例えば1の68級のものについては22万6,300円が22万6,500円ですから、200円上がるということでございます。下にいくほど上がり幅が小さくなるという形でございます。

そのような形で若年層に限って、1級、2級、3級の職員のみ、すべてではないんですけども、1級については68号まで、2級については36号まで、3級については16号までの者が、上がり幅は違いますけれども、2,000円から200円の幅で今回上がるというものでございます。

それから、申しおくれましたけれども、医療職給料表、国保診療所の医師の関係につきましても、1級、2級が2,500円から200円の幅で上がるというものでございます。

それでは、附則の関係ですけれども、1項の施行期日等でございますが、この条例は公布の日から施行するというものでございます。

それから、2項として、改正後の給与に関する条例の第10条第3項、これは扶養手当の関係になります。それと、11条第3項、これは扶養手当の事実が発生した場合の項になります。

それから、別表第1、別表第2、これは給料表でございますけれども、その改正については19年4月1日から適用するというものでございます。

それから、3項の改正後の給与条例第20条第2項第1号、これは期末勤勉手当の関係になりますけれども、その関係については平成19年12月1日から適用させていただくというものでございます。

それから、勤務手当に関する特例、4項になりますけれども、平成19年12月に支給する勤勉手当に係る改正後の給与条例第20条第2項の規定の適用については、同項中「100分の75」とありますけれども、これは「100分の77.5」、これは一般職になります。それと、「100分の95」とあるのは「100分の97.5」、特定幹部職員という形になります。

それと、4月1日から施行日の前日までにおける異動者の関係が5、6に記載されておりますけれども、この関係については、当町では今回該当がありませんので、省略させていただきたいと思います。

それから、7項の改正後の給与条例の規定を適用する場合には、改正前の給与条例の規定に基づいて支給される給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払いとみなすということで、議決前の支給になる関係で内払いということにさせてもらうための条文でございます。

8項については、必要な事項は定めるということで、今回は特に定めておりませんが、条例上このような形をとらせていただきました。

以上でございます。

議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

12月13日までに調査が終了するようお願いいたします。

議案第3号の上程、説明、議案調査

議長（菅谷光重君） 日程第8、議案第3号 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

朗読を願います。

事務局長。

（事務局長朗読）

議長（菅谷光重君） 朗読が終わりました。

続いて、提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） 議案第3号 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をいたします。

今回の改正につきましては、議会の議員の期末手当の支給率を0.05カ月引き上げ、年間4.45カ月とするものでございます。なお、適用は平成19年12月1日からでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（菅谷光重君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

総務課長。

総務課長（山野 進君） それでは、詳細説明をさせていただきます。

今回の議案も、議案第1号と同様の改正でございます。

議員の期末手当を0.05カ月引き上げるものでございます。

新旧対照表をごらんいただきたいと思いますが、6月に支給する「100分の210」を「100分の212.5」、12月に支給する「100分の230」を「100分の232.5」に改正するものでございます。

議案の方に戻っていただきまして、附則の関係ですけれども、この条例は公布の日から施行するというところでございます。

それから、改正後の議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例第6条第2項の規定並びに次の事項の規定については、平成19年12月1日から適用するというものでございます。

期末手当に関する条例ですけれども、3項で、平成19年12月に支給する期末手当にかかわる改正後の議員の報酬等条例第6条第2項の規定の適用については、同項中「100分の232.5」とありますけれども、「100分の235」とするというものでございます。

報酬の内払いですけれども、4項で、改正後の議員の報酬等条例の規定を適用する場合には、改正前の議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給される報酬は、改正後の報酬の内払いとみなすということで、この関係についても支給が議決より前になるということで、内払いという項目が入っているというところでございます。

以上でございます。

議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

12月13日までに調査が終了するようお願いいたします。

議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（菅谷光重君） 日程第9、議案第4号 政治倫理の確立のための東吾妻町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

朗読を願います。

事務局長。

(事務局長朗読)

議長(菅谷光重君) 朗読が終わりました。

続いて、提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 茂木伸一君 登壇)

町長(茂木伸一君) 議案第4号 政治倫理の確立のための東吾妻町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をいたします。

今回の改正につきましては、政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律の一部改正に伴い、字句を改めるものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、よろしく願い申し上げます。

議長(菅谷光重君) 続いて、担当課長の説明を願います。

総務課長。

総務課長(山野 進君) それでは、詳細説明をさせていただきます。

今回の改正につきましては、政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律の一部改正に伴って行うものでございまして、具体的には郵政民営化と証券取引法の改正によるものでございます。郵政民営化については10月1日から、証券取引法については9月30日から施行という形になっております。そのような形で今回条文中にあった郵便貯金等の文字が削除されるのと、証券取引法という言葉が削除されるということでございます。それに伴いまして、1号ずつ繰り上げる項目になっております。

それから、附則の施行期日ですけれども、この条例については公布の日から施行し、平成19年10月1日から適用するというところでございます。

経過措置といたしまして、改正後の条例中の第2条第1項第4号の規定の適用については、同号の改正の施行日の前に有していた郵便貯金及び郵政民営化法等の施行に伴う関係法令等の整備等に関する法律附則第3条第10号の規定する旧郵便貯金は貯金とみなすという、みなし規定をここに経過措置としてうたい込んでいるものでございます。

以上でございます。

議長(菅谷光重君) 説明が終わりました。

質疑を行います。

(発言する者なし)

議長 (菅谷光重君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長 (菅谷光重君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長 (菅谷光重君) 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

議案第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長 (菅谷光重君) 日程第 10、議案第 5 号 東吾妻町情報公開条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

朗読を願います。

事務局長。

(事務局長朗読)

議長 (菅谷光重君) 朗読が終わりました。

続いて、提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 茂木伸一君 登壇)

町長 (茂木伸一君) 議案第 5 号 東吾妻町情報公開条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をいたします。

今回の改正につきましては、郵政民営化関連法の施行に伴い、字句を改めるものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議長 (菅谷光重君) 続いて、担当課長の説明を願います。

総務課長。

総務課長（山野 進君） それでは、詳細説明をさせていただきます。

今回の改正につきましても、東吾妻町情報公開条例の中に郵政関係が出てくるわけですが、第7条第1項の中に日本郵政公社という記載がございます。それを今回削除させていただくというものでございます。なお、適用につきましては10月1日から適用ということですのでよろしくお願いいたします。

議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（菅谷光重君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（菅谷光重君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（菅谷光重君） 日程第11、議案第6号 東吾妻町立学校給食費徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

朗読を願います。

事務局長。

（事務局長朗読）

議長（菅谷光重君） 朗読が終わりました。

続いて、提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） 議案第6号 東吾妻町立学校給食費徴収条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。

学校教育法等の一部を改正する法律が平成19年6月27日に公布されました。改正では、学校種の規定順につきまして、幼稚園を最初に規定したことに伴い、条ずれが生じてきましたので、該当します給食費徴収条例の一部改正をお願いするものであります。

詳細につきましては担当課長に説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（菅谷光重君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

学校教育課長。

学校教育課長（一場孝行君） それでは、ご説明申し上げます。

町長説明のとおり、条ずれということでありまして、現行法の22条、これは保護者を規定した条項でございます。改正法の中では、16条及び17条以降にこの保護者の規定が盛り込まれるというふうなことから改正をお願いするものでありますので、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、附則の中でこの施行日でありますけれども、法律公布から6カ月以内という規定がございますが、今の段階で公布の日が私どもに入っておらないので、国の方で施行の日に合わせていということで、附則では施行の日に行うというふうにさせていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（菅谷光重君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（菅谷光重君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

議案第15号の上程、説明、議案調査

議長（菅谷光重君） 日程第12、議案第15号 東吾妻町長等の給与の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

朗読を願います。

事務局長。

（事務局長朗読）

議長（菅谷光重君） 朗読が終わりました。

続いて、提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） 議案第15号 東吾妻町長等の給与の特例に関する条例の制定について、提案理由の説明をいたします。

本条例につきましては、平成20年1月1日から平成22年4月22日までの間、町長、副町長、教育長の給料月額100分の5の金額を削減するために必要な事項を定めるものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議長（菅谷光重君） 続いて、担当課長の説明を願います。

総務課長。

総務課長（山野 進君） それでは、詳細説明をさせていただきます。

今回の条例の制定につきましては、時限的な条例の制定になります。

条文をごらんいただきたいと思います。趣旨の第1条につきましては、東吾妻町長及び副町長の諸給与支給条例、それと東吾妻町教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の特例に関し必要な事項を定めるものでございます。

第2条につきましては、町長等の給与の特例でございます。町長、副町長の給料月額は平成20年1月1日から任期であります平成22年4月22日までの間（以下「特例期間」という。）において、町長等諸給与条例第1条の規定にかかわらず、町長においては、同条第1号に定める給料月額に100分の5を乗じて得た額を減じた額、それから副町長についても、100分の5を乗じて得た額を減額するというものでございます。

それから、3条につきましては、教育長の給与の特例でございますけれども、教育長につきましても、特例期間、平成20年1月1日から22年4月22日までの間、給料月額を100分の5を乗じて得た額を減じて得た額とするということでございます。

第4条の手当の額の算出の基礎となる給料月額でございますけれども、(1)、(2)にありますように、町長、副町長、教育長の期末手当については、この算式により算出された数値を基礎として支給するという内容でございます。

附則といたしましては、この条例は平成20年1月1日から施行するというものでございます。よろしくお願いたします。

議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

12月13日までに調査が終了するようお願いいたします。

議案第16号の上程、説明、議案調査

議長（菅谷光重君） 日程第13、議案第16号 東吾妻町職員の給与の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

朗読を願います。

事務局長。

（事務局長朗読）

議長（菅谷光重君） 朗読が終わりました。

続いて、提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） 議案第16号 東吾妻町職員の給与の特例に関する条例の制定について、提案理由の説明をいたします。

本条例につきましては、給与の適正化を図るため、平成20年1月1日から平成22年3月31日までの間、給与の現給保障の100分の50の金額を削減するために必要な事項を定めるものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（菅谷光重君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

総務課長。

総務課長（山野 進君） それでは、詳細説明をさせていただきます。

この条例につきましても、議案第15号と同様、時限的な条例ということになります。

それでは、条例の中身でございますけれども、第1条の趣旨につきましては、東吾妻町職員の給与に関する条例の適用を受ける職員の給与の特例を定めるものとするということでございます。

第2条の職員の給与の特例でございますが、給与条例第3条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員、これは行政職給料表、先ほど見ていただいたものと医療職の給料表の適用を受ける職員の給料月額の関係でございますが、その職員については平成20年1月1日から平成22年3月31日までの間、給与条例第3条から第5条の3までの規定により定める額と東吾妻町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第7項の規定により定める額、この附則第7項の定める額というのが現給保障という措置でございますが、給料の切りかえに伴う経過措置ということであつておりますけれども、切りかえ日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達していないこととなる職員については、給料月額のほかその差額に相当する額を給料として支給するということが、今まで現給保障という形で給料として支給されていたわけですけれども、その現給保障分を今回100分の50を乗じて得た額を減じた額を合計額とするということでございます。

なお、この附則にありますように、施行については平成20年1月1日から施行するという内容でございます。よろしくお願ひいたします。

議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

12月13日までに調査が終了するようお願いいたします。

議案第17号の上程、説明、議案調査

議長（菅谷光重君） 日程第14、議案第17号 東吾妻町特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

朗読を願います。

事務局長。

(事務局長朗読)

議長(菅谷光重君) 朗読が終わりました。

続いて、提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 茂木伸一君 登壇)

町長(茂木伸一君) 議案第17号 東吾妻町特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をいたします。

今回の改正につきましては、給与の適正化に関連し、用地取得等交渉業務手当、夜間看護等手当、放射線取扱手当を平成20年1月1日から廃止するものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議長(菅谷光重君) 続いて、担当課長の説明を願います。

総務課長。

総務課長(山野 進君) それでは、詳細説明をさせていただきます。

新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

現在東吾妻町で支給されております特殊勤務手当の種類につきましては、1号から5号まで支給しておりますけれども、今回の改正では、2号、4号、5号を廃止するというものでございます。したがって、残るのが新の左側を見ていただきますと、1号の感染症等防疫作業手当、行路病死作業手当、この2つが残るというものでございます。

3条以下につきましては、廃止になった関係で条が繰り上げるという内容でございますので、よろしくお願いしたいと思います。

なお、施行につきましては平成20年1月1日からということでございます。よろしくお願いいたします。

議長(菅谷光重君) 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

12月13日までに調査が終了するようお願いいたします。

ここで10分間の休憩をとります。

再開を11時10分といたします。

(午前10時59分)

議長（菅谷光重君） 再開いたします。

（午前 11 時 10 分）

議案第 7 号の上程、説明、議案調査

議長（菅谷光重君） 日程第 15、議案第 7 号 平成 19 年度東吾妻町一般会計補正予算（第 3 号）案を議題といたします。

朗読を願います。

事務局長。

（事務局長朗読）

議長（菅谷光重君） 朗読が終わりました。

続いて、提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） 議案第 7 号 平成 19 年度東吾妻町一般会計補正予算（第 3 号）につきまして説明理由の説明を申し上げます。

今回補正をお願いする額は、歳入歳出ともに 1 億 3,627 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を 84 億 4,379 万 3,000 円とするものでございます。

歳入の主なものとしては、普通地方交付税の追加 2 億 12 万 2,000 円、国庫負担金で国民健康保険基盤安定負担金の追加 29 万 8,000 円、県負担金で国民健康保険基盤安定負担金の減額 163 万 7,000 円、県補助金で草地林地一体的利用総合整備事業補助金ほかで 2,576 万 7,000 円の追加、基金繰入金で財政調整基金繰入金の減額 1 億 260 万 9,000 円、特別会計繰入金で老人保健特別会計繰入金 1,359 万 9,000 円の追加、雑入で文化財発掘調査委託金 73 万円の追加でございます。

歳出の主なものとしては、財政調整基金積立金 1 億 4,485 万円の追加、草地林地一体的利用総合整備事業 2,441 万 3,000 円の追加、坂上小学校プール建設測量設計委託料 200 万円の追

加などと職員の異動及び給与改定に伴う人件費の増減でございます。

詳細につきましては、それぞれの担当課長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（菅谷光重君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

総務課長。

総務課長（山野 進君） それでは、詳細説明をさせていただきます。

事項別明細により説明させていただきますので、6ページをお開きいただきたいと思います。

歳入の部から順次説明させていただきます。

10款地方交付税、1目地方交付税でございますけれども、補正額につきましては2億12万2,000円の追加でございます。この関係につきましては、普通交付税の額の確定による増額をお願いでございます。

次の14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金でございますけれども、29万8,000円の追加をお願いでございます。この関係につきましては、国民健康保険の基盤安定負担金の額の確定によるものでございます。

次の15款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金につきましては、減額の163万7,000円でございます。この関係につきましても額の確定に伴う減額でございます。

次に、2項県補助金、2目民生費補助金につきましては、障害者自立支援対策臨時特例交付金ということで、支給管理システムの導入に伴う経費97万円でございます。

次に、3目農林水産業費補助金につきましては、2,479万7,000円の追加でございます。内容につきましては、草地林地一体利用の関係が2,432万2,000円、資源保全施策補助金が10万円、特用林産物生活活力アップ事業、これはシイタケの関係の組合に37万5,000円の追加でございます。

次に、18款繰入金、1項基金繰入金につきましては、1目財政調整基金繰入金ということで、減額の1億260万9,000円ということでございます。当初1億5,000万円計上させていただいたわけですが、9月にも減額補正をさせていただいて、今回も減額ということで、当初予定していた1億5,000万円につきましては使わなくて済んだということでございまして、繰り入れでございます。

次の2項特別会計繰入金でございますが、1目老人保健特別会計繰入金につきましては、1,359万9,000円の追加でございますが、老人保健特別会計よりの繰入金となります。

次に、20款諸収入、4項雑入でございます。7目雑入につきましては73万円の追加のお願いでございます。内容につきましては、リンテックの敷地造成に伴って、本掘調査に入ります。その発掘調査をする負担分という形で73万円リンテックからいただく予定になっております。

歳入については以上でございます。

続きまして、歳出に移りますけれども、それぞれ担当課の方から説明いたしますので、よろしく願いいたします。

議長（菅谷光重君） 議会事務局長。

議会事務局長（蜂須賀祐吉君） 8ページをお願いいたします。

1目議会費でございます。議会費につきましては、議員の報酬の改定と人事院によります給与改定によりますものでございますので、よろしく願いいたします。

議長（菅谷光重君） 総務課長。

総務課長（山野 進君） 2款総務費の1項総務管理費、1目一般管理費の説明をさせていただきます。今回632万8,000円の追加のお願いでございます。

節の2節から4節につきましては、異動及び給与改定に伴うものでございますので、省略させていただきます。

9節旅費でございますが、33万9,000円の追加のお願いでございますが、現在県との人事交流を行っております関係で、研修旅費ということで33万9,000円のお願いでございます。

それから、19節負担金、補助及び交付金の関係につきましては、退職手当組合の負担金ということで81万7,000円の追加のお願いでございます。

次に、7目財政調整基金費でございますが、1億4,485万円の追加のお願いでございます。今回決算をした段階で余裕が出てきた関係で、財政調整基金の方に積み立てたいというものでございます。今回1億4,485万円を積みますと、財政調整基金につきましては5億400万円ほどになるかと思えます。

以上でございます。

議長（菅谷光重君） 東支所長。

東支所長（猪野悦雄君） 10目支所費でございます。支所管理事業として25万7,000円の減額であります。人件費並びに12節役務費、火災保険料減額でございます。

以上でございます。

議長（菅谷光重君） 税務課長。

税務課長（石村あさ子君） 2項徴税费ですが、446万8,000円の補正につきましては、4月の人事異動による人件費の増でございます。

以上です。

議長（菅谷光重君） 住民課長。

住民課長（小山枝利子君） 3項戸籍住民基本台帳費につきましては、全額異動及び給与改定所要額でございます。よろしく願いいたします。

議長（菅谷光重君） ダム対策課長。

ダム対策課長（市川 忠君） それでは、10ページの2款総務費、7項ダム対策費、1目ダム対策総務費につきましてご説明させていただきます。

今回補正をお願いいたしますのは総額で14万5,000円の補正でございます。内訳といたしましては、2節、3節、4節で職員の給与改定により14万5,000円となっております。

以上ですが、よろしく願いいたします。

議長（菅谷光重君） 岩櫃ふれあいの郷施設長。

岩櫃ふれあいの郷施設長（高橋和雄君） 続きまして、10ページの下にあります8項岩櫃ふれあいの郷費、1目岩櫃ふれあいの郷総務費のご説明をいたします。

1目岩櫃ふれあいの郷総務費のお願いする補正額につきましては494万5,000円の追加の補正でございます。説明欄をごらんいただきたいと思いますと思いますが、岩櫃ふれあいの郷総務費494万5,000円でございますが、一般職給料から職員共済負担金につきましては、職員3名分の給与改定等の追加の補正でございます。

社会保険料追加の29万2,000円から賃金追加の368万6,000円につきましては、大変申しわけございませんが、温泉センター食堂費の臨時職員1名分の社会保険料と賃金を減額して、社会保険料29万2,000円、それから賃金の臨時職員1名の238万6,000円を岩櫃ふれあいの郷総務費の方の組み替えとパート職員1名分の130万円の追加の補正でございます。

修繕料の追加70万2,000円につきましては、非常用誘導バッテリー等の交換修理等の修繕料の追加の補正のお願いでございます。

保守点検委託料の減額の71万8,000円につきましては、岩櫃ふれあいの郷費と温泉事業費委託料確定による組み替えによるもので、岩櫃ふれあいの郷総務費を減額して、温泉センター管理費の委託料の方へお願いするものでございます。

以上でございます。よろしく願いします。

議長（菅谷光重君） 桔梗館長。

桔梗館長（唐沢憲一君） 今回お願いする2款9項温泉事業費、1目桔梗館管理費でございますが、全体で213万8,000円の減をお願いいたします。給料から賃金までは、今回の給与改定所要分ということでございます。賃金につきましては、努力をいたしまして、少し減額させていただきました。18節備品購入費でございますけれども、30万円、これはレジスターが壊れまして、その購入のお願いということでございます。よろしくをお願いいたします。

議長（菅谷光重君） 岩櫃ふれあいの郷施設長。

岩櫃ふれあいの郷施設長（高橋和雄君） 続きまして、2目温泉センター管理費でございますが、250万7,000円の追加の補正でございます。

説明欄の方をごらんいただきたいと思いますと思いますが、温泉センター管理費250万7,000円でございますが、一般給料から、次の12ページをごらんいただきたいと思いますと思いますが、災害補償基金負担金までにつきましては、職員3名分の人事異動、給与改定等による追加補正でございます。

修繕料追加215万3,000円につきましては、源泉流量計の交換修理等の修繕料の追加の補正のお願いでございます。

保守点検委託料追加の71万3,000円につきましては、岩櫃ふれあいの郷費でご説明いたしましたが、岩櫃ふれあいの郷総務費から温泉センター管理費の組み替えによる追加補正でございますので、よろしくをお願いいたします。

退職手当組合負担金の減額の202万2,000円につきましては、職員3名に係る減額でございます。

続きまして、12ページをお願いいたします。

3目温泉センター食堂費でございますが、お願いする補正額につきましては208万円の減額の補正のお願いでございます。

説明欄の方をごらんいただきたいと思いますと思いますが、温泉センター食堂費208万円の減額でございますが、扶養手当から災害補償基金負担金まで、職員1名分の給与改定に伴う追加補正でございます。

社会保険料減額の21万9,000円から賃金減額の130万2,000円につきましては、大変申しわけございませんが、温泉センター食堂費の臨時職員1名分の社会保険料の29万1,000円の減額補正と賃金238万6,000円を減額して、岩櫃ふれあいの郷総務費の組み替えの減額補正と、パート職員1名分の108万4,000円の追加の補正でございます。

退職手当組合負担金減額の71万1,000円につきましては、職員1名に係る減額ござい

ます。

以上ですが、よろしくお願いいたします。

議長（菅谷光重君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（山田文子君） 続きまして、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費でございます。減額補正で275万1,000円の減額をお願いします。これにつきましては、人事異動ということで給与改定分ということの減額補正でよろしくお願いいたします。

続きまして、13ページの2目障害児者自立支援費でございますけれども、82万4,000円の増額補正をお願いいたします。これは福祉センターの障害者トイレを、障害者の人工肛門、人工膀胱を設置されている方のためのトイレ改修ということで、備品に関しましては全額県補助、修繕費ですね、需用費に関しましては町負担ということで補正をお願いいたします。修繕費が44万6,000円、備品購入費がオストメイト対応型の便器ということで37万8,000円の補正ということでよろしくお願いいたします。

議長（菅谷光重君） 住民課長。

住民課長（小山枝利子君） 3目国民年金費につきましては、全額異動及び給与改定の所要額でございます。よろしくお願いいたします。

議長（菅谷光重君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（山田文子君） 続きまして、4目老人福祉費でございます。減額で1,872万1,000円ということでございます。

右の方の事業別をごらんいただきたいと思っておりますけれども、老人福祉事業費といたしまして、いわびつ荘への繰出金が1,058万1,000円の減額です。

地域包括支援センター事業費といたしまして、23万円の増額補正をお願いいたします。

続きまして、在宅介護支援センター事業費ですけれども、人事異動、人件費ということで837万円の減額をお願いいたします。

以上です。

議長（菅谷光重君） 住民課長。

住民課長（小山枝利子君） 6目国民健康保険費につきましては、2節から4節までは異動及び給与改定所要額でございます。

28節繰出金につきましては、国県支出金等が確定したことに伴う国保特別会計への繰出金の減額でございます。よろしくお願いいたします。

議長（菅谷光重君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（山田文子君） 7目町民センター管理費でございます。補正額が10万2,000円の追加をお願いしたいということでございますけれども、これは火災保険の追加分ということでもよろしく申し上げます。

続きまして、2項児童福祉費、2目保育所費でございます。補正額が減額187万2,000円ということでもよろしくお願いいいたします。

内訳といたしましては、人件費の減額、それから費用弁償追加ということで、異動に伴います園長の通勤費用の追加ということで11万円をお願いいたします。それから、修繕費の追加でございますけれども、大戸の保育所関係の周りの整備ということで21万5,250円、岩島保育所の食器保管庫の配せん工事ということで9万8,637円の追加ということで、修繕費の追加をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいいたします。

続きまして、4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費でございます。補正額といたしまして545万8,000円の減額をお願いいたします。この減額に関しましても、人件費の減額でございますので、よろしく申し上げます。

以上です。

議長（菅谷光重君） 産業課長。

産業課長（高橋啓一君） 6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費でございますが、異動及び給与改定に伴う所要額でございますので、12万9,000円の追加のお願いであります。よろしくお願いいいたします。

2目農業総務費でございますが、156万8,000円の追加のお願いであります。この項目につきましても、異動及び給与改定に伴う所要額でございますので、よろしくお願いいいたします。

3目農業振興費でございますが、291万4,000円の追加のお願いであります。本年度につきましては、電牧さくの申し込みが当初予定していた金額より大幅に伸びまして、当初158万円程度予定していたわけでございますが、10月までの実績で360万円ほど出ておりまして、それと3月までの見込みを含めまして、291万4,000円の追加のお願いでございます。

続きまして、5目畜産振興費でございますが、2,441万3,000円のお願いであります。草地林地一体的利用総合整備事業という事業がございまして、これは畜産で酪農家でございますが、一応牛舎の新設及び草地の造成整地等の国の補助事業の内定を受けまして、今回補正をお願いする次第でございます。

続きまして、6目農地費でございますが、資源保全施策事業ということで、事務費が10万

円ほど国・県支出金の方でつきましたので、10万円の補正のお願いであります。

続きまして、2項林業費、1目林業振興費でございますが、274万6,000円の減額のお願いであります。

説明欄をごらんいただきたいと思いますが、林業振興費の強い林業・木材産業づくり交付金35万4,000円の追加のお願いでございますが、これはシイタケの植菌機の事業の金額がほぼ確定いたしましたので、当初より35万4,000円の追加のお願いでございます。

続きまして、有害鳥獣捕獲事業310万円の減額のお願いであります。有害鳥獣の処理施設といたしまして、中之条町のJA沢田の薬王園の敷地内に加工施設がございますが、この施設の運営費並びに均等割とありますが、負担金ということで310万円ほど当初予算計上させていただいたわけでありまして、平成19年度につきましては徴収はしないということで、20年度に10月ごろに頭数が確定した時点で支払いをするという形になりましたので、19年度につきましては全額減額するということでございますので、よろしくお願いたします。

続きまして、7款商工費、1項商工費の1目商工総務費でございますが、異動及び給与改定所要額1名分ということで、実質的に人員が1名削減されておりますので、減額といたしまして876万5,000円という形でのお願いであります。

以上であります。

議長（菅谷光重君） 建設課長。

建設課長（角田 豊君） 8款土木費、1項道路橋りょう費でございますが、これにつきましては異動及び給与改定所要額16名分の関係でございます。26万1,000円の追加のお願いでございます。

それから、続きまして2項都市計画費でございますが、4目街路事業整備費で、委託費で70万円の追加のお願いでございます。これにつきましては、群馬原町駅周辺地区の都市再生整備計画という計画に基づきまして、まちづくり交付金事業というのが展開されておりますが、これが平成16年から20年、来年度まであるわけですが、この事業の組みかえ、あるいは数量の精査ということで、来年度から事業の事後評価というものも入ってまいりますので、それに対します変更業務委託ということでございます。

続きまして、6目下水道費でございますが、これは311万5,000円を下水道事業特別会計へ繰出金の追加ということのお願いでございます。よろしくお願いたします。

議長（菅谷光重君） 生活環境課長。

生活環境課長（加部保一君） 続きまして、18ページをお願いいたします。

9款1項1目消防費、19節負担金、補助及び交付金66万6,000円の追加のお願いでございます。消防団員1人当たり退職報償負担金が1万7,200円から1万9,200円と2,000円アップになりましたことによります団員333名分の補正のお願いでございますので、よろしく願いいたします。

議長（菅谷光重君） 学校教育課長。

学校教育課長（一場孝行君） それでは、18ページ、10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費についてご説明申し上げます。692万4,000円の減額でありまして、これは給与改定等所要額でございますので、よろしく願いしたいと思えます。

5目であります。給食調理場運営管理費につきましては70万4,000円の追加のお願いでございます。2節、3節、4節につきましては給与改定の所要額でございますので、7節賃金についてご説明申し上げます。31万5,000円の追加でありますけれども、これは給食調理員の病休等の代替職員の所要額31万5,000円の追加であります。よろしく願いいたします。

19ページをお願いいたします。

2項小学校費であります。1目学校管理費につきましては、これも207万9,000円の減額であります。給与改定に伴うものでありますので、よろしく願いいたします。

3目小学校施設整備費であります。200万円の追加のお願いであります。その内容は、13節委託料でありまして、坂上小学校プールの建設にかかわります測量詳細設計の委託料200万円を追加をお願いするものであります。現状では、メインプールといたしましては25メートルプールの7コース、それとサブプールにつきましても84平米程度のものを考えております。その設計委託料でありますので、よろしく願いしたいと思えます。

3項中学校費であります。1目学校管理費183万5,000円の追加のお願いであります。2節、3節、4節につきましては、給与改定所要額でございますので、よろしく願いいたします。

2目教育振興費であります。9万1,000円の追加のお願いであります。20節扶助費9万1,000円の追加でございますけれども、この扶助費につきましては、就学援助費の不足が生じてしまいました。精査しまして、9万1,000円ということで追加をお願いするものであります。

次に、4項幼稚園費であります。1目幼稚園管理費につきましては612万円の減額のお願いでありまして、これも2節、3節、4節、給与改定の所要額でありますので、どうぞよろしく願いいたします。

議長（菅谷光重君） 中央公民館長。

中央公民館長（高橋義晴君） 5項2目公民館費でございますけれども、44万1,000円の増額補正のお願いであります。

節の方で3節職員手当等につきましては、人事異動に伴います増額となります。

11節需用費、これにつきましてはコピー機のパフォーマンスチャージ料であります。

それと、12節役務費の自賠責保険につきましては、当初予算で計上するところだったんですけれども、漏れまして、今回お願いするということですので、よろしくお願い申し上げます。

18節備品購入費ですけれども、これにつきましては岩島公民館の事務室でございますFF式の温風暖房機が破損いたしまして、その買いかえをしたいものですので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（菅谷光重君） 社会教育課長。

社会教育課長（佐藤正己君） それでは、21ページ、社会教育費のうちの6目発掘調査費についてご説明申し上げたいと思います。74万円の追加の補正のお願いでございます。中身につきましては、先ほど歳入の方で総務課長が説明しましたように、川戸地内の企業の造成に要する発掘にかかわる経費ということでございますので、よろしく願いいたします。

それから、6項保健体育費、3目施設管理費でございますが、313万1,000円の追加のお願いでございます。中身につきましては、工事請負費として41万5,000円、これにつきましては既存のスピーカーが余り芳しくないということで、これの改修工事ということでございます。

それから、土地購入費263万3,000円でございますが、東橋スポーツ広場に民有地があることが判明いたしました。1万800平米ほどでございますが、できるだけ早期にこれを取得したいということで、とりあえず今年度分として4,300平米ほど取得したいということでお願いするものでございます。よろしく願いいたします。

議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

12月13日までに調査が終了するようお願いいたします。

議案第8号の上程、説明、議案調査

議長（菅谷光重君） 日程第16、議案第8号 平成19年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）案を議題といたします。

朗読を願います。

事務局長。

（事務局長朗読）

議長（菅谷光重君） 朗読が終わりました。

続いて、提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） 議案第8号 平成19年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について提案理由の説明を申し上げます。

国民健康保険特別会計事業勘定は967万3,000円追加し、歳入歳出総額をそれぞれ18億264万4,000円とするお願いでございます。

歳入の主なものは、繰入金の追加でございますが、1,199万9,000円、基金を取り崩し、繰り入れる予定でございます。

歳出の主なものは、医療費が若干の伸びを示しているため、保険給付費が5,069万4,000円の増額、老人保健拠出金、介護納付金は今年度分の額が確定し、合わせて5,317万7,000円の減額、諸支出金は1,215万3,000円の追加のお願いでございます。

施設勘定は161万3,000円を減額し、歳入歳出総額をそれぞれ9,172万7,000円とするもので、主な内容といたしましては、内視鏡システム購入費100万円の減額でございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（菅谷光重君） 続いて、担当課長の説明を願います。

住民課長。

住民課長（小山枝利子君） ご説明をいたします。

4ページをお願いいたします。

第2表地方債の補正でございますが、胃カメラ購入経費が予定より少なかったため、過疎対策事業債限度額を100万円減額し、610万円とするものでございます。

6ページ、事業勘定の事項別明細書、歳入をお願いいたします。

5款1項1目県支出金の財政健全化補助金37万2,000円の追加は、今年度の交付額が決定

したことによるものです。

8款1項1目一般会計繰入金187万5,000円の減額につきましては、国庫支出金等が確定したことによるものでございます。

8款2項1目基金繰入金1,199万9,000円の追加につきましては、歳入が不足する分を、基金を取り崩して補てんするお願いでございます。

9款1項2目その他繰越金は82万3,000円の減額となりました。
歳出をお願いいたします。

1款1項1目一般管理費2万3,000円の追加につきましては、来年度から始まります特定健診のため、そのデータ管理、代金決済等を国保連合会で行いますが、町と連合会を結ぶ回線使用料でございます。1月から回線が開設いたします。なお、回線開設料、1回線分は国保連合会が負担いたします。また、クライアント、ルーターはそれぞれ1台、国保連合会から貸与となります。保健センター、国保診療所等へも開設することが可能ですが、現在の国保財政の状況、今後発生する健診経費等の負担を考えたとき、それらを自費で調達することは困難な状況にありまして、とりあえず本庁1回線でスタートしたいと考えております。

2款保険給付費は、1項1目一般被保険者療養給付費4,113万円追加、2項1目一般被保険者高額療養費956万4,000円の追加のお願いでございます。当初の予定より若干医療費が増加しております。

3款1項1目老人保健医療費拠出金は4,611万4,000円の減額、2目老人保健事務費拠出金10万9,000円の減額でございます。

次のページをお願いいたします。

4款1項1目介護納付金695万4,000円の減額でございます。老人保健拠出金、介護納付金とも今年度の負担額が確定いたしました。今後変更があるときは次年度の精算となります。

5款1項4目高額医療費共同事業事務費拠出金2万円の減額、9款1項3目償還金1,215万3,000円の追加につきましては、国庫支出金の返納額が881万2,000円、退職者医療の18年度分の精算が334万1,000円でございます。

国庫支出金の返納につきましては、財政調整交付金の申請数値に誤りがありました。平成14年度分377万円、平成15年度分497万円、合わせて874万円と平成16年度分健康家庭記念品事業が補助対象を外れたことによる7万2,000円が過大交付ということでお返しすることになりました。なお、この金額につきましては、東村、吾妻町を合算した金額になっております。ご理解をいただきたくお願いいたします。

続きまして、10ページ、施設勘定をお願いいたします。

歳入でございます。

1款1項外来収入の1目国民健康保険診療報酬収入から3目老人保健診療報酬収入までの増減につきましては、診療報酬収入をそれぞれ見直しをさせていただきました。

5款1項1目繰越金204万6,000円は、前年度繰越金の追加でございます。

7款1項1目過疎債につきましては、医療機器整備事業債100万円の減額でございます。

11ページ、歳出をお願いいたします。

1款1項1目一般管理費71万3,000円の減額のお願いでございます。2節、3節、4節、19節につきましては、職員人件費関係でございます。18節備品購入費につきまして7万4,000円でございますけれども、医薬部外品用の冷蔵庫でございます。よろしく願いいたします。

2款1項2目医療用機械器具費90万円減額は、医療機器の修繕費10万円の追加と胃カメラの購入費100万円の減額でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

12月13日までに調査が終了するようお願いいたします。

議案第9号の上程、説明、議案調査

議長（菅谷光重君） 日程第17、議案第9号 平成19年度東吾妻町老人保健特別会計補正予算（第2号）案を議題といたします。

朗読を願います。

事務局長。

（事務局長朗読）

議長（菅谷光重君） 朗読が終わりました。

続いて、提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） 議案第9号 平成19年度東吾妻町老人保健特別会計補正予算（第2号）について提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、平成18年度分国庫負担金、町負担金の精算のため、歳入歳出それぞれ1,808万7,000円を追加し、予算総額20億4,095万円とするお願いでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（菅谷光重君） 続いて、担当課長の説明を願います。

住民課長。

住民課長（小山枝利子君） ご説明いたします。

今回の補正は、ただいま町長が申し上げましたとおり、全額18年度分の精算でございます。事項別明細書、4ページをお開きいただきたいと思います。

歳入。

2款1項1目国庫支出金の医療費負担金554万9,000円につきまして、精算による増額でございます。

5款1項1目繰越金1,253万8,000円につきましては、前年度繰越金の確定額でございます。

歳出をお願いいたします。

3款1項1目償還金448万8,000円の追加は、18年度分の精算による増額でございます。

3款2項1目一般会計繰出金1,359万9,000円は、18年度分の精算により、町にお返しをするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

12月13日までに調査が終了するようお願いいたします。

議案第10号の上程、説明、議案調査

議長（菅谷光重君） 日程第18、議案第10号 平成19年度東吾妻町特別養護老人ホームいわびつ荘運営事業特別会計補正予算（第1号）案を議題といたします。

朗読を願います。

事務局長。

(事務局長朗読)

議長(菅谷光重君) 朗読が終わりました。

続いて、提案理由の説明をお願いします。

町長。

(町長 茂木伸一君 登壇)

町長(茂木伸一君) 議案第10号 平成19年度東吾妻町特別養護老人ホームいわびつ荘運営事業特別会計補正予算について提案理由を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に323万7,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,664万5,000円とする補正予算のお願いでございます。

歳入につきましては、寄附金10万9,000円を増額、繰入金が1,058万1,000円の減額、繰越金が1,370万9,000円を増額でございます。

歳出につきましては、総務費323万7,000円を増額でございます。

詳細につきましては担当の施設長より説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議長(菅谷光重君) 続いて、担当課長の説明をお願いします。

いわびつ荘施設長。

いわびつ荘施設長(田村重剛君) それでは、平成19年度東吾妻町特別養護老人ホームいわびつ荘運営事業特別会計補正予算の説明をさせていただきます。

事項別明細書の4ページから説明させていただきますので、4ページをごらんください。

まず、歳入ですが、3款1項1目寄附金ですが、10万9,000円を増額のお願いであります。これは退所された利用者の親族の方からと1団体より指定寄附金としていただいたものです。

続きまして、4款1項1目一般会計繰入金につきましては1,058万1,000円の減額をお願いするものであります。

5款1項1目繰越金ですが、平成18年度の繰越金を当初200万円を見込んでおりましたが、決算によりまして、1,570万9,000円に確定いたしましたので、1,370万9,000円を追加させていただくものであります。

続きまして、5ページをお願いしたいと思います。

歳出でございますが、1款1項1目一般管理費は、いわびつ荘に係る経費で323万7,000円を増額のお願いです。

2節、3節、4節及び19節については、職員の給与改定所要額でありますので、よろしく

お願いいたします。

11節需用費であります。149万3,000円の増額をお願いであります。燃料費でございますが、暖房用の燃料として使用している重油ですが、たび重なる原油価格の高騰の影響を受けまして、不足してまいりました。今回増額補正をお願いするものであります。

18節備品購入費ですが、指定寄附金をいただいたので、追加補正させていただきました。エアーマット2台の購入に充てたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上、簡単ですが、よろしくお願いいたします。

議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

12月13日までに調査が終了するようお願いいたします。

ここで休憩をとり、13時より再開いたします。

（午後 零時00分）

議長（菅谷光重君） 再開いたします。

（午後 1時00分）

議案第11号の上程、説明、議案調査

議長（菅谷光重君） 日程第19、議案第11号 平成19年度東吾妻町地域開発事業特別会計補正予算（第2号）案を議題といたします。

朗読を願います。

事務局長。

（事務局長朗読）

議長（菅谷光重君） 朗読が終わりました。

続いて、提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） 議案第11号 平成19年度東吾妻町地域開発事業特別会計補正予算（第2号）につきまして提案理由の説明を申し上げます。

今回お願いするものは、歳入歳出それぞれ473万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,881万8,000円とするお願いでございます。

内訳といたしましては、歳入で繰入金473万6,000円の増額であり、歳出では事業費として情報通信施設事業費473万6,000円をお願いするものでございます。

詳細につきましては東支所長より説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（菅谷光重君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

東支所長。

東支所長（猪野悦雄君） それでは、3ページ以降、事項別明細書によりまして説明させていただきます。

歳入でございますけれども、基金を473万6,000円を取り崩していただきまして繰り入れさせていただきますと思っております。歳入関係でございます。

続いて、歳出でございますけれども、事業費の情報通信事業費、施設管理費ですけれども、工事請負費として473万6,000円をお願いしたいと思っております。

内訳ですけれども、工事請負費として、箱島地内一部主体ケーブルが断線が見られまして、その災害復旧工事ということで330万円、それから光通信の制御装置が故障になりまして、その交換修理工事ということで65万円、それから本年度、本庁と東地区の今の光によります放送システムをつなぐ連携工事を行うわけですけれども、その既存システム改良工事ということで、若干の不足め56万円を増額ということでお願いしたいと思っております。以上473万6,000円をお願いするわけでございます。よろしくお願い申し上げます。

以上です。

議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

12月13日までに調査が終了するようお願いいたします。

議案第12号の上程、説明、議案調査

議長（菅谷光重君） 日程第20、議案第12号 平成19年度東吾妻町下水道事業特別会計補

正予算（第2号）案を議題といたします。

朗読をお願いします。

事務局長。

（事務局長朗読）

議長（菅谷光重君） 朗読が終わりました。

続いて、提案理由の説明をお願いします。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） 議案第12号 平成19年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について提案理由の説明をいたします。

今回お願いするものは、歳入歳出それぞれ5,724万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億8,848万3,000円にするものであります。

歳入の主なものは、県支出金300万1,000円の減額、町債5,670万円の減額であります。歳出の主なものは、建設費5,262万4,000円の減額であります。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、よろしく願いいたします。

議長（菅谷光重君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

上下水道課長。

上下水道課長（蜂須賀 正君） それでは、説明させていただきます。

まず、3ページをお願い申し上げます。

3ページ、第2表地方債の補正でございます。今回お願いいたしますのは、地方債の限度額でございます。下水道事業債につきましては1億5,080万円、過疎対策事業につきましては320万円、合計いたしまして限度額を1億5,400万円とするものでございます。

続きまして、5ページをお願い申し上げます。

事項別明細になります。

まず、歳入でございます。

2款使用料及び手数料、1項使用料の2目浄化槽使用料でございます。今回お願いいたしますのは417万円の減額の補正のお願いでございます。これにつきましては、当初120基、浄化槽を設置する予定でしたが、30基減の90基ということでございます。

次に、3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目都市計画費補助金でございますが、2,010万円の追加のお願いでございます。これにつきましては補助対象事業量の増ということでござ

ざいます。

次に、2目生活排水費国庫補助金でございます。1,388万2,000円の減額のお願いでございます。これにつきましては、先ほど来申し上げましたように、浄化槽の設置基数の減に伴うものでございます。

次に、4款県支出金、1項県補助金、1目県補助金でございます。お願いいたしますのは300万1,000円の減額のお願いでございます。これにつきましても、合併浄化槽の設置基数の減ということでございます。

次に、5款繰入金、1項繰入金の1目一般会計繰入金でございます。311万5,000円の追加のお願いでございます。

次に、7款諸収入の2項雑入、2目消費税還付金でございます。お願いいたしますのは350万8,000円の減額のお願いでございます。説明欄にございますように、公共下水道関係の消費税、次のページにまいりまして、農業集落排水等々の消費税の確定によるものでございますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、3目駐車場等付帯工事費でございます。80万円の追加のお願いでございます。これにつきましては、合併浄化槽の関係でございますが、駐車場使用ということで、付帯工事ということでございまして80万円の追加のお願いでございます。

続きまして、8款町債でございます。お願いいたしますのは、下水道事業債といたしまして5,540万円の減額、過疎対策事業債といたしまして130万円、合わせまして5,670万円の減額のお願いでございます。

次に、7ページをお願い申し上げます。

まず、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費でございます。お願いいたしますのは592万2,000円の減額のお願いでございます。これにつきましては、職員6名分の異動及び給与改定に係るものでございますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、2款建設費、1項建設事業費、1目建設事業費でございます。お願いいたしますのは5,262万4,000円の減額のお願いでございます。まず、15節工事請負費の5,141万5,000円でございますが、これは建設工事等に係るところの減額が主でございます。それと、25節積立金の120万9,000円の減額のお願いということでございます。

次に、3款施設費、1項施設管理費、1目施設管理費でございます。お願いいたしますのは130万円の追加のお願いでございます。料金統合システムの移行の業務をやっておりますが、不足分が出ましたので、130万円の追加のお願いということでございます。

以上、簡単でございますが、よろしくお願ひ申し上げます。

議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

12月13日までに調査が終了するようお願いいたします。

議案第13号の上程、説明、議案調査

議長（菅谷光重君） 日程第21、議案第13号 平成19年度東吾妻町簡易水道特別会計補正予算（第1号）案を議題といたします。

朗読を願います。

事務局長。

（事務局長朗読）

議長（菅谷光重君） 朗読が終わりました。

続いて、提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） 議案第13号 平成19年度東吾妻町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について提案理由の説明をいたします。

今回お願いするものは、歳入歳出それぞれ260万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6,136万2,000円にするものでございます。

歳入の主なものは、繰越金229万6,000円の追加であります。歳出は、簡易水道費260万7,000円の追加であります。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、よろしくお願ひいたします。

議長（菅谷光重君） 続いて、担当課長の説明を願います。

上下水道課長。

上下水道課長（蜂須賀 正君） それでは、ご説明させていただきます。

まず、4ページ、事項別明細をお願い申し上げます。

まず、歳入でございます。

1款分担金及び負担金、1項分担金、1目簡易水道分担金でございます。今回お願いいた

しますのは31万1,000円の追加のお願いでございます。まず、1節加入分担金でございますが、新規加入ということで旧東地区で3件、旧吾妻町地区で2件、計5件の追加のお願いでございます。工事分担金15万1,000円の減額につきましては、量水器未設置区域に対します量水器を設置したわけでございますが、それが数が減ったということでございますので、よろしく願いいたします。

次に、6款繰越金、1項繰越金、1目繰越金でございます。今回お願いいたしますのが229万6,000円の追加のお願いでございます。これは繰越金の確定でございますので、よろしく願い申し上げます。

続きまして、3の歳出をお願い申し上げます。

1款簡易水道費、1項維持管理費、1目維持管理費でございます。今回お願い申し上げますのは260万7,000円でございます。これらにつきましては、ほとんどが職員の異動及び給与改定による人件費等でございますが、11節需用費の212万2,000円でございますが、これは貫井給水区の滅菌器が故障いたしまして、その修理が70万3,500円、それと岩宮簡易水道の同じく滅菌器の修理ということで45万1,500円、それと同じく岩宮簡易水道の水位計の故障の修理ということで96万7,000円ということでございますので、よろしく願い申し上げます。

議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

12月13日までに調査が終了するようお願いいたします。

議案第14号の上程、説明、議案調査

議長（菅谷光重君） 日程第22、議案第14号 工事委託契約の変更についてを議題といたします。

朗読を願います。

事務局長。

（事務局長朗読）

議長（菅谷光重君） 朗読が終わりました。

続いて、提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 茂木伸一君 登壇)

町長(茂木伸一君) 議案第14号 工事委託契約の変更について、提案理由の説明をいたします。

町道松谷・六合村線改築工事については、去る6月の定例会にて、群馬県との契約をご議決いただき、工事を進めているところであります。今回提案する工事委託契約の変更については、工事委託費を変更増額することにより、工事の進捗を図り、畜産基地の建設等により、大型車両の通行が増し、通行に支障を来している地元住民に対し、一日でも早い工事の完成をなし、通行の便を図るためでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、よろしくお願いたします。

議長(菅谷光重君) 続いて、担当課長の説明を願います。

建設課長。

建設課長(角田 豊君) 工事委託契約の変更についてご説明申し上げます。

町道松谷・六合村線改築工事につきましては、ダム関連事業として、水源地域整備計画に定められた事業で、起債事業で進めているところでございます。今年度は2億5,000万円の事業費をお認めいただき、工事と一部用地買収を予定して、事業を進めてまいりました。

議案の次の平面図をごらんいただきたいと思います。黄色く着色してございます部分が今年度工事実施予定箇所、それから紫の部分が工事の施工済みの区間でございます。それで、用地買収につきましては、雁ヶ沢の橋を越えたカーブから先の現道にすりつくまでの間の左の着色してございません部分を用地買収、補償等を進めているわけですが、その部分でその用地買収に当たりまして、1地権者の補償物件の調査が済まないと、用地買収ができないということになりまして、今年度はその補償調査を実施して、用地買収は次年度に行うということとして、工事委託費の変更増額をお願いするということでございます。

ですから、補償物件調査に205万1,000円の増額、そして用地補償費が1,360万9,000円の減額と、これは町で担当している部分でございます。この差額が1,155万8,000円でございますが、これをですね、先ほどのまた図面に戻っていただきたいと思います。赤い部分に今回工事費の追加として、道路の工事としては施工されている部分でございますが、そののり面工がございまして、切り土が高いということで、工事費のダム関連事業として、ハッ場ダム完成までは、下流都県からの資金援助がある事業でございますが、早期に完成させる必要があり、工事の促進を図るために、工事の群馬県への委託部分を増額するというお願

いでございます。

6月にご議決いただきました工事委託費というのは、純工事費の部分でございますが、その部分を変更前の2億2,989万2,000円から先ほどの1,155万8,000円を足しまして、2億4,145万円に増額したいというお願いでございます。この工事の部分でございますが、赤い着色部分でございますが、のり面工が3段切りぐらいの最長のり長で28メートルほどございまして、その3段になる最下段ののり枠工約1,000平米を施工したいという内容でございます。よろしくお願いいいたします。

議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

12月13日までに調査が終了するようお願いいたします。

請願書・陳情書の処理について

議長（菅谷光重君） 日程第23、請願書・陳情書の処理についてを議題といたします。

さきの議会運営委員会までに受け付けた請願書・陳情書は、お手元に配付した請願文書表・陳情文書表のとおり、それぞれの委員会に付託いたしますので、各委員会ともその審査を12月13日までに終了するようお願いいたします。

以上で請願書・陳情書の処理についてを終わります。

散会の宣告

議長（菅谷光重君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

なお、次の本会議は12月14日午前10時から会議を開きますから、ご出席をお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。

大変にご苦労さまでございました。

（午後 1時25分）

平成19年12月14日(金曜日)

(第 2 号)

平成19年東吾妻町議会第4回定例会

議事日程(第2号)

平成19年12月14日(金) 午前10時開議

- 第 1 議案第 1 号 東吾妻町長及び副町長の諸給与支給条例の一部を改正する条例について
- 第 2 議案第 2 号 東吾妻町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 3 議案第 3 号 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 4 議案第15号 東吾妻町長等の給与の特例に関する条例の制定について
- 第 5 議案第16号 東吾妻町職員の給与の特例に関する条例の制定について
- 第 6 議案第17号 東吾妻町特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 7 議案第 7 号 平成19年度東吾妻町一般会計補正予算(第3号)案
- 第 8 議案第 8 号 平成19年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)案
- 第 9 議案第 9 号 平成19年度東吾妻町老人保健特別会計補正予算(第2号)案
- 第10 議案第10号 平成19年度東吾妻町特別養護老人ホームいわびつ荘運営事業特別会計補正予算(第1号)案
- 第11 議案第11号 平成19年度東吾妻町地域開発事業特別会計補正予算(第2号)案
- 第12 議案第12号 平成19年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算(第2号)案
- 第13 議案第13号 平成19年度東吾妻町簡易水道特別会計補正予算(第1号)案
- 第14 議案第14号 工事委託契約の変更について
- 第15 請願書・陳情書の委員会審査報告
- 第16 閉会中の継続審査(調査)事件について
- 第17 発議第 2号 東吾妻町議会議員定数条例の一部改正について
- 第18 町政一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（18名）

1番	菅谷光重君	2番	竹淵博行君
3番	金澤敏君	4番	青柳はるみ君
5番	須崎幸一君	6番	浦野政衛君
7番	角田美好君	8番	一場明夫君
9番	日野近吉君	10番	大冨広海君
11番	中井一寿君	12番	上田智君
13番	橋爪英夫君	14番	前村清君
15番	佐藤利一君	16番	加部浩君
17番	原田睦男君	18番	高橋基雄君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	茂木伸一君	副町長	関口博義君
総務課長	山野進君	企画課長	角田輝明君
税務課長	石村あさ子君	保健福祉課長	山田文子君
住民課長	小山枝利子君	生活環境課長	加部保一君
産業課長 兼農業委員会 事務局長	高橋啓一君	建設課長	角田豊君
ダム対策課長	市川忠君	上下水道課長	蜂須賀正君
会計管理者	丸橋哲君	東支所長	猪野悦雄君
いわびつ荘 施設長	田村重剛君	岩櫃ふれあい の郷施設長	高橋和雄君
桔梗館長	唐沢憲一君	榛名吾妻荘 支配人	富沢美昭君
学校教育課長	一場孝行君	社会教育課長	佐藤正己君
中央公民館長	高橋義晴君		

職務のため出席した者

議会事務局長	蜂須賀祐吉	議会事務局長 係	田中康夫
議会事務局 係長代理	小池さつき		

開議の宣告

議長（菅谷光重君） 皆さん、おはようございます。

ただいまより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程の報告

議長（菅谷光重君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議事日程に従い、議事を進めてまいります。

なお、本日は、岩島区長会を初め、皆様から傍聴の申し出があり、これを許可いたしましたので、よろしく願いをいたします。

また、傍聴される方に申し上げます。

受け付けの際に、傍聴人の心得をお渡ししてあると思いますが、これをお守りの上、静粛に傍聴されますようお願いをいたします。

諸般の報告

議長（菅谷光重君） 初めに、町長から発言が求められておりますので、これを許可いたします。

町長。

町長（茂木伸一君） 皆さん、おはようございます。

議長より、発言のお許しがありましたので、おつなぎをさせていただきます。

ご承知のことと思いますが、昨日の上毛新聞1面で、本日お配りをいたしましたコピーのとおり、ハッ場ダム建設が5年間延長との記事が載っておりました。つまり、平成22年度完成予定から平成27年度完成へと正式に5年間延長を決定されたとのことでございます。実は、昨日午前9時20分から関東地方整備局長、そして、河川部長が来庁されました。当初は新任

あいさつとしての予定でしたが、この報道を受けて急遽議長にも一緒に立ち会っていただきました。冒頭、整備局長から、今回の訪問は5年延長の件を事前に町へつなぐためでありましたが、上毛新聞の報道が先になってしまい、まことに申しわけないとのことでありました。

本日の上毛新聞及び大手新聞各社報道のごとく、昨日11時に正式には発表されたものでございます。町といたしましては、今回の5年延長につきまして、町議会、地域各ダム対へその内容を説明していただくため、整備局長が帰られた後、すぐに正副議長及び正副ダム対策特別委員長と協議をいたし、特別な形ではありますが、議員全員協議会をまず開催していただき、基本的な延長理由等を国土交通省、八ッ場ダム工事事務所及び関係機関より説明をしていただこうと、現在、12月26日を予定日といたしまして調整をさせていただいているわけでございます。

以上、おつなぎをさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

議長（菅谷光重君） そこで、特別の事情のもと、限られた日数の中で調整をいたしました。その上で、議員全員協議会を12月26日午前9時より開会したいと存じますので、ご了解をお願いいたします。

議案第1号の質疑、討論、採決

議長（菅谷光重君） 日程第1、議案第1号 東吾妻町長及び副町長の諸給与支給条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る12月6日議案調査としてありますので、続いて、質疑を行います。

8番、一場議員。

8番（一場明夫君） 総務課長にちょっとご確認させていただきたいんですが、今回のこの一部を改正する条例については、町長、副町長の期末手当を0.05カ月引き上げるという内容のものなんですが、提案のときの説明の中に、人勧の勧告に準じてというような説明だったと思うんですが、人事院の勧告というのは本来、職員の給与に関して勧告がなされるというふうに理解していたんですが、特別職もそれに準じて上げるという、イコール特別職もそれに準じて上げなくてはならないということかどうか、その点を1点お聞きしたいと思います。

本議会で、ほかの議案で提案されていますけれども、特別職の給与等を下げるという議案もこの後出てくるんですけれども、そういったものを片方は上げて、片方は下げると。考え方としてはわからなくはないんですが、これ町民にとって非常に理解しづらいような提案の仕方になっていますけれども、少し矛盾しているかなという気がするんですが、その2点について総務課長、お答えいただきたいと思います。

議長（菅谷光重君） 総務課長。

総務課長（山野 進君） 一場議員さんからのご質問の1点目でございます。

職員については、人事院勧告に準じた形で引き上げるのが通例となっておりますけれども、特別職については一概にそのような措置をとらなければならないというものではございません。

それと、2点目の、今回人事院勧告に伴う引き上げをお願いしている一方で、現給保障等の引き下げの条例もお願いしているわけですが、引き下げる条例につきましては、本来ですともう少し早く出したかったわけですが、組合との交渉等がございまして、ち合ってしまったということでございますので、その辺はご理解いただきたいと思います。

議長（菅谷光重君） 8番、一場議員。

8番（一場明夫君） 職員のことで上げる下げるのことは聞いたつもりではなかったんですが、町長等特別職の給与関係も何か100分の5下げるという議案がたしか出ていたので、それが下げるのと上げるのと一緒に同じ議会に出てくるので、非常にわかりづらいという話をしたつもりだったんですが、まあ、いいです、意味は多分同じだと思いますので。

そう考えると、町執行部としては、今回、町長、副町長については期末手当は今までの分より上げるべきだという判断をしたということで出ているんだと思いますけれども、先ほどちょっと総務課長が触れましたが、職員に対しても削減をしようということで、今議会でもそういう提案がなされているというそういう動きを見たときに、果たして上げるのが適当かどうかというのについて非常に疑問な部分があるんですが、その辺について、町長、副町長のサイドの中でその辺の判断をなされたのか、この辺については町長にお聞きしたいと思います。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） それは、私の方で協議を進めた中でやっております。

まず、別の議案で特別職、町長、副町長の給与を5%カットするというのは、これは特例というふうな形で期間限定、私の任期の中でというふうな形にしております。ですから、こ

それは特例というふうなことでございます。ただ、この議案第1号につきましては、数字というふうなものはそのままもっと長い間引き継がれるものになっております。ですから、これを今このところで上程をせずに、0.05カ月少ないというだけのことにしておきますと、後にも多少の影響が残るのかなというふうに、一般の町村と同じような形態で進めておいた方がいいのかというふうなことでございます。

ただ、今現在私どもの財政事情であるとかそういったようなものも勘案いたしました。ただ、0.05カ月という数字というふうなことで、この数字は一般の職員と同じような形態で今回上程をさせて、そして議会の皆様のご判断もあわせて仰ごうというふうなつもりで上程をさせていただきましたので、よろしくお願いをいたします。

議長（菅谷光重君） 8番、一場議員。

8番（一場明夫君） 町長の答弁を聞いていると、ちょっと感じがわからないんですが、ほかの町村とというふうな比較の話がされましたけれども、特にこの町は町長が以前から言っているように、職員のラスが高い。そういった状況の中で、財政も厳しい中で、ラスを95にしようというふうな考え方も示されていますけれども、そういった状況を考えると、ほかの自治体よりはうちの自治体の方が厳しい状況にあると。あと、公債費比率も非常に高い状況、いろいろ考えるとほかの町村よりはうちの自治体の方が厳しい状況にあると私は思っています。

そういった中で、私が聞いたのは、そういった状況を踏まえても0.05を上げるというふうに判断をしたのかということを知りたかったので、それだけ最後にお答えいただきたいと思います。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） ラスを95というふうなことを、職員の組合の方に提案はしております。ただ、そのところで群馬県の中での1万5,000人から2万人規模の自治体の中で、首長の平均給与というのが75万9,000円というふうなことになっております。たまたま隣の中之条町が79万円と高いんですけども、その中之条からは10%低い72万円という報酬というふうに合併協議の中で決まっております。そして、先ほど申し上げた平均の75万9,000円というのは、群馬県の町村会としてそれに合わせたらいかがかというふうな提案はあります。そういったことを考えますと、75万9,000円から72万円というのは、ちょうど95%、5%割引になっております。ですから、今現在のラスが95というふうなもの一つの数字であります。

ですから、今後どういうふうに、要するに長いスパンで考えた場合に、この0.05カ月と

いうふうなものは数字の上に載せておいた方がいいという判断をいたしました。そして、金額にして年額で4万円とちょっとというふうなことであります。今までちょっと計算をしていなかったんですが、今、急遽計算をしてみますと、首長に対しては4万2,000円くらいでしょうか、そのぐらいの金額の年額だというふうなことでございます。

議長（菅谷光重君） ほかに。

（発言する者なし）

議長（菅谷光重君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

6番、浦野議員。

（6番 浦野政衛君 登壇）

6番（浦野政衛君） 反対討論を行います。

議案第1号 東吾妻町長及び副町長の諸給与支給条例の一部改正条例について、反対討論を行います。

今般、人事院勧告に伴う町長、副町長、教育長、諸給与一部改正条例であります。勧告に伴う職員や特別職の諸給与改正は、6年ぶりのことだそうです。全国的に、また群馬県内にも各市町村は財政状況に応じて、取り入れる自治体と取り入れない自治体があるように聞いております。そういった中で、この東吾妻町も合併して1年と数カ月経過する中、非常に町の住民から財政状況が厳しいではないか、負債状況がかなりあってどうするのだというふうな声が頻繁に聞こえる今般であります。

そういった観点から、我々も多くの町の町民と話す機会があるわけではありますが、本当に住民の方から、町の話に触れると、今、町が抱えているこの負債状況をどうやって解消していくのかという切実な声が伝わってまいります。そういった中で、今、この町が議会とともに努力をしなければならない。また、お金がなく、いろいろな要望にもこたえていけないような状況を生じております。そういった観点から、今回の条例改正は本当に厳しいものであります。町の財政状況では負債や公債費比率の上昇にブレーキをかけ、むしろ、財政削減と健全化に努める時期だと思うのであります。

よって、幾つかの観点から、今回の議案第1号 町長、副町長の諸給与支給改正条例に断固反対するものであります。

議長（菅谷光重君） 賛成討論はありますか。

（発言する者なし）

議長（菅谷光重君） 反対討論はありますか。

（発言する者なし）

議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立なし）

議長（菅谷光重君） 起立ゼロ。

したがって、本件は否決されました。

議案第2号の質疑、討論、採決

議長（菅谷光重君） 日程第2、議案第2号 東吾妻町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る12月6日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

8番、一場議員。

8番（一場明夫君） こちらの方も総務課長にちょっとご確認させていただきたいんですが、たしか去年の6月だったと思いますが、当町でも人事院の指導だったか勧告に基づいて、地域給というもののある程度取り入れる中で、給料表の切り下げが行われました。これはまだ、つい1年数カ月前のことなので、私も記憶に新しいところなんですけれども、そういった中で、今度は配偶者、要するに扶養手当を上げることと、勤勉手当を一部上げることと、1から3級、若年層の職員の給料を上げること、そういう勧告に基づいて上げたいという提案がなされているんですが、去年そういう話があって地域給というのをやはり遵守すべきだという考え方を私も持っているんですが、そういった中で、総務課としてこの間お聞きしたときには、地域給の実態というのを把握していないんだという話をされていましたが、これについて、50人以上の企業あたりがベースになるんだと思いますが、そういうものを本当に把握していないのかどうか、その辺のところは1点。もし、ある程度把握しているようでしたら、そのデータを示していただければありがたいというのが1点です。

それともう1点、これをまたあげますと、先ほど町長の言った、職員の給与をラス95にしていきたいんだという考え方の方向に、やはりどうしても逆行する形になると思います。そ

うしたものをしていくのに、非常に議員としても不安を感じるんですが、その点についても財政主管課長としてその辺のところをどうにとらえているか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

職員の給与に関する条例改正、これは上げる方ですけれども、この後、また下げる内容のものが提案されていますので当然出てくるんですけれども、これについてもやはり同一議会に出すという形でいくと、非常に変則的というか矛盾がある提案の仕方になるので、非常に議員も判断に困るんだと思っています。そういった中で、職員組合といろいろ後段で出てくる部分については、後段というか、下げる部分については職員組合との協議をしているというふうな話もありましたので、それはまたそこで話をするとしても、切り下げの関係ときちっと調整をして、そういうもので再提案するというようなことが不可能かどうか、その辺についてお聞かせいただきたいと思います。一たんこれは論議されましたので撤回はもうできないと思いますけれども、そういうものが一定期間、例えば、多分タイムリミットは3月末だと思いますので、それまでの間に調整することは可能かどうか、その点をお聞きしたいと思います。

議長（菅谷光重君） 総務課長。

総務課長（山野 進君） 一場議員さんから何点かご質問がありましたけれども、まず1点目の地域給の関係でございます。既に議員さん等もご存じかと思っておりますけれども、小規模自治体については、人事院勧告あるいは人事院制度というのはございませんので、ほとんどの町村については人事院勧告、あるいは県の勧告に準じた形でお願いしているのが実態だというふうに思っております。今度の改正によりまして、今までは100人以上の従業員の企業を対象にしたわけですけれども、今回は50人以上の企業を対象にしたということで、町内でも50人以上の事業所は相当あるわけですけれども、実際データを把握しているかということをおっしゃると、現時点では把握しておりません。

2点目の今回、人事院勧告に伴って条例改正をお願いするわけですけれども、今回の改正のポイントにつきましては、議員さんご指摘のとおり、若年層に限定した給料改定が一つでございます。この関係については、民間の企業の初任給が引き上がったというふうなことで若年層、特に1級、2級、3級の職員、当町に当てはめてみますと、1級、2級、3級に該当する職員は27名おりますけれども、最大限2,000円、最少では200円というような引き上げになるわけですけれども、それらをトータルしますと年間で44万5,000円ほどの引き上げになるかと思っております。

それと、扶養の関係につきましては、扶養配偶者以外というような形の中で、今度扶養手当については6,000円から6,500円に一本にしたというような形で、その500円今回引き上げをさせていただくというような内容でございます。

それから、勤勉手当についても、0.05カ月引き上げさせていただくというような形での提案になっておりまして、人事院勧告に伴う今回の試算をしてみますと大体600万円ぐらい持ち出しが多くなるというふうな計算にはなるかと思えます。

3点目の再提出というようなお話でございますけれども、時間をいただければそのような形で調整は可能かと思っております。

以上でございます。

議長（菅谷光重君） 8番、一場議員。

8番（一場明夫君） 地域給という基準がどこまでのエリアを指すのかというのは、いろいろ論議があるところだと思いますが、少なくともこの吾妻地域において、中には景気のいい企業もあるんだと思いますけれども、非常に厳しい状態であるということはだれもが承知しているところだと思います。だから、私が一番心配しているのは、町民がそういったものを踏まえて、役場の職員は今度給料がたとえわずかでも上がるんだというものに対して、果たして理解が示せるかということを見ると、やはりその地域の実態をきちっと把握した上で、財政主管課長としてはやはりデータをそろえておくべきかと私は思ったので、ちょっと確認したんですけれども、その辺の実態をやはり把握した上で判断をしていくというのも一つの判断基準になると思いますので、その辺についての考え方をもう一度再確認させていただきたいと思えます。

当然、これは答えはなかったんですけれども、ラスを下げる方向には逆行していくというのは明らかだと思いますので、今の関係と含めると、やはりよく再検討が必要だろうということになるんだと思います。今、総務課長もおっしゃっている事務的なレベルの考え方でいくと、多分私が言ったように、年度内でしょうから3月末が多分タイムリミットでしょうけれども、その間にきちっと何ていうんですか、下げるものと上げるものと調整する中で、方向性が出されて、ある意味職員も納得できるような形でやられるのが、一番やはりベターな方法かなというふうに考えますので、そういったことが、先ほどの答弁だと可能だということですけども、これについては町長としてその辺についてそういうものをしていく考え方とか持っているかどうか、お聞かせいただきたいと思えます。

最初、前段は総務課長で、後段は町長にお願いしたいと思えます。

議長（菅谷光重君） 総務課長。

総務課長（山野 進君） 一場議員さんからの再質問の地域給に伴う企業からのデータ聴取ということだと思いますけれども、従業員50名以上の企業、あるいはそれ以下も必要あらばということになるかと思えますけれども、現実として町側から企業さんの方に給料内容を教えてくれといったときに、当たってみなければわかりませんが、その辺にちょっと危惧があるものですから、現在はデータをとっていないというのが実態でございます。

それから、ラスパイの関係につきましても、今回はこのような形で第1段階として当面、今は県下一というような状況でございますので、何とか下げさせていただきたいということで提案しております。これは現給保障に手を加えるということは暫定的な措置でございます、抜本的な解決にはならないわけでございます。抜本的解決をするには、モデル給料表をつくって、しっかりした目標を定め、町長が言っておりますラスパイレスを95にするんだというその作業をすることによって、ラスパイを下げっていくという方法を現在検討しているわけございまして、今回お願いしたのはその前段ということでご理解いただければありがたいと思います。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） タイムリミットが3月というふうなことでおっしゃっていたわけなんです、今現在、年に1回の昇給で1月1日というふうなことなものですから、12月議会でお世話になると、そういったようなつもりでございました。ただ、今、確認をしましたところ、確かに3月でもさかのぼりというふうな形での適用というふうなことはできるのかというふうなことで、確認をしたところなんです、そんなことでちょっと矛盾するというふうにおっしゃっている件につきましては、やはりこの12月のところでご提案申し上げた中でお願いしたいと思っておりました。

再考の余地はないかというふうなことでございますが、再考の余地はございます。ただ、私としても職員組合と余りの摩擦を起こさないようにというふうな思いもございまして、この件については若年層の27人に限ってというふうなことでございますので、特に給料表が変わるというのがですね。そういったことですから、この辺についてはお認めをいただけたらありがたいというふうに思っておる次第でございます。

議長（菅谷光重君） 8番、一場議員。

8番（一場明夫君） 多分、私も執行部の考え方というのは全然理解しないわけではないんです。非常に厳しい状況の中で、制約のある中で提案されているというのは、それはよくわ

かるんですけれども、ただ、若年層だけということではなくて、扶養手当とかそういうものを考えると、今言った町長の数字とはまた違うんだと思います、実際には。そういうことを考えて、私が一番困っているのは、正直言って片方で、この後出てきますけれども下げる議案、こっちは上げる議案、どの議員も多分悩んでいると思います。理論的にはわからなくはないんです。ただ、これを持ち帰って町民に説明するといったときに、町民は理解してくれないのではないかという不安が一番あるわけです。ですから、総務委員会でも給与の削減というのを今まで検討してきましたけれども、そういった中で、ちゃんと切り分けて下げるのであれば、9月にやりましょうということで9月というのを私も意識してやってきたわけですけれども、それがたまたま延びたと。調整がつかないんだけれども、まだ、その中で組合と内容が決裂している中で、今度は削減案をまた9月に同じものを出してくるという考え方でいくと、調整は数カ月置いてもつかなかったということですよ。

ただ、その間に、ある程度譲歩する考え方も出ているということを知ると、今回のこれも含めてですけれども、私はぜひ再調整をして、きちっとしたものをある意味職員も納得して、気持ちよく仕事ができるような体制を考えると、やはり町長として、その辺のところをぜひ考えていただきたい。そういった意味があるので、再考する考え方があるかというのを聞いたんですけれども、私たちが判断するに非常に大変な状況で、今、上げるのも下げるのも一緒に出されるような、同じぐらい出されていますので、非常に厳しい状況で判断しなくてはならないということを見ると、そういう可能性があるのであれば、考え方としてですけれども、3月議会でもう一度調整した最終結果が出たものを出してもらえれば、一番我々も判断しやすいという部分になると思いますので、これは希望なんですけれども、その辺のところはぜひ頭に含んで考えていただければと思っています。

以上です。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） 再考する余地は当然のことながらあるにはあるんですが、現実にも今、この議案というふうなものを上程しております。そして、これから出てくる議案の現給保障の削減案というふうなものにつきましては、第1段階でラスパイレスを95%という目標を持って、第1段階としての給料削減案というふうな位置づけで私自身はおります。そのところで、これから1年をかけて組合の方との協議であるとか、いろいろ検討をしなければいけないのがモデル賃金というふうな形態になるのかなというふうにも認識をしておるわけです。そういった中で、結果的に時間は多少かかりますが、こういった今回の議案第2号について

も、結果的には修正ができるのではないかと。確かに議員おっしゃるとおり、住民の方には多少わかりにくいことかもしれません。でも、そのものの本質というふうなものは、多少別な形だというふうなことで、議員の皆様にはご理解をいただけたらありがたいと思っております。

議長（菅谷光重君） ほかに。

10番、大図議員。

10番（大図広海君） 本議案の給与表の改正について、随分若年層の数字がまだまだ低いと私は感じています。もう少しドラスティックに改善していくと。その原資をどこに求めるか。現給保障をもう少しきっちりやるとか、あるいはいろいろと住宅手当に手をつけるとか、方法はあるかと思えます。ただ、今はそれは議案になっていないので。しかし、このラスの目標を言ってもラスは本給だけです。いいですか。そうすると、ラスを下げても手当が上がったら何もならない。特に、ずっと同じ論理展開を私はしているんですが、公債費比率が悪いのは、その前段となる経常収支比率が悪かったからだ、事業費が捻出できないので起債に頼らざるを得ないと、このジレンマに陥っています。

そうすると、経常収支比率、去年の発表では98.9%でした。県内ワースト3争いですが、婦恋村の例を挙げれば、公債費比率は吾妻より悪かったんですけども、経常収支比率は92%。町長がよく事例に出す福島県の矢祭町は、経常収支比率が89%、公債費比率は吾妻とどっこいどっこいでした。どこかにやはり原因があるんですね。そうなってくると、機構改革をして、人件費も抑制していくんだという大前提、話は聞いているんですが、なかなかそれが実現してこない。ケース・バイ・ケースで少しずつまたこの手当が上がっていく。全体から見るとやはり逆行していると私は思います。いいですか。能力給にする。それは結構でしょう。若年層の所得を上げる、それも結構でしょう。でも、すみません、扶養手当が上がる、あるいは根拠の薄い勤勉手当が上がる。

議長（菅谷光重君） 要約してください。

10番（大図広海君） はい。この部分について、どういう思考体系でそこに至ったか、ここを伺っておきます。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） まことに難しい判断というふうなことは、申し上げられると思います。ただ、人事院勧告というこの国の人事院というきめの細かさ、そしてほとんどの自治体がこの人事院勧告をもとにしてというふう動いている中で、若年層とそうでない層のバランス

というふうなものも、やはり保っている必要があるのではないかと。ですから、その辺のところの給料表、今回は1級、2級、3級というふうな一部が適用というふうな形になっておるわけですので、議員も今、若年層がまだ安いのではないかとというふうなご指摘もございましたが、そういった中で全体のバランスというふうなことを勘案したところで、上程をさせていただこうというふうに考えたわけでございます。

議長（菅谷光重君） 10番、大図議員。

10番（大図広海君） それはそれとしておいて、やはりマクロ的に財政計画をどういうふうにするか、まず、そこが第1点だと思います。そうなってきますと、ここにすみません、議案書の補足説明、期末勤勉手当、これも先ほどの期末手当と同様に、勧告に従った数字分だけ上がっています。私も、これは実際経験あるんですが、でも、都会の方の景気は大分出ているらしいと。ただ、吾妻が本当にその景気の中に入っているか。どうもその実感はあり得ない。また、当局の方からそれを納得させるためのデータが出ていない。やはりそこら辺に問題があるかと思います。やはり、住民に対するところの説明責任、こういうデータですよというのが出ないと、やはり難しいかと思います。その辺について提出の用意がありますか。伺っておきます。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） 申しわけございません。その辺のところは先ほどの地域給の調査というふうなところで、総務課長も答弁を申し上げましたが、今現在、私どもにはそういったデータとしては持っておりませんので、ご容赦願いたいと思います。

議長（菅谷光重君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（菅谷光重君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

7番、角田議員。

（7番 角田美好君 登壇）

議長（菅谷光重君） 賛成ですか、反対ですか。

7番（角田美好君） 反対です。

議長（菅谷光重君） どうぞ。

7番（角田美好君） 第2号議案 東吾妻町職員の給与に関する条例の一部改正する条例について、反対討論いたします。

この案件については、先ほどの質問等ありました人事院勧告を受けての若年層への支援のための久々の昇給案件であることは十分承知しております。賛同したいのはやまやまですが、第1に、現在の東吾妻町の財政状況を見たときに、昇給という部分で住民の皆様に受け入れられるのか、第2に、先ほども議論されておりましたが、他業種と比較したときに、都心部では景気が上向きということで格差が生じていると思われませんが、吾妻郡内に目を向けたときに果たしてどうなのか、第3に、議会としても健全化のために議員給与の見直しを議論している最中であります。

3点の質問があります。先ほども一場議員が質問をしておりました。ほとんどダブるんですが、私もそのような理由から、今後、東吾妻町としての職員給与について十分議論し、総合的に考えてからでも遅くはないと思いますので、今回は反対をさせていただきます。

以上です。

議長（菅谷光重君） 賛成討論ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（菅谷光重君） 反対討論ありますか。

（発言する者なし）

議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りをいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立少数）

議長（菅谷光重君） 起立少数。

したがって、本件は否決されました。

議案第3号の質疑、討論、採決

議長（菅谷光重君） 日程第3、議案第3号 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、一場明夫議員外5名より、お手元に配りました修正の動議が提出されております。したがって、これを本件とあわせて議題とし、提出者の説明を求めます。

8番、一場議員。

(8 番 一場明夫君 登壇)

8 番 (一場明夫君) それでは、これから議案第 3 号 議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の修正動議を提出する理由、並びに修正内容をこれから説明させていただきますと思います。

今回、執行部から提案された条例の改正内容は、第 6 条第 2 項に規定する議員の期末手当を、6 月に 0.025 カ月、12 月に 0.025 カ月、年間合計で 0.05 カ月増額しようとするものです。人事院の勧告を準用した改正内容とはいえ、現在町の財政状況は非常事態の状況にあります。そんな中、職員給与のラスパイレス指数が県下一高いことから、やむを得ず職員の給与や諸手当削減についても着手しようとしている状況にあることを考えると、当然、議会議員もそれに先駆けて、報酬などの抑制を図るべきであると判断しました。

については、本条例の改正案を次のとおり修正したく、ここに提案させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

これから、説明を申し上げます。

お手元に資料が行っていると思いますが、その前にかいつまんで要点を申し上げます。

今回、修正を提案する第 1 点目は、町の提案では期末手当の額を年間で 0.05 カ月増額しようとするものですが、これを増額しないで据え置きにするというのが第 1 点目です。

第 2 点目は、基準日前 1 カ月以内に辞職または死亡した議員には、期末手当が支給される規定、これを削除して 6 月 1 日と 12 月 1 日、この両基準日に在籍した議員にのみ期末手当を支給しようとするものです。

第 3 点目は、基準日現在、報酬月額に 20% を加算した額、これが期末手当の額に現在なっています。この 20% の特別加算をなくすというものです。この適用については、平成 20 年 1 月 1 日、来年の 1 月 1 日以降から適用としたいと思います。

第 4 点目は、議員は任期が定められているにもかかわらず、現在の条例では継続して議員になった人については、6 月の期末手当は 100% 支給、新たに議員になった人については期間率があり 30% しか支給されていません。6 月 1 日には同じに在籍しているということを考えると、これを一律に 100% 支給し、任期内に全 8 回公平に期末手当を支給しようとするものです。

この条項は、5 月 13 日にさかのぼって適用させることにしたいと思います。これが決まれば、今回新たに議員になられた方に、未支給分の 70% が支給されるということになります。

主な修正は、かいつまんで言いますと、そういうことです。

それでは、お手元の修正案をごらんいただきたいと思います。

修正案は2条立てで作成させていただきました。なぜかという、期間率の関係については、5月13日にさかのぼって適用させ、それ以外の部分については、平成20年1月1日からの適用とするために、こういった方法が一番いいというふうに判断しました。最終的にはお手元にあります資料の、今回修正によりお手元にあります条例の修正案の第6条、中ほどから下に書いてありますけれども、以降の文案に変えたいと思います。ごらんいただいて、確認いただきたいと思います。

具体的には、新旧対照表をちょっとごらんいただきたいと思います。

まず、1条部分ですけれども、これは職員が在籍して継続している人の場合に、期間率というのが定められていまして、今回、これが適用されて議員も5月13日以降に新しく議員になられた方については、期間率が適用されて30%しか支給されなかったということがありますけれども、右側の旧の下線部分、その条項をうたってある部分を削除したいというものです。これに関する附則については、左側をごらんいただきたいと思いますが、附則の施行期日ということで、平成19年5月13日から適用するというふうに、ここに明記していくと。

2項は、内払いの規定ですけれども、この改正前の支給は内払いとみなすという規定を加えたいと思います。

その裏面をごらんいただきたいと思います。

これが2条関係になります。ごらんいただきますと、変わっている点は第6条の「6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）に在籍する職員には、期末手当を支給する」、これが新の条例の文案になります。ですから、これ以降は削除になります。

2項ですけれども、この中にあります期末手当の額は、前項の基準日現在、括弧書きがありますけれども、その括弧書きの部分が抜けて、さらにその後にあります「おいて受けるべき報酬の月額」、それ以降の「とその額に100分の20の割合を乗じて得た額を合算した額」これを削るものです。これによって20%加算がなくなるということになります。

支給日の規定がここに入っていないので、せっかく改正するということですので、期末手当の支給日は町職員の期末手当の支給の例によると、これを加えたいという内容です。

附則の部分をごらんいただきたいと思いますが、この条例の第2条の規定、要するに2条部分の規定については、平成20年1月1日から施行したいという内容になります。

以上で、簡単に説明させていただきましたけれども、どうか慎重にご審議の上、ご議決賜

りたく、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

議長（菅谷光重君） 本件については、去る12月6日、議案調査としてありますので、原案と修正案についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（菅谷光重君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。
討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りをいたします。本件に対する一場明夫議員外5名により提出をされました修正案について、起立によって採決をいたします。

本修正案に賛成の方は起立を願ひます。

（起立多数）

議長（菅谷光重君） 起立多数。

したがって、本件は可決をされました。

修正案が可決されましたので、原案については採決不要となります。

議案第15号の質疑、討論、採決

議長（菅谷光重君） 日程第4、議案第15号 東吾妻町長等の給与の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

本件については、去る12月6日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

8番、一場議員。

8番（一場明夫君） また、総務課長にちよつとご確認させていただきたいんですが、特別職等の報酬、給与ですか、議員も含まれるんだと思ひますけれども、変える場合には、私が承知している範囲ですと、通常報酬等審議会、これにかけてその辺のところの意見を伺うというのが多分通例の方法だと思ひますが、それについてそういったものを開いてやっているのかどうか。

それと、もう一つ、この内容を見ますと期間限定になっていますけれども、この辺の期間

限定の根拠というものをちょっと教えていただきたいと思います。

議長（菅谷光重君） 総務課長。

総務課長（山野 進君） 一場議員さんからのご質問ですけれども、議員さん、あるいは4役、町長以下の給与改定をする場合については、基本的には特別職等の報酬審議会に諮るわけでございますけれども、今回のケースにつきましては、時限的な条例でございます。町長が任期中に引き下げることですので、それにはかけなかったということでございます。以上でございます。

（「限定した根拠は」と呼ぶ者あり）

総務課長（山野 進君） 今回限定した根拠につきましては、町長の任期中ということがございましたので、町長の任期中の期間限定ということにさせていただきました。

議長（菅谷光重君） 8番、一場議員。

8番（一場明夫君） 多分、では、私の理解でよかったんだと思いますけれども、先ほど、町長はほかの自治体から見ると、うちの自治体の首長の報酬は高いのではないんだというように先ほどの質問の中にもありましたけれども、私が考えるに、これからの地方自治というのはやはり住民自治というのが基本原則になっていくんだと思います。そういった中で、やはり審議会というようなものは、それを一つやはり形としてあらわしている最たるものだと思います。

そういったことを考えると、果たして今回出された100分の5の削減ですね。これが住民の意向というか、町民の考え方に即しているかどうかというのが、やはり理解できない部分があるんだと思います。町長としては、できるだけ下げたいという前向きな気持ちで出されたんだと思いますけれども、果たして報酬等審議会を開いたときに、その額が適切かどうかというものが、やはりきちっと論議した中でそういったことがなされれば、少なくとも町民の意思というものが反映されるような形のものでとれるんだと思いますけれども、なぜそういったものをしなかったか、総務課長にもう一度お聞きしたいと思います。

議長（菅谷光重君） 総務課長。

総務課長（山野 進君） 先ほども申し上げましたように、期間限定ということでございますので、そのような措置はとらなかったということでございます。

議長（菅谷光重君） いいでしょうか。

ほかに。

10番、大図議員。

10番(大図広海君) 今の総務課長の発言ですと、期間限定だそうです。でも、任期の残り期間ということになると、期間限定ではなくて、一身上の問題になってくるのではないですか、任期中はなんですから。まだ、2年の上ちょっとあります。そうすると、首長の給料というのは安ければいいのではない。適正でなければいけない。それは能力に対して。みずからこうやって減給の話になってくると、私の能力はそれまでですとアピールしているようなものもある。ちょっと恥ずかしい、これは。もし私があの場合なら、もっと上げてくれと言います、自信があるから。

伺っておきます。町長として自信がありますか。

議長(菅谷光重君) 町長。

町長(茂木伸一君) そうですね。さまざまな問題や何やら毎日事件が起こったりしています。それはともかくとしまして、私も大図議員の意見には賛成ではございます。やはり首長の報酬というふうなものは適正でなければいけないというふうに思っております。ですから、私は先ほど町村会の提案では75万9,000円というふうなことで、旧吾妻町の基準というのはいままず適正なのかなというふうに思っております。ただ、私は私なりに職員の方とのラスパイレスを5%下げようと、本給だけについてということで、今回は手当についてはごく一部のことでございますので、全体には影響は少ない。ですから、現実には5%のマイナスには職員はならないというふうに、ラスを95にしての計算ですが、そうは思っております。

ただ、期間限定でということで、要するに私もいつまで首長ができるかそれはわかりません。それはそれで、やはり後でやっていただく方も給料を上げるという、報酬を上げていくというのは非常に辛い作業かなというふうに思います。おのれのですね。ですから、それは報酬審議会に諮って下げておくというふうなことは、私の本意ではございませんので、私は私なりに十分報酬以上の仕事をしていると、その自信は持って毎日の仕事に精励をしていきたいと、また、そういうふうにしておるつもりでございます。

議長(菅谷光重君) 10番、大図議員。

10番(大図広海君) 初めて前向きな答弁を聞きました。

こういう形で町長は自信があると。だとすれば、自分の報酬を下げる必要はどこにもない。いいですか、一つこういう事例が出ると、いわゆる選挙民に対して、自分の給料を下げた町長がすぐれた町長だという印象を与えなくもない。これは物すごく危惧しなくてははいけません。そういった形から見ると、やはりパフォーマンス的に下げるといようなこのスタイルは反省すべきである。その辺のことについて、検討なさいましたか。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） はい、検討をいたしました。私の基本的な考えと違うということは、先ほど申しあげました。ただ、やはり諸般の事情、いろいろなことを勘案して、気合いと申しあげたんではまずいんでしょうね。やはり、住民感情であるとか、職員の感情であるとか、そういったようなものを全般的に勘案した中で、最終的にこのような私だけのところというようにすることにさせていただきました。

ただ、先ほどからの議論の中でいろいろとございますが、我が町は確かに公債費比率等々、群馬県で3番目に高い。ただ、それは辺地債であるとか、過疎債であるとかというふうな短期に返済をしなければいけない、10年間の返済期限というものがあるというふうなことも要因となっております。それから、ダム関係の事業で3年間で10億円というのが、松谷・六合村線というふうな借入を平成22年までの間に、この3年ですという予定を組まざるを得ない。これは先ほど申しあげたダムの完成時期にリンクさせておかなければいけないという制約があったために、そうになっていたというのは現実でございます。これがダムの完成というふうなものが5年延びるというふうなことになるかと……

議長（菅谷光重君） 町長、簡略に。

町長（茂木伸一君） はい。その10億円がもっと後ろに延びます。そうしますと、実質公債費比率も微妙には違ってくると思います。町が貧乏だ、確かかもしれません。ただ、心は貧乏にしたいと、それだけは私は強く思っております。

議長（菅谷光重君） 10番、大図議員。

10番（大図広海君） となると、財政上の問題から発生するものであれば、これはやはり恒常的にその地域の、先ほどの論理と同じですね、地域の特殊事情で特別職の報酬もこの程度であると、その答えを出して、本則に盛るべきである。それから、今言っているように、一町長の給与が5%下がって、町長の評価が上がるような風潮は好ましくない。町長の風評、要するに評価が上がるのは経常収支比率が5%落ちたときです。ここにその真骨頂があると思います。

経常収支比率5%というのは、自分の給料を落としても全然スズメの目に……。すみません。そういう言い方をしてはあれです。効果がない。だから、もっと努力をして、経常収支比率の改善に努める、それで評価を得る。自分の報酬を5%下げて、いわゆる表現は悪いんですけども、しりぬぐいをしたふりをするという、これはやはりよろしくないと思います。その辺の感覚をひとつ、教えておいてください。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） 平成17年度の経常収支比率が98.9だったでしょうか、18年度が93.72、5.2%下がったかのように思います。ただ、90であるとか、85であるとか、そういったようなことにやはりもっと本当の内容のいい行政体にしていくため、それもやはり合併効果の中でちゃんとやっていきたいと思います。今回の補正予算の中で1億5,000万円を財政調整基金に積み立てることができるというふうなもの、その合併効果かなというふうに思っておりますので、地味にさりげなくいい町にしていけたらいいと考えておりますので、よろしくご指導をお願いいたします。

議長（菅谷光重君） ほかに。

（発言する者なし）

議長（菅谷光重君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

16番、加部議員。

16番（加部 浩君） 反対です。

議長（菅谷光重君） ここで加部議員、休憩をとりたいと思いますが、その後あれしてください。

5分とりまして、11時15分から再開をさせていただきます。

（午前11時09分）

議長（菅谷光重君） ここで再開をいたします。

（午前11時15分）

議長（菅谷光重君） 16番、加部議員。

（16番 加部 浩君 登壇）

16番（加部 浩君） それでは、議案第15号 東吾妻町町長等の給与の特例に関する条例の制定について、反対討論をさせていただきます。

今、町内世論は、町執行部、議会、町職員に対する風は決して追い風と言える状態ではないことは当該者みんなが認識しているところだと思います。その中で、特に給与、報酬の問題となりますと、批判の議論がヒートアップしてくるのが現状です。そんな中で、今回おくれればながら郡内で草津町長の次に多い町長等の給与改正案が出されたわけですが、この案ですと、現在の町長給与月額72万円、副町長は月額58万7,000円であり、その5%、町長が3万6,000円、副町長は2万9,300円の減額です。これは当東吾妻町の財政を踏まえた上からも、町長は本当に行財政改革を考えているのか疑問を持たざるを得ません。世論にも理解されないことと思われまます。

給与減額をする姿勢は理解を示しますが、何でもいから少し減額すればいいといったように思える姿勢には理解できません。職員に対しても、はっきりとみずからの身を削ることを示し、強い指導力を持ってもらいたいと思います。今後、町長におかれましては、先ほどからも議論であります報酬審議会等の意見を聞き、世論の動きにも目を配っていただき、再検討をして、早く再提案を願うものであります。

よって、本議案には賛成できません。

以上です。

議長（菅谷光重君） 賛成討論ありますか。

（発言する者なし）

議長（菅谷光重君） 反対討論ありますか。

（発言する者なし）

議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立少数）

議長（菅谷光重君） 起立少数。

したがって、本件は否決をされました。

議案第16号の質疑、討論、採決

議長（菅谷光重君） 日程第5、議案第16号 東吾妻町職員の給与の特例に関する条例の制

定についてを議題といたします。

本件については、去る12月6日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

8番、一場議員。

8番（一場明夫君） すいません、何度も1人で立って申しわけありませんが、何点か確認をさせていただきたいと思います。

総務課長にお願いしたいんですが、先ほどは、町長は私だけというような話をしましたが、こちらについてもたしか期間限定がついていたかなと思いますけれども、現給保障の100分の50を削減する根拠と期間限定の根拠を教えてくださいたいと思います。

それと、総務委員会で町長が段階的な削減をしていくんだというお話をいただき、先ほどもそういうお話があったと思いますけれども、その計画が財政主管課人事担当の方として、総務課長、聞いていなくても大丈夫ですか。財政主管課とか人事担当の方としても、その計画がある程度準備が進んでできているのか。

それと、この関係については、かねてから懸案になっていまして、総務委員会もある意味検討をしてきた経緯があるんですが、最終的に町執行部と職員との労使交渉というんですか、協議が行われていてという話を聞きましたが、私も情報としてはそれがうまくいかなかったという情報を聞いていますが、その辺の経緯について、差し支えない範囲でお聞かせいただければと思いますけれども。

それと、もう1点、この間の説明のときに、この100分の50以外に調整額を削るんだというお話がありましたが、それも間違いなく削るという考え方でこれが提案なされているということでもいいかどうかの確認をしたいと思います。

お願いします。

議長（菅谷光重君） 総務課長。

総務課長（山野 進君） 一場議員さんから4点ほどのご質問があったわけでございますけれども、1点目の現給保障100分の50、期間限定の根拠でございますけれども、町長の方針でラスパイレスを95にもっていきその一段階として、今回そのような措置を行うんだということでご理解いただきたいと思います。

2番目の準備ができているかということでございますけれども、事務方としては準備は進めております。

3番目の労使交渉の関係ですけれども、この関係につきましては、組合との関係もございまして、合意に至らなかったということでご理解いただきたいと思います。

調整額を削る、いわびつ荘の調整額のことだと思いますけれども、予算措置等削るような計画で今、事務を進めております。

以上でございます。

議長（菅谷光重君） 8番、一場議員。

8番（一場明夫君） ありがとうございます。

第1段で、第2段以降をこれからやるんだと、今進めているということなんですが、その計画、進めている段階で結構ですけども、どんな形で進めているのかどうか。私が考えるのに、そういう計画があるのであれば、それを含めて、やはり職員ときちっと話をするならする、そういう前提でないと、職員としてもやはり理解しがたい部分が出てくるのではないかと思います。先ほどの質問のときも触れましたけれども、先ほどは町長も総務課長も、例えば3月定例会というのをタイムリミットとすれば、調整する余地があるという話がありましたけれども、それと関連してきますが、やはり先ほどは上げる部分を取りあえず調整を期待して否決したというのが大きいのかなと思いますけれども、そういう結果が出ていますので、これらもある意味そういうことの中できちっと調整してやることが可能かどうか、その点についてもう一度お願いします。

議長（菅谷光重君） 総務課長。

総務課長（山野 進君） お答えさせていただきたいと思いますが、計画づくりでございますが、先ほど来言っていますラスパイレスを95にするためには、1つのケースとしてモデル賃金表を作成して、これは労使話し合いのもとでモデル賃金表を作成させていただいて、ラスパイレスを95に持っていく作業に入りたいということで、この関係についてはお互いに理解はしているわけですけども、今回このような事態になって、組合と労使関係がこのような関係になってしまった関係で、この計画がスムーズに作業に入れるかどうか危惧はしておりますけれども、そのような形で計画づくりには前向きに検討をしているところでございます。

議長（菅谷光重君） 8番、一場議員。

8番（一場明夫君） では、もう一回だけお願いします。

先ほどは答えられないというお答えをいただいたんですが、何かモデル賃金表を労使で検討しているというお話がありましたけれども、これが実態だとすれば、要するに職員のサイドでも、それに応ずる考え方を持っているというふうにとれますけれども、そういったことを考えると、先ほど最後に質問をして答えがなかったんですけども、それと関連が出てき

ますが、ここまで来ているので、この際だから、すべてきちっと調整をしてやるという考え方が持てないかどうか。そうでないと、やはり先ほども言いましたけれども、こっちは削減するのについては、私も考え方としてこれだけの状況で財政状況も悪い、ラスも県下一高い、そういった状況を見ると削減せざるを得ないというのは、私も総務委員長をしていますし検討をしてきたからよくわかります。

ある程度やはり下げざるを得ないだろうと。町長の言っているラス95までいけるかどうかはともかくとして、この辺の考え方を持っている点もよく理解できますし、その方向で進めたいというのわかりますけれども、やはりきちっとその辺が明確でないと、幾ら交渉しても多分話はまとまらないと思いますし、交渉しなくたってやればできるんだと思いますけれども、そういった状況の中で、決していい結果は得られないような気がしますので、先ほどの否決はそういう意味も私は含まれているというふうに思いますので、そういう意味からいきますと、今回のこれもそういうことでちゃんとモデル賃金表をお互いにして、2カ月なり期間がありますから、そういうことをしてもらえる可能性があるかだけ、ちょっと最後をお願いします。

議長（菅谷光重君） 総務課長。

総務課長（山野 進君） 先ほど来申し上げておりますように、組合との協議の中では、モデル賃金表をつくることについては、一時決裂する前は合意をされていたわけですが、今回、最終的には決裂してしまったということもございまして、モデル賃金表をつくることには変わりはないと思いますけれども、その辺が調整がうまくスムーズにできて、3月までに調整が進むかという、ちょっと心配な部分はございます。

以上でございます。

議長（菅谷光重君） ほかに。

13番、橋爪議員。

13番（橋爪英夫君） 若干一場議員に重複する質問になるかと思うんですが、まず最初に、ラスパイレスの95という数字は、何が根拠で、何が95なのかもう一度お聞かせいただければありがたい。

それから、この職員の給与の問題、時限立法でこのように出されたわけではありますが、給与の適正化ということを考えてやるという面からすると、適正化につながるかどうか。いわゆる平成22年の3月31日までという期限でありますから、これは今の先ほど来聞いている議員さんの話の中で、いわゆる町の財政は厳しいんだという話の中で、職員から一時的

なこういう処置を求めるような形の給与の減額というか、処置だと考えるわけであります。本来の給与の適正化というのは、やはり国の基準があった中で、もしやっているとすればそのワタリの問題から、根本的なものを改善していかなければ適正化は出てこないのではないかと思うわけであります。その辺のところをお聞かせいただければありがたいと。

なお、先ほどの労使交渉で決裂して、こういう結果で今回出すんだということでありますが、組合と9月以降どのくらいの回数でいろいろな協議を重ねてきたのか、その点もあわせてお願いいたします。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） ラスパイレス95を目標にというと、これについて明確な根拠はありません。ただし、平成18年度の群馬県の町村平均のラスパイレスは95.3でございました。そして、全国の町村平均のラスパイレスは93.6でございます。そういったようなことを勘案して、目標値というふうな形でご提案をしております。そして、ラスパイレスというのが、結果、国家公務員を基準にしてというふうなことで、たとえ同じ数値であっても、多少年度によって変動はするというものだというふうな中で、絶対値ではありませんので、その辺のところは一応指標というふうなつもりで提案をしているつもりです。

時限的な期間を定めたというふうなもの、先ほど議員おっしゃっていた給料表の方に手をつけていくというにはやはり時間がかかるわけです。そういった時間の中で、とりあえずこの時限という中で、一番いい策は何であるかというのを、やはりみんなで模索して検討していく期間と。ですから、このまま50%というふうなことで、そのままではよろしければそのままずっとまた期間を延ばすのであるか、その辺のところ、それとももっと前に、もっと現給保障を下げなければいけないのか、いや、下げ過ぎだったのか、そういったのも、いずれにしても検討はするというつもりでおります。ですから、最大でその期間というふうなものの中で検討をしていくというつもりがあるものですから、時限というふうにしたわけでございます。

議長（菅谷光重君） 総務課長。

総務課長（山野 進君） 総務課の部分についてご回答させていただきます。

ワタリというようなお話が出ましたけれども、橋爪議員さんご指摘のとおりでございます。従来給料表が改定される前については、ワタリということで、1級から2級に移る場合等についてはワタリというような制度があったわけですがけれども、今度、人事評価制度が導入されまして、基本的にはワタリという考え方はなくなってきました。それらの制度改正に

よりましてそういう給料表になったということで、それに新しい給料表に準じた形で事務の方は進めさせていただきたいというふうに思っております。

それから、組合との9月以降の交渉回数でございますけれども、ちょっと正確に言えませんが、多分8回から9回ぐらい組合との交渉は持っていると思います。

以上でございます。

議長（菅谷光重君） 13番、橋爪議員。

13番（橋爪英夫君） 先ほどの話で、町長、組合との合意に至らなかったということでお聞きしましたけれども、そういう中で、こういう形でやはりやるのは私は本来の給与の適正化には、ちょっとほど遠い方法なのかなと思っておるところなんです。その辺を踏まえて、先ほどの職員の人勧の問題も私は賛成しましたけれども、基本的に若い職員に張りをつける人勧の制度、それから扶養手当の問題等を踏まえると、これはやはり私自身の問題ですけれども、認めるべきかなと。

ただ、給与の適正化の問題は、先ほどの人勧の問題とこの企業の適正化の問題は、私はもう全然違うんじゃないかという考え方を持っていたものですから、その辺のところをぜひ今後も職員と協議を重ねて、やはりそういう方向に持っていくというのが、一番私はいい方法論ということでご意見を述べさせてもらったわけでありまして。ぜひ、今後ともそういうことで労使関係の話し合いを続けて、適正化に進んでいただきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） 今、職員との協議というふうなこと、これはやはり大切にしなければいけないというふうに思っております。ですので、今後の協議については、十分に時間をとり、そして、お互いに理解できるというふうな点を一生懸命探したいと思っております。ただし、今回につきましては第一次というふうなことで、それもやはり早くに目に見える形というふうなものも求められておりました。例えば、総務委員会では100%削減というふうなご提案もあったようでございます。ただ、その中で、段階的にというふうなことでないと、職員の生活給というふうなことでございますので、その辺のところの数字が50%というふうなことに、私どもは求めたわけでございます。

ただ、一つ申し上げられることは、やはり職員組合との妥結というふうな、それが何度かあったというのが、結果的にラスパイレスを引き上げているというふうなこともあったのではないかと想像ができますので、その辺のところはやはり今回、たまたま妥結ができなかつ

たわけですが、お互いの歩み寄りというふうな姿勢そのものについてはあったかなと思います。最後の一線というふうなそのところが、どうしても調整がつかなかったというふうな認識でおりますので、これからも組合との協議はしっかりやっつけていこうというふうと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

議長（菅谷光重君） 橋爪議員、いいでしょうか。

ほかに。

12番、上田議員。

12番（上田 智君） それでは、総務課長さんにお尋ねをいたします。

先ほど、調整額の今後改正をしていくと、撤廃的なものだと思われませんが、まず、お聞きしたいのは、この調整額というのは給与の一部というんですか、給与としてみなして私はいたわけなんです、その辺の見解をお聞かせ願いたいこと。それと、先ほど来から時限的にこの50%現給保障の削減を頼みたいんだということを言っているわけですが、そうなるというのと、調整額そのものがその後に行われるのか、随時行われていくのか、その辺によっては、職員の生活給たる給与が、実際にラスを下げる名目でどんどん切り捨てられていくというような状況になってくると思います。その辺をもう一度私は確認をしておきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（菅谷光重君） 総務課長。

総務課長（山野 進君） 上田議員さんからの調整額の関係でございますけれども、この職種につきましては、いわびつ荘の職場が対象になっているわけでございますけれども、調整額については順次行われるのかということでございますけれども、今回も段階的に引き下げていきたいということで、現在支給されておりますのは施設長が調整額が1、生活指導員、看護師が2、介護員が3というような調整係数があるわけですが、それを今回施設長については1をゼロ、生活指導員2を1、介護員3を2にしたいということでございまして、この額については人事院規則の行政職の定めの中に、1級の職員については例えば6,500円、それから6級の職員については1万1,200円というふうな数値がございます。その数値に今言った係数を掛けたのが月額支給額になるわけでございまして、これも計画的に、段階的に下げて改正していきたいというものでございます。

議長（菅谷光重君） それと、まだ、給与の一部かという見解。

総務課長（山野 進君） もう1点、調整額についても、ラスパイレス等の算出に入るということでございますので、給与の一部というふうに解釈してよろしいかと思えます。

議長（菅谷光重君） 12番、上田議員。

12番（上田 智君） 解釈をしていいのではないかなという様なあれなんです、そうすれば、皆さんが提案している50%、現給保障の分の50%だけの話の論議していて、そういうものをどんどん切り捨てていっているわけです。では、そこに置かれた職員たちの給料についてはどういうんですか。プラスアルファなんです、減給によって、それも時限的に。それでは平成22年の3月31日をもって時限で切れるから、またもとへ戻すというような約束ができるんでしょうか。よく返事をしてください。

議長（菅谷光重君） 総務課長。

総務課長（山野 進君） 調整額については、給料の調整額という様なことでございますので、給料と同じというふうな理解でよろしいかと思えます。これは先ほど申し上げましたように、段階的に改正をしていくんだということございまして、時限立法が切れたらどうするのかというご質問については、その時点でまた再考させていただくことになるかと思えます。

議長（菅谷光重君） 12番、上田議員。

12番（上田 智君） これは、とんでもない話ですよ。やはり職域の業種によって違いますけれども、非常に困難な要するに職場、そういったものを条例の8条でうたっているわけです。そのために調整額というのがあるわけです。それにもかかわらず、段階的に削っていくんだと、最終的にはなくしていくということでしょう。段階的というのは。既に、例えて言えば、施設長にすれば段階的ではなくて、ゼロなんです。あなたよくその段階的という言葉が出ますけれども、段階的なんていうことはあり得ないでしょう。削減なんです。たとえ0.5なりそういうものがある、その次にゼロになっていくんですよというのが段階的なんですけれども、今まで1をもらっていた人がゼロになりますということ、先ほどおっしゃいましたね。それは段階的ではないんですよ。非常に矛盾した要するにものを持っていて、同じ給与の中にありながら、そこだけをいじっていくというものに対しては、非常に矛盾を生じるわけでございます。もう一度明快なる答弁をお願いしたいと思います。

議長（菅谷光重君） 総務課長。

総務課長（山野 進君） 上田議員さんからのご質問、段階的に調整させていただくというのは、調整額を受けている分野が施設長であり、指導員であり、介護員であって、たまたま施設長は今回の見直しで1からゼロになりますけれども、全体のその調整額を支給している者の中を段階的に調整していくんだということで、ご理解いただきたいと思えます。事務方

といたしますと、上司の命を受けて作業に入っているわけですので、その点をご理解いただきたいと思います。

議長（菅谷光重君） ほかに。

10番、大図議員。

10番（大図広海君） 現給保障の形については、本来的に地方公務員としての給与体系はかくあるべきだと指導があったと聞いておりますが、それに基づいて新しい別表第1という形で制定されていると思います。これが本来求められる姿だと、先ほど職員の方から、総務課長の方から、人勧の勧告がありましたと。みんなそれに従ってきた。だとしたら、この給料表もそのとおりに従って、附則第7項、すみません、このいわゆる現給保障と言われた部分、全面的にやめていく。それで、いいですか、この従前の提案でありました若年層に対するところの原資に充てていこうという。そうでないと、ラスの問題が解決できない。町長、その部分が一番、ラスの95を目標にと言っています。だとすると、やはり下を上げる部分だけ上を落とさないとラスが実現できない。手当はラスに反映しないんですから。そういう話になってくると思います。

本来、この50%加算が今回の提案では、現給保障の部分の半額はまだ残ります。でも、これは本来必要でないもの。新給与体系がそこにあるんですから、そういった目標値、あるいはこの場合には時限であります。だとすれば、近い将来に、あるいはこの時限にかかわらず、100という目標はいつ実現するんですか。現給保障全廃という目標は、いつの時点に置いていますか、伺っておきます。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） 現給保障の撤廃というふうなのは、実は今は考えている状態ではありません。現給保障だけでなく、全体のモデル賃金をつくって、全体を見直すというふうなことを考えていますので、実は、40歳くらいからの155人が現給保障の対象となっております。ですから、50歳以上の人間はほとんどもう手取りというふうな金額、給料表の給料額は上がっていくんですが、今の給料は結局保障されますので、そこまでに10年間ぐらいは大体追いつかないであろうというふうなことになっておりました。

ただ、今、現給保障を50%にすると、もうちょっと早く現給保障そのものはなくなるというふうなことにはなるのかなと思っております。ただ、現給保障だけを減らすということではなく、全体の賃金の見直しをして、そして、目標の数字に近づけていくというふうなことであります。現給保障がやはり多いのは、当然管理職であるとか年齢が高い者が非常に多い

ます。ですから、管理職49人か50人、このあたりが一番金額的にも被害と申しますか、今までが高かったと申しますか、それはご判断ですか、そういった形で一番現給保障の中で金額が影響するのは、やはり50歳を過ぎている人間が一番多く影響するというふうなことでございます。

議長（菅谷光重君） 10番、大図議員。

10番（大図広海君） 質問の仕方が悪かったようです。そうしますと、従来から申しているところのモデル賃金、あるいはまた機構改革、人事考課、そうやって新しい管理態勢ができていく。当然にだから、その時点で新しい給与表ができるというような形にはなるかもしれない。別表第1は今のままいくわけですから。だとすると、ここですね、この皆さんの昇給が一巡するまでということになりますね。だから、10年たつまでということ。現給保障しなくてもその差額が出ないような人的な更新があるまでという解釈になりますね。それがおおむね10年と。年次その額は減っていくことと思います。

そうなりますと、さっきの話です。ラスの問題以前に要するに若年層の給与改正、それをすると、やはりその分だけラスが上がってくる。だから、その原資をどこに手配するかということになると、やはりこのところの、いわゆる号給表の傾斜が緩やかになる、そのためにももとの制度改正があった。その制度改正のげたをはかした部分が、今回の現給保障であるということであると、速やかにこの現給保障制度をなくすべきかと実は思っているところなんです。それと、もう一つが、忘れてはいけないのは正臨格差。正職の平均的な人件費を時間給に直しますと、恐らくは4,000円前後……

議長（菅谷光重君） 要約願います。

10番（大図広海君） はい。臨職は800円になっています。その臨職がまた90名とかという数字になっています。これをどうやって解決していくかという至上命題を町長は今、背負っています。ところがこの人間は本当に臨職でいいのか、その辺の部分まで踏み込んでくると、今、正臨格差の話は若干議案が違いますが、この現給保障などをやっている暇はどこにもないと私は思っているところなんです。その辺の見通しをひとつ聞かせておいてください。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） 実は、私も非常に強くその辺のところ、正職員、臨時職員ほとんど同じ仕事というふうな中での給料格差というものを重くとらえています。そういった中で、ただ、原資をどこに求めるかという考えではなく、適正なところにとというふうな形の方が私は

正しいだろうと思います。こっちを削ったからこっちを上げるということではないのではないかとこのように思っています。ただ、おっしゃるように、その格差というものは非常に重く受けとめて、何とかしたいというふうに思っております。ただ、今のところ退職者を不補充という形でしていますので、平成17年から18年では1億4,000万円人件費が減ったという、17から18を比べますとそういったようなこともありますので、そういったところでも多少の原資というのが生まれているというふうにも考えられます。

10番(大岡広海君) はい、了解しました。

議長(菅谷光重君) ほかに。

(発言する者なし)

議長(菅谷光重君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

12番。

12番(上田 智君) 反対討論を行います。

議長(菅谷光重君) 上田議員、どうぞ。

(12番 上田 智君 登壇)

12番(上田 智君) それでは、議案第16号 東吾妻町職員の給与の特例に関する条例の制定について、反対討論をさせていただきます。

本条例の改正につきましては、職員、家族の生活としてこれは当然保障されるべきものであり、私は手をつけるべきではないと思っておりますが、今般、当町における厳しい財政状況の中、健全化に向けた施策の一環として、職員にも協力願うことについては、これはやむを得ない措置としての一定の評価もしているところであります。また、議員各位におかれましても、理解はされていると思われます。しかしながら、本条例改正案の裏には、先ほども執行者が答弁をいたしました、給与として条例第8条で定めてある条項、すなわち調整額であります。規則第14条の2も改正するというところで、事前協議の際にも改正内容が示されております。

これらを考えた場合、特定職域事業、すなわちいわびつ荘でございますが、そこに従事する職員に対して減額率は現給保障額の50%、約32万1,000円ほどになろうかと思っております。それにプラス調整額が約5.3%、年間にしまして32万4,000円、これが減額をされるわけでございます。給与総額の約7%の減額を強いることになりまして、年間総額は約60万円から70万円給料が減らされることになり、このことに対しては決して平等な措置とはいえない。

議会としても、職員の生活等がなるべく圧迫されることがないように議論を重ねてきたわけであります。ましてや、前段の町長の5%の給与等につきましても、今申し上げたとおりの金額からすれば、当然職員に給料というか、職員に減額を多く迫り、自分では最小限に抑えるというような感がいたしております。どうか、差別のない適正な措置が講じられるように、幅広く見識を持って執行部案は再度精査の上、再提出をされることを望んで、本改正案につきましては容認することができません。

反対討論といたします。よろしくお願ひいたします。

議長（菅谷光重君） 賛成討論はありますか。

（発言する者なし）

議長（菅谷光重君） 反対討論はありますか。

（発言する者なし）

議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りをいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願ひます。

（起立少数）

議長（菅谷光重君） 起立少数。

したがって、本件は否決されました。

ここで休憩をとります。13時から再開をさせていただきます。

（午後 零時01分）

議長（菅谷光重君） 再開いたします。

（午後 1時00分）

議長（菅谷光重君） 初めに、町長から発言が求められておりますので、これを許可いたします。

町長。

町長（茂木伸一君） 申しわけございません。午前中、私と総務課長の発言の中に、「モデル賃金」であるとか、「モデル給料表」とかという言葉で説明を申し上げた部分がございますが、表記上は「昇格、昇給等の基準」でありますので、先ほどの「モデル賃金」、「モデル給料表」等の言い回しにつきましては、「昇格、昇給等の基準」と訂正をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いをいたします。

議案第17号の質疑、討論、採決

議長（菅谷光重君） 日程第6、議案第17号 東吾妻町特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る12月6日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。
8番、一場議員。

8番（一場明夫君） 確認をお世話になりたいと思っております。

総務課長さんに、これだけ、用地取得と夜間看護と放射線ですか、この3つだけを削るんですけれども、その根拠をもう一度明確にお願いしたいと思っておりますけれども。それと、たまたまこちらの席にそれぞれ所管の課長さんなり施設長さんがいらっしゃいますけれども、これはどうですか、夜間看護手当等については多分いわびつ荘の関係になると思っておりますが、そういったところとの調整が施設長等ともなされてこういったものが出されたのか、放射線取扱手当は保健福祉課ですか、そういったものについてそれぞれの課長からお答えいただければと思っております。

議長（菅谷光重君） 総務課長。

総務課長（山野 進君） 一場議員さんからのご質問ですけれども、現在、特殊勤務手当として残っておりますのはこの1から5まででございます。特に特殊性が見られない部分については、今回削除をお願いしたということでございます。感染症等防疫作業手当、行路病死作業手当等については特殊性があるというふうなことで、残させていただきました。

以上でございます。

議長（菅谷光重君） いわびつ荘施設長。

いわびつ荘施設長（田村重剛君） 特殊勤務手当の中に夜間看護等手当がございますが、一応、私どもとしますと夜間の勤務状態、状況等を総務課長とも調整したわけがございます、

これをどうするかはちょっと私の方から申すあれではないと思いますので、避けたいと思います。

よろしく申し上げます。

議長（菅谷光重君） 住民課長。

住民課長（小山枝利子君） 特に相談はございませんでした。

議長（菅谷光重君） いいでしょうか。

8番、一場議員。

8番（一場明夫君） 私も、考え方として多分夜間看護手当等については、通常の法的な時間外なり深夜勤務に関するものが出ていた上に、多分これが足されているということなんでしょうと思いますが、削ることについて法的に問題がないんだろうなという判断をするんですが、少なくとも調整をしていく段階で、それぞれの主管課長とやはり協議して、今の話ですと、主管課長としては確かに協議があったけれども自分では言えないという話でしたけれども、それが本当に必要でなかったということのお答えをいただかないと、私たちとしてはやはり施設長の判断というのは非常に大事な要素になるので、その辺のお答えがいただきたいんですけども、ある意味、そういうものは無視してやられたということですか、総務課長。

議長（菅谷光重君） 総務課長。

総務課長（山野 進君） 条例の改正については、事前に課長等にも目を通していただいたわけですが、立場上、言えなかった部分もあるのかと思います。放射線等については支払った今までに実績はないというふうなことで、この手当については削除したというような経緯はございます。

議長（菅谷光重君） 8番、一番議員。

8番（一場明夫君） 事前に周知というか話をしたということですが、先ほどの住民課長の答弁はちょっと答弁が違ったと思いますけれども、やはりその辺の連携というか、ちゃんと調整というのはなされていなかったというふうにとれますけれども、そういった状態で、最終的には町長判断で出されたという判断だと思いますけれども、やはりこれらについてもきちっと適正な判断がなされたかというのは、非常に疑問を感じる部分があるんですけども、総務課長の言った答弁で間違いないのでいいですか。

議長（菅谷光重君） 総務課長。

総務課長（山野 進君） 全課長、メールで送っておりますので、見ておればそのような形で手元に届いているはずでございます。

議長（菅谷光重君） ほかに。

12番、上田議員。

12番（上田 智君） この夜間看護手当なんですけれども、実際にこの手当の条例化をした理由は、どういう理由でこういうものを位置づけられたのか、まず聞きたいということ。それと、確かに他の特勤手当については、専門的分野の人たちへ委託するようなこともできるような業務だと思います。しかしながら、施設介護については町で預かっている以上、当然その人たちを介護をしていかなければならないというようなことからして、労働基準法等に定められている所定の給与等については保障がされているわけなんですけれども、この手当についての創設そのものは、多分困難な職場というような、ほかの職種には類がない職場として位置づけられたのではないかなというふうに思いますが、その辺をわかっている範囲でお答え願いたいと思います。

議長（菅谷光重君） 総務課長。

総務課長（山野 進君） 上田議員さんからのご質問で、どうして定めたかというような経緯については、ちょっと当時携わっていなかったものですから承知していない部分もありますけれども、想像といたしましては、国・県等で特殊勤務手当を出している部分については、町村でも出そうというような形の中で、このような形で残っていたかと思えますけれども、今回見直しの中で削減をさせていただくというような提案になったわけでございます。

議長（菅谷光重君） 12番、上田議員。

12番（上田 智君） はい、わかりました。

それともう1点です。以前、皆さん方と協議をしていたさなか、この特勤手当を廃止して、その上で臨時職員の要するに賃金等に改善をするために充てたいんだというような話を私は聞いておりますが、そのようなことを総務課長さんはおっしゃったことがあります。果たして、そういうものを振り替えるようなことで、これただ単に削ったらということになると、非常に何か間違っているように思うんですが、その辺いかがでしょうか。

議長（菅谷光重君） 総務課長。

総務課長（山野 進君） 上田議員さんからのご質問で、総務課長が言ったというようなことなんですけれども、総務課長として伝えたいのではない。上司の命を受けてそういう発言をしていることはあります。

12番（上田 智君） はい、わかりました。結構です。

議長（菅谷光重君） ほかに。

13番、橋爪議員。

13番（橋爪英夫君） 先ほど議員さんは、夜間看護の手当の問題を質問されておりましたけれども、ただ、私はこの特勤の中で全般的に見ますと、どれも重要な問題であることには変わりないと私は思っております。感染症の問題にしても、どういう伝染病が発生するかわからない昨今であります。用地交渉の関係は、なかなかこれも技術を要する問題かと思っております。行路死亡人、これもいい条件ばかりがあるわけでもないし、どういう場所で、どういうあれがあるかわかりませんし、それだけのものがあるかと思っております。夜間看護手当については、先ほどの議員さんがお話ししたとおりであります。

放射線取扱手当、金額的には大した額ではございませんけれども、ただ、これ実際勤務すると放射能を浴びる。微量でも全く浴びないという保証はないわけでありまして。ですから、500円ですべて保障というわけではありませんけれども、そういうものを考えて、全体的にこの特勤手当は年間どのくらい、この4番の問題を抜いて、どのくらい実際あるのか。金額的ばかりではありませんけれども、やはりその辺もお聞きしながら、こういう手当の内容について私は対処したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（菅谷光重君） 総務課長。

総務課長（山野 進君） 橋爪議員さんからのご質問でございますけれども、4番の夜間看護手当を除いた支給額、ちょっと実際には把握していないんですけれども、1についてはほとんど支給実績はなかったです。3番についても近年ではございませんでした。放射線も支給していないという状況でございます。2番の用地取得交渉があるわけですから、1日500円、2時間未満の場合は250円ということですので、それほど出ていないかと想定しております。正確な金額は申し上げられないんですけれども、よろしく願いしたいと思います。

議長（菅谷光重君） 13番、橋爪議員。

13番（橋爪英夫君） そうすると、診療所の医師は勤務しても実際請求は出していないというのが現状だということよろしいですか。勤務はしているけれども。ただ、胃の透視とかそういうものをやる場合に、資格のない看護師なりそういう者を助手にするとか、そういうことは特にないんでしょうか。

議長（菅谷光重君） 住民課長。

住民課長（小山枝利子君） 放射線取扱手当についてでございますけれども、診療所では現在胃カメラ等がありますので、放射線は取り扱っております。どこからかは存じませんけれ

ども、条例に規定はされていたんですけれども、これについては合併前から執行はありませんでした。

以上です。

議長（菅谷光重君） ほかに。

（発言する者なし）

議長（菅谷光重君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

12番、上田議員。

12番（上田 智君） 反対討論を行います。

議長（菅谷光重君） 12番、上田議員。

（12番 上田 智君 登壇）

12番（上田 智君） それでは、議案第17号 東吾妻町特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について、反対討論をさせていただきます。

本改正案では、給与の適正化に伴って実施するとのことであります。夜間看護手当がなぜ必要なのか、改めて認識されていないことに私は驚いております。この業務は、他の手当を必要とされる職種と異なり、日々昼夜を問わず重度の身体等不自由な方々の生活をお世話する大変な業務でございます。特に夜間にあつては、2名の職員が従事し、すべての援助を実施しなければならない、非常に重い責任ある業務であることで条例が制定されてきたと私は確信しておりました。しかしながら、執行サイドにおいては、現状臨時職員に対しても同手当が支給されているのにもかかわらず、それを削減して臨時職員への改善対応に充当利用していくとの見解を述べていることに対し、大変疑問を抱かずにはおられません。

財政事情はどうあれ、臨時職員への賃金改善においては別に考えるべきであります。深夜業務は他の職種になく、当然必要な手当として位置づけられるものであります。年にあるかないかの手当は維持し、年間を通して必要とされる手当が削減される本案については、容認することはできません。ぜひともこのような不適正な内容での改正案や職場実態をご理解の上、賛同賜りますようよろしくお願いを申し上げ、反対討論といたします。

どうぞよろしくお願いいたします。

議長（菅谷光重君） 賛成討論ありますか。

（発言する者なし）

議長（菅谷光重君） 反対討論ありますか。

(発言する者なし)

議長(菅谷光重君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立少数)

議長(菅谷光重君) 起立少数。

したがって、本件は否決されました。

議案第7号の質疑、討論、採決

議長(菅谷光重君) 日程第7、議案第7号 平成19年度東吾妻町一般会計補正予算(第3号)案を議題といたします。

本件については、去る12月6日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(菅谷光重君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(菅谷光重君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立多数)

議長(菅谷光重君) 起立多数。

したがって、本件は可決されました。

議案第8号の質疑、討論、採決

議長(菅谷光重君) 日程第8、議案第8号 平成19年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)案を議題といたします。

本件については、去る12月6日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(菅谷光重君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長(菅谷光重君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

議長(菅谷光重君) 起立多数。

したがって、本件は可決されました。

議案第9号の質疑、討論、採決

議長(菅谷光重君) 日程第9、議案第9号 平成19年度東吾妻町老人保健特別会計補正予算(第2号)案を議題といたします。

本件については、去る12月6日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(菅谷光重君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長(菅谷光重君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

議長(菅谷光重君) 起立多数。

したがって、本件は可決されました。

議案第10号の質疑、討論、採決

議長（菅谷光重君） 日程第10、議案第10号 平成19年度東吾妻町特別養護老人ホームいわびつ荘運営事業特別会計補正予算（第1号）案を議題といたします。

本件については、去る12月6日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（菅谷光重君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

議長（菅谷光重君） 起立多数。

したがって、本件は可決されました。

議案第11号の質疑、討論、採決

議長（菅谷光重君） 日程第11、議案第11号 平成19年度東吾妻町地域開発事業特別会計補正予算（第2号）案を議題といたします。

本件については、去る12月6日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

10番、大図議員。

10番（大図広海君） 今回の補正の中で、最大の金額を占めるのが光ケーブルの補修費ということで、この問題について過日説明を受けたんですが、電柱のところにつるが巻いていて、そのためにそこに鳥の巣があって、その食害に遭ったという報告を受けましたが、ただ、この電柱の管理業務というのはどこの帰属するのかという話に及びますと、一概にこの説明は納得するわけにいかないんですけれども、その辺の検討をどの程度なされているか、その詳細を報告してください。

議長（菅谷光重君） 支所長。

東支所長（猪野悦雄君） ご指摘の点でありますけれども、現在、NTT会社側と詰め交渉を行っている段階であります。責任問題についてはまだ至っておりませんが、事務的なレベルで詰めながら、最終的には町長とNTT本社側の考え等を徴した上で、決定するという事になっております。

以上であります。

議長（菅谷光重君） 10番、大図議員。

10番（大図広海君） ただ、当初の話になりますと、担当である支所長の方からも、その契約書の内容を知らなかった、読んだこともなかったというようなことでの管理体制がなされてきていました。目を通しますと、11条に線路、いわゆる光ケーブルの維持管理については、町側に責任があるというような記載は確かにあります。ただ、これは特約事項のことであって、いいですか、規約事項と法定事項をこのところで分けて考えると、有償でその電柱に対して添架料を払っている。そうすると、添架料をもらっている限りにおいて、その良好な環境で商品を提供する。だから、電柱をいつも良好な態勢に置いておくその責任はどこにあるのか。電柱の管理責任まで吾妻町にあるとは思えない。そういった論理的な展開がなされていたか。

それともう一つ、仮に線路の全般にわたって吾妻町に管理責任があるとすれば、日常的な点検業務、いわゆる目視でも結構でしょう。それは、やはりパトロールを組んで定期的に行うべきであった。でも、その管理、恐らく支所長がその担当責任ということになるんだと思いますけれども、その人がその契約書に目も通していなかった、これは非常に重大な問題です。ただ単に補正予算でそれを認めればいいというレベルの問題ではないと思いますよ。管理者としての落ち度というのはあったんでしょうか。

いいですか。被害は実際にあるんです。NTTになれば吾妻町にあるのではなくて、吾妻町の管理者にあった。

（「東吾妻町でしょう」と呼ぶ者あり）

10番（大図広海君） すみません。東吾妻町の管理者にあった、そう解釈せざるを得ない。軽々に補正予算を提供した人間に対して、憤りを感じるところでありますが、支所長の見解を求めておきます。

議長（菅谷光重君） 支所長。

東支所長（猪野悦雄君） ご指摘の点がありますが、確かに細かな点について規約等を見ていなかったのは事実であります。ただ、ご質疑の中で11条と言われましたけれども、11条

そのものはその管理というんですか、その責任をとるべき者が具体的に書かれていないという。そんな中で、私どもは20条に規約に定めてない事由というのがありますので、それを前面に押し、今、NTT側と交渉のさなかであります。

以上であります。

議長（菅谷光重君） 10番、大図議員。

10番（大図広海君） 質問の内容が肝心なところを答えていないので、同じになりますけれども、よくかみ砕いて答えてください。要するに、規約事項、こういう形で契約しますよということと法定事項、いいですか、添架料を払って電柱を使わせてもらっている。当然に発生する電柱の管理業務がある。いいですか。これはどこにあるんですかと聞いているんです。吾妻町が電柱を管理しなくてはいけないんですか。東吾妻町が電柱を管理するんですか。添架料を払いながら。

料金を取るということは、通常の範疇に置いてという前提がつくかどうかの問題ですが、いいですか、その電柱を良好な環境で使用させる義務が発生する。そうではないでしょうか。我々はそういう中で商行為を行っています。となると、鳥が巣をつくったのは2次的な効果です。1次的な問題は、そこにつるが巻いていた。つるの管理はだれがやるんですかということ。鳥の食害に遭ったからNTTの責任ではないのですではなくて、その要因となるところの電柱の管理を怠っていたからでしょう。だとすれば補正予算要らないですね。そういった見解には立ちませんか。

議長（菅谷光重君） 支所長。

東支所長（猪野悦雄君） 言われることについてはごもっともであります。その辺を含めて、今、NTT側との交渉に入っているところであります。先ほど言われましたように、本来の責任はNTT側にあるというふうに自分は感じておりますので、その辺を前面にこれから交渉に当たりたいと思います。

以上であります。

議長（菅谷光重君） ほかに。

（発言する者なし）

議長（菅谷光重君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

議長(菅谷光重君) 起立多数。

したがって、本件は可決されました。

議案第12号の質疑、討論、採決

議長(菅谷光重君) 日程第12、議案第12号 平成19年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算(第2号)案を議題といたします。

本件については、去る12月6日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(菅谷光重君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長(菅谷光重君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

議長(菅谷光重君) 起立多数。

したがって、本件は可決されました。

議案第13号の質疑、討論、採決

議長(菅谷光重君) 日程第13、議案第13号 平成19年度東吾妻町簡易水道特別会計補正予算(第1号)案を議題といたします。

本件については、去る12月6日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

議長（菅谷光重君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

議長（菅谷光重君） 起立多数。

したがって、本件は可決されました。

議案第14号の質疑、討論、採決

議長（菅谷光重君） 日程第14、議案第14号 工事委託契約の変更についてを議題といたします。

本件については、去る12月6日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（菅谷光重君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（菅谷光重君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

請願書・陳情書の委員会審査報告

議長（菅谷光重君） 日程第15、請願書・陳情書の委員会審査報告を行います。

請願3号 後期高齢者医療保険制度の中止・撤回を求める請願を議題といたします。

本件については、去る12月6日、文教厚生常任委員会にその審査を付託してあります。文教厚生常任委員長から、会議規則第75条の規定によって、引き続き閉会中の継続審査（調査）の申し出があります。

本件については、委員長申し出のとおり閉会中の継続審査（調査）とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（菅谷光重君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は閉会中の継続審査（調査）とすることに決定をいたしました。

議長（菅谷光重君） 請願4号 全額国庫負担の「最低保障年金制度」創設を政府に求める請願書を議題といたします。

本件については、去る12月6日、文教厚生常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告をお願いいたします。

文教厚生常任委員長。

（文教厚生常任委員長 加部 浩君 登壇）

文教厚生常任委員長（加部 浩君） それでは、請願書の審査報告を行います。

去る6日、平成19年第4回定例会本会議において、文教厚生常任委員会にその審査を付託されました請願4号 全額国庫負担の「最低保障年金制度」創設を政府に求める請願書に関する件については、翌日、委員会室で小山住民課長に出席を求め、審査を行いました。

我が国は高齢化社会が進み、必然的に年金の問題も重要な課題となっております。当東吾妻町においても同じことが言えます。年金は国民だれもがひとしく、その恩恵を享受されるべき普遍的な制度であれば問題はないと思いますが、掛け金の違いと財源面から考えたとき、無拠出で8万円の最低保障年金制度の創設には、まだまだ検討を要することと考えられます。当委員会としましては、慎重に審査をし、本件を趣旨採択とすべきものと決しましたので、ここにご報告を申し上げます。

本会議におかれましても、よろしくお取り計らいのほどお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（菅谷光重君） 報告は終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（菅谷光重君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は趣旨採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（菅谷光重君） 起立全員。

したがって、本件は委員長報告のとおり趣旨採択されました。

議長（菅谷光重君） 請願5号 東吾妻町の幼稚園教育の振興についての請願書を議題といたします。

本件については、去る12月6日、文教厚生常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告をお願いいたします。

文教厚生常任委員長。

（文教厚生常任委員長 加部 浩君 登壇）

文教厚生常任委員長（加部 浩君） それでは、請願書の審査結果をご報告申し上げます。

去る6日、平成19年第4回定例会本会議において、文教厚生常任委員会にその審査を付託された請願5号 東吾妻町の幼稚園教育の振興についてに関する件については、翌日、委員会室で一場学校教育課長、佐藤社会教育課長、高橋中央公民館長の出席を求め、審査を行いました。

最近、文部科学省においても新教育基本法の中で、生涯における幼児期に人間形成の基礎を養う重要な時期として、幼稚園教育の充実を唱えております。これらを勘案し、当町内の太田、原町、岩島、坂上の幼稚園を直視しますと、まず、教職員の不足は否めない事実です。来園しても職員室は留守のときが多く、先生に話を伝えるにも時間がかかること、電話をしてもなかなかつながらないこと、緊急事態が発生した場合は、一時的に園児は自習になってしまうこと、病休の先生が出た日にはかわりの先生がいないこと等、今までに大きなト

ラブルが発生していないのでよかったのでは済まされない現状であり、すぐにでも増員の必要を感じます。保護者の大切な子供を、安全で、安心して預けられる幼稚園になるためにも、当委員会としては慎重に審査をし、本件を採択すべきものと全員一致で決しましたので、ここにご報告を申し上げます。

本会議におかれましてもよろしくお取り計らいのほどお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（菅谷光重君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

10番、大図議員。

10番（大図広海君） 町立幼稚園ということで、その人員配置を見てみますと、なかなかその中にまだ臨職がおる。先ほどのお話と同じように、その待遇の差に歴然としたものがある。なかんずく臨職の採用の部分について、今がどうなっているかは確認していないが、かつて、正職のみでは基準配置を満たさないからだったそうなんです。状況は今も変わっていないんでしょう。改善はそここのところからまずやらなくてはいけない、そういった検討がなされましたか。

文教厚生常任委員長（加部 浩君） 当委員会ではそのような審査は行いませんでした。

議長（菅谷光重君） 10番、大図議員。

10番（大図広海君） この趣旨からすると、人間をふやせではなくて、教育を充実させろと。そうすると、やはり資格を持った優秀な人間がその業務に当たっていく。プラス身分的な安定も与える、そこがまずスタートかと思うんですが、そういった形での方向性が見出されればと思いますが、そっちの方向で今後検討する用意がありますか。そこも伺っておきます。

文教厚生常任委員長（加部 浩君） 私、委員長個人としてはそのような考えを持っております。今後、大図議員の意見を踏まえまして、今後の委員会の討議にしたいと思います。

10番（大図広海君） はい、結構です。

議長（菅谷光重君） ほかに。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（菅谷光重君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りします。本件に対する委員長の報告は採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(菅谷光重君) 起立全員。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択されました。

議長(菅谷光重君) 陳情6号 地方切り捨てを許さず、群馬県所在国土交通省事務所の存続を求める陳情書を議題といたします。

本件については、去る12月6日、産業建設常任委員会にその審査を付託してあります。産業建設常任委員長から、会議規則第75条の規定によって、引き続き閉会中の継続審査(調査)の申し出があります。

本件については、委員長申し出のとおり、閉会中の継続審査(調査)とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(菅谷光重君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は閉会中の継続審査(調査)とすることに決定をいたしました。

閉会中の継続審査(調査)事件について

議長(菅谷光重君) 日程第16、閉会中の継続審査(調査)事件についてを議題といたします。

前期定例会以降、各委員会において審査(調査)を実施され、それについての報告がありましたら、お願いいたします。

総務常任委員会。

8番、一場委員長。

(総務常任委員長 一場明夫君 登壇)

総務常任委員長(一場明夫君) それでは、総務常任委員会の閉会中の委員会の報告をさせていただきます。

去る10月3日午前10時から第一委員会室において、委員6名全員出席のもと、委員会を

開催しました。

開会后、すぐに委員長が、職員給与の適正化の件について、町執行部が委員会で示した意向を守らなかったことが原因とはいえ、全員協議会等で約束してきた9月議会での条例改正の提案ができなかったこと、こういったことを踏まえて、議会及び委員会に対し、その責任をとるために副委員長に辞任願いを提出しました。二度にわたり委員長が除斥になり、協議が行われましたが、委員会としては現時点で許可ができないという結論になり、次回委員会で結論を出すことになりました。

その後、6月から調査検討してきた職員給与の適正化の件については、できれば10月中に臨時会を開催して、町から改正案を提出するよう要請することになりました。また、議員期末手当の期間率適正化の問題については、次回委員会までに副委員長に資料をまとめてもらい、それをもとに判断することとしました。その他、財産管理や選挙広報の問題も今後調査検討していくこととしました。

以上です。

議長（菅谷光重君） 文教厚生常任委員会。

16番、加部委員長。

（文教厚生常任委員長 加部 浩君 登壇）

文教厚生常任委員長（加部 浩君） 文教厚生常任委員会は、去る11月7日、8日の2日間、町内の社会教育施設と文化財の調査を行いましたので、その概要をご報告いたします。

スポーツ関連施設12カ所、文化財関係61カ所、正確に言いますとカモシカも入っているので、カモシカも入れますと62カ所になるんだそうです。これを2日間で調査のために駆け足調査となり、特に文化財関係は個人所有と家屋内収蔵のものもあり、車窓からの調査が主になりました。その中で、重立ったことを報告いたします。

山田川弓道場は畳が古く、何枚か修理してあったが検討を要する。また、岡崎弓道場におきましては、使用されていないため、今後これの検討を要する。東橋スポーツ広場の放送施設の改良が必要であった。東総合運動場はトイレの洋式化と公園整備の維持と遊歩道の整備が必要と思いました。小万沢スポーツ広場の管理の検討等が主に目立った箇所でありました。その他、詳細なものは多くあり、委員会としても引き続き調査検討を要するものと思われました。

資料館関係は、岡崎資料館については整理されていて見やすかったように思いました。大戸の資料館と岩島の郷土資料館は整理を要する感じを受けました。特に岩島資料館について

は、使用法を工夫すれば世に出せるような感じも思われました。

文化財については、施設箇所の確認が主なこととなりました。2日間の調査をし、委員会の総括としては、平成19年度には文化財を一冊にまとめ、毎戸に配布する予定と同時に、現に広報に1カ所ずつ掲載しているとのことでありますが、まだまだ町民に知ってもらいたい文化的なものが多くあり、宝の持ちぐされになっているので、創意工夫をし、経費を余りかけずに公開の場づくりができないものか。また、社会体育施設には見直し等を行い、整理する必要があるので、町民の意見を聞きながら、検討を要するので当委員会としても引き続き調査をすることといたしました。

また、本議会の会期内の委員会で、教育長の不在が大分続いていると。この辺のところは一日も早く着任ができるように、執行部に求めたいということを全会一致で話し合いをいたしました。

以上、報告といたします。

議長（菅谷光重君） 産業建設常任委員会。

12番、上田委員長。

（産業建設常任委員長 上田 智君 登壇）

産業建設常任委員長（上田 智君） それでは、産業建設常任委員会の報告を申し上げます。

7日、10日と委員会を行いまして、10日に管内の町営住宅を視察してまいりました。中身については、まだこれから議論をする方向で検討を始めたいと思います。

以上をもちまして、報告にかえさせていただきます。

議長（菅谷光重君） ハッ場ダム対策特別委員会。

9番、日野委員長。

（ハッ場ダム対策特別委員長 日野近吉君 登壇）

ハッ場ダム対策特別委員長（日野近吉君） ハッ場ダム対策特別委員会の報告をさせていただきます。

議会閉会中のハッ場ダム対策特別委員会を平成19年10月2日午前9時から午後3時5分までと、10月15日午後1時30分から午後2時46分まで、委員会室において開催をいたしましたので、報告をいたします。

まず、10月2日ですが、委員9名と菅谷議長の10名で、執行部より茂木町長、関口副町長に出席をいただき、県道川原畑・大戸線の大柏木トンネル坑内と大柏木側坑口を藤井事業対策官より説明を受け、視察をいたしました。現地視察終了後、町より平成18年度に実施し

た健康増進施設の基本設計をもとに、詳細設計における基本コンセプトとして、大きな項目として14項目、詳細な項目として113項目の町指示事項とランニングコストの提案説明を受け、調査を行い、詳細設計に関する指示事項の基本的確認を行いました。

次に、10月15日の委員会において、岩島ダム対の皆様にも町の経過・現状を説明し、理解をいただき、関連3地区の要望集約も踏まえ、町詳細設計の指示事項として承認をいただいたとの報告を受け、ダム対策特別委員会として、健康増進施設町指示事項を決定、承認をし、閉会いたしました。

続きまして、議会開会中の八ッ場ダム対策特別委員会の報告をさせていただきます。

平成19年12月11日午後2時から午後4時42分まで、第1から第3委員会室で開催をいたしました。委員9名と菅谷議長の10名で、執行部より茂木町長、関口副町長に出席をいただき、八ッ場ダム関連事業について、国交省工事事務所、県対策事務所、中之条土木事務所、町ダム対策課、建設課に説明員として出席を求め、八ッ場ダム関連事業の平成19年度進捗状況の説明を受けました。

調査事項に入り、まず、市川ダム対策課長より平成19年9月12日から平成19年12月10日までの八ッ場ダム対策事業の経過報告で、大柏木地区のダム事業における補償単価が地権者に了承されたこと、また、79回にわたる各関係地域対策会議、事業調整が行われたなどの報告があり、19年度も後半に入り町の事業が動き出した中で、関係住民のための対策と対応を進めるに当たり、町としては着実に進めていきたいとの報告を受けました。

引き続き、国土交通省藤井対策官ほか各担当課長より、県道川原畑・大戸線の国と県の事業境界、大場の盛土用地の扱い、各事業の用地買収の進捗状況、原石山・骨材運搬路の検討状況、溪谷遊歩道（長野原町側）についての状況と現状変更協議、県道・町道・JR工事の進捗状況、岡原盛土状況、大柏木トンネルの状況の説明を受けました。

次に、群馬県の説明に入り、内海次長ほか各担当者より用地買収関係の進捗状況、松谷第二トンネル、雁ヶ沢ランプ工事、松上歩道、松谷盛土造成地、町道松谷・六合村線、県道林・東吾妻線、鎌田沢砂防など管内工事の進捗状況、名称選定委員会の現状、土地改良の進捗状況、県道川原畑・大戸線の1工区から3工区の状況、国・県事業の境界の説明がありました。

そして、最後に町より、健康増進施設設計における町の指示事項、建築確認許可に向けての方針、溪谷パーキング造成工事進捗状況、吾妻峡の遊歩道整備、ふれあい公園の盛土状況、用地取得状況について説明を受けた後に、八ッ場ダム事業全体についての質疑を行い、閉会

といたしました。

以上です。

議長（菅谷光重君） ここで休憩をとります。

再開を2時10分とさせていただきます。

（午後 2時00分）

議長（菅谷光重君） 再開いたします。

（午後 2時10分）

議長（菅谷光重君） 続いて、地域活性化対策特別委員会。

14番、前村委員長。

（地域活性化対策特別委員長 前村 清君 登壇）

地域活性化対策特別委員長（前村 清君） 地域活性化対策特別委員会につきまして、平成19年11月1日、それから会期中ではありますけれども12月11日に実施をいたしておりますので、かいつまんでご報告申し上げたいというふうに思います。

都市計画事業について、いろいろご説明をいただき、中でも町から県道にかける橋等について2割負担については疑義を生じるという発言がありまして、中之条の土木事務所長さんが回答をしてくれました。特に都市計画事業は、原則市町村の施行であるということはありませんけれども、地方税法あるいは地方財政法、そういったものから2割負担があるんだよと。ただし、その中でもしなくてもいいものもあるんですが、街路事業は負担だよというような説明がありました。

それから、いま一つは、都市計画については、そこの駅広の北のロータリーのものや、あるいは橋の幅員が狭くなる問題やいろいろ言われたんですけども、最終的には委員の皆さん方から意見が出まして、やはり、駅北に通じるきちんとした道が欲しいんだという意見と、いま一つは原町から川戸にかかる橋がかかったときに、きちんとした高規格道につながるものが欲しいというような意見もございました。

それで、どうもそれだけということではなくて、もっともっと広範囲にあるだろうということがありまして、ここから見れば遠隔地になる高崎に抜ける国道の問題、そうしたところでも我々が見て要請があればしていこうではないかということがありましたものですから、委員会でもって要請をして承認をいただいて、それも1つの項目として上げていこうかということになりましたので、ご承知おき願いたいというふうに思います。

それから、一番重要な案件の2割負担について、この町と、それから県と協議をした内容が欲しいということの要請がございました。それについて、再三にわたりお願いをしてきたわけでありましてけれども、要するに当町におきましてはない、見つからないということでもございました。ない、見つからないを繰り返してお願いをしてきた11月1日から12月10日の日にあったという報告であります。11日まで全く資料がそろわないからだめだということで、長期間にわたってこの会議を要請しておりましたが、資料がそろいませんので、とうとうできませんでした。

そんなことがありまして、長引いてしまったわけでありましてけれども、いま一つは、どうしてそういうふうになったのか、今、かけようとしている橋が何でそんなに資料がないのかということが一つありまして、また、資料もあつたとは言いましたけれども、全部人間が打ち直したものでありますから、正確なものであるかどうかというのは判断しにくいところがありましたけれども、一応そういう経過ではありました。

それから、上信自動車道については先ほどお配りあつたとおりでございますので、そんな報告も受けました。それから、特に東の分譲地についてはまだ売却残があるので、ぜひこれも続けて売りたいということでもございましたので、報告をさせてもらいたいと思います。

いずれにしても重要な部分ではあります。県の中の条土木については、重要な部分で必ず調べて報告するからという回答、幾つもそういう案件がありまして、橋は道路整備緊急措置法の対象なのかとか、いま一つは、県道として整備するのになぜ町が負担か、まだこの辺があるのであります。それは重要な部分なのでよく調べますよということで、現在はとまっております。そんな関係から、いま一つは、駅北のシェルターの問題とか、ロータリーの問題とかそういうのがありまして、そのロータリーの問題についても何も、細かい話がなかなか見えてこない。事実上進んでいるのであります。そんなことで、だんだんに今度は現地を視察してよくわかるようにした方がいいだろうと判断をしたところであります。そんな報告にとめたいと思いますが、ぜひまたいろいろご協力いただきますようお願いを申し上げ、当日は町長なり、それからいま一つは11日は中之条土木の所長さんも見えて、大いに語れた

ということでございますので、またご承認をもらいますようお願いを申し上げます。

報告は以上でございます。お世話になりました。

議長（菅谷光重君） 行政事務調査特別委員会。

14番、前村委員長。

（行政事務調査特別委員長 前村 清君 登壇）

行政事務調査特別委員長（前村 清君） 行政事務調査に関する報告をできる限りにおいて行いたいというふうに思います。

平成19年の11月14日の臨時会において決まりました東吾妻町行政事務調査に関する決議ということで、行政事務調査特別委員会ができ、選任されました。

第1回は、平成19年11月22日に開催をいたしましたけれども、あとは会期、それから項目になっております調査事項の順位を確定しております。

それから、平成19年11月29日に審議会、懇談会の会議内容等について調査をいたしました。

それから、11月30日にはそういった調査と記録の提出、証人の出席の確認をいたしました。

それから、平成19年12月4日10時から委員会を開催いたしまして、皆様方から、証言をとりました。

それから、19年12月5日、委員会により聞き取りしました調査についてまとめを行いました。

そうした中ではございますけれども、地域審議会、それから下水道審議会、条例審査会等すべて経ずに条例改正をしないまま提出されてしまったことの確認、それから文書規程に反すると思われる文書の発送の確認、それから文書規程に反すると思われる公印や決裁印との管理体制についても確認、それから問題を確認しながら、それぞれを指摘し、改善できない行政体制を確認、それから責任体制の不明確さが若干あるようであります。

不足の資料を要請したり、そしてまた、証言の食い違うところについて調べていきたいという考え方でございます。いずれにしても、その後、12月12日に、会期中でありますけれども行いまして、いろいろ調整を行ったところでございます。まだまだ細かい点では皆様方に報告できる状況ではございませんので、また、引き続き実施をして、また皆さん方に報告をしてまいりたいというふうに思いますから、ぜひご協力いただきますようお願いいたします。

報告は以上でございます。

議長（菅谷光重君） 議会広報対策特別委員会。

17番、原田委員長。

（議会広報対策特別委員長 原田睦男君 登壇）

議会広報対策特別委員長（原田睦男君） それでは、議会広報対策特別委員会より、広報研修についての報告を申し上げます。

去る11月9日10時30分より、議会広報研修会が群馬県市町村会館2階の大会議室で開催をされ、当議会より広報委員、事務局を含む8名が出席をいたしました。

講師は全国町村議会議長会広報研修講師などを務める城市創氏による、議会だよりの編集のポイントをわかりやすく「議会だよりの発行の意義」と題し、話されました。編集の前段階で考えておきたいこととしまして、4点ほど話されました。読者に伝えたいことは何か、議会だよりはなぜ発行するのか、行政の広報とはどこが違うか、また、読者が知りたいのは何か等、読者である住民の目線でわかりやすく、大変参考になる研修会でありました。今後の広報活動に生かしていきたいと思っております。

以上で報告を終わります。

議長（菅谷光重君） 議会運営委員会。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（菅谷光重君） 以上で、各委員会からの報告を終わります。

次に、次期定例会までの閉会中の継続審査（調査）事件について、お手元に配付のように各委員会から申し出がありました。

お諮りいたします。各委員会からの申し出のように、閉会中の継続審査（調査）事件として決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（菅谷光重君） 異議なしと認めます。

各委員会の閉会中の継続審査（調査）事件が決定をいたしました。

発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（菅谷光重君） 日程第17、発議第2号 東吾妻町議会議員定数条例の一部改正について

てを議題といたします。

朗読を願います。

事務局長。

(事務局長朗読)

議長(菅谷光重君) 朗読が終わりました。

続いて、趣旨説明を願います。

9番、日野議員。

(9番 日野近吉君 登壇)

9番(日野近吉君) 発議第2号 東吾妻町議会議員定数条例の一部改正について、趣旨説明を申し上げます。

議員の定数については、何人が適正であるかは議論のあるところだと思います。町民の意見を反映させるにはある程度多い方がいいとの声もありますし、また、少数精鋭が理想だなどとの声もあろうかと思えます。本年行われました合併後の初の選挙では、2名を削減して18人で選挙が実施されたことは記憶に新しいところです。しかし、今後も町の人口は減少すること、地方を取り巻く財政状況はますます厳しくなることが予想されます。特にこの町は、実質公債費比率が県下ワースト3位に位置づけられている上、経常収支比率も悪く、依然厳しい財政状況が続いていること。人口1,000人当たり1人の議員と考えると、次回選挙を考慮すると16人が適当と思われること。職員に対しても、給与の切り下げを実施しようとしている現状を考えると、議員としてもさらに2名程度の定数削減は必要と思われること。

以上の理由で、議員を18名から16名に削減することを提案いたします。

なお、議員報酬については、前回定数を20名から18名に削減した際に5%削減していることから、今回は提案せずに、町民や報酬審議会等の意見も聞いた上で、今後検討することにしたと思います。

以上、趣旨説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長(菅谷光重君) 説明が終わりました。

質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(菅谷光重君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

議長（菅谷光重君） 起立多数。

したがって、本件は可決されました。

町政一般質問

議長（菅谷光重君） 日程第18、町政一般質問を行います。

須 崎 幸 一 君

議長（菅谷光重君） 5番、須崎幸一議員。

（5番 須崎幸一君 登壇）

5番（須崎幸一君） ただいま、菅谷議長より許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

私たちが毎日生活をする上で、道路は必要不可欠なものであることはだれもが認識をしておるものであります。9月の定例会におきまして、公共交通の果たす役割について質問をさせていただきました。今回は、関連性を持った中でインフラ整備としてこの町の町道における道路整備について、何点か町長のお考えをお聞きいたしたいと思っております。

まず最初に、道路整備の現状と問題点についてであります。

現状において、道路が狭い、また未舗装道路部分がたくさん当町にはございます。特に集落が密集した地域では、道路が狭いところが見受けられます。そういったことを踏まえて、町長はこのような現状の町道の状況をどのような認識でとらえておられるのかお聞きいたします。そして、この現状を十分に把握した上で、今後、道路整備計画を立てる場合にどのような点に留意をされて計画をするのか、基本的な考えをお聞きいたします。また、計画に基づいて実施をする場合に、工事完成に至るまで必要とする一般的な手順についても説明を願

いたいと思います。

次に、住民がみずからの手に行う材料支給によりますところの道路整備状況と問題点について、どのようになっているのかお聞きいたします。

最後に、もう1点お聞きいたします。

この町が行う道路整備に関する住民の満足度はどうなのでしょう。それぞれの地域によって整備内容も変わってくると思います。町民の声をどのように反映するのか、常に耳を傾ける姿勢が必要であると思います。そこで、提案ではありますが、道路行政を見直す意味も含めて、町民主体の道路に関する検討委員会を立ち上げるべきと考えますが、町長の考えはいかがでしょうか。

以上、質問を終わります。

議長（菅谷光重君） 町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） 須崎議員からのご質問で、当町の道路整備についてというふうなことでございますが、まず、1点目の道路整備の現状と問題点についてでございますが、町で管理している道路には、町道、農道、林道、赤線がありますが、そのうち町道について申し上げますと、総路線数1,726路線、実延長624.3キロメートル、改良率32.5%、舗装率64.8%でございます。ただ、舗装等については、耐用年数をはるかに過ぎており、損傷が激しい箇所も相当含まれてはおります。問題点といたしますと、町内全体的に地形が急峻であり、道路改良等にメートル当たりの事業費が高くなってしまったといった財政上の問題が一番の問題点と考えております。

2点目の道路整備計画を立てる場合の基本的な考え方についてということですが、主要路線や緊急性の高い路線、地元要望の強さ、そして、何といたっても一番必要な用地等の協力体制の状況等を総合的に勘案しながら、また、新町建設計画等各種整備計画や現在策定中の東吾妻町総合計画等との整合性を図りながら進めていきたいと考えております。

3点目の道路整備をする場合の工事完成までのフローについてでございますが、整備路線の決定、地元への整備決定通知、測量等立ち入り依頼、測量設計業務委託を発注、地権者、隣接地権者への境界立ち会い依頼、地権者等への計画説明会の開催、用地補償物件契約、買収用地登記、そして、工事発注というのが一般的なフローでございます。

4点目の町民主体で行う材料支給による道路整備状況と問題点についてでございますが、現在、建設課では区長から申請のあった工事について、コンクリート、砕石、U字溝等の原

材料とその工事に必要な機械のオペレーターを含めた借上料を合わせ、1行政区当たり原則30万円を上限として支給しております。平成18年度実績といたしましては、43地区、総額1,109万円を支出しております。大変ありがたいことだと思っておる次第でございます。

ただ、問題点といたしますと、高齢化等で地元出役者が少ない地区というふうなものがございまして、住民主体の趣旨が維持できない状況もあるということでございます。

5点目、道路整備計画を立てる場合に、一般住民を含めた検討委員会を立ち上げる考えるはあるのかというご質問でございますが、個々の路線整備計画に当たり、一般住民の意見をできるだけ多く取り入れるのは理想ではございますが、行政側が一方向的に設計の結果を示すのではなく、設計に至るまでの間、何回か地元の皆様と意見交換を行うことは、その後の用地買収交渉や工事実施においてトラブルが少なく進められると考えられます。こういったきめ細かな手続で整備を進めれば、議員ご指摘の委員会設置と同趣旨での道路整備計画となると考えております。

いずれにしても、道路というのは生活にとって非常に大切なものだと考えております。今後も一生懸命住民とともに整備を進めていきたいと考えております。

以上です。よろしく申し上げます。

議長（菅谷光重君） 5番、須崎議員。

5番（須崎幸一君） ありがとうございます。

何点か再質問をさせていただきますけれども、ただいまお聞きした道路整備の現状と問題点、また、道路整備計画を立てる場合の基本的考え、そして工事着手から完成に向けてのフローについてでありますけれども、こうした事柄をどのような形で住民の方に理解をし、また広めていくのが非常にキーポイントではないかなというふうに考えるところであります。そのためには、やはりさまざまな機会をとらえて、例えば区長会の会議等で説明資料等を用意していただいて、広報活動をされるべきであると思っております。

住民の方の中には、議員に要望されることがたくさんそういった道路の関係なんかであるんですけども、私なんかもきちんとした正しい流れを説明するのに大変苦慮しているところであります。行政側におきまして、道路整備を実施する上における順序、手法を住民の皆さんに理解していただく努力をお願いするものであります。

次に、住民主体で実施する材料支給による道路整備の状況と問題点についてお聞きしましたけれども、これからますます高齢化が進みます。みずからの手で行うことが難しい地区、先ほど説明を伺いましたけれども、当町においても、いわゆる今、問題となっている限界集

落と言われる地区も発生しているというふうには私は感じております。生活道としての道路の日常維持管理をどのように行政が取り組んでいくのか、また、住民の特にその地域に住む高齢者の方々にとっては不安な部分がありますので、その不安を払拭する対応をお願いしたい。課題であると思いますが、町としても真剣に対応していただきたいと思います。

それから、住民の方々から出た道路整備に関する要望に対して、例えば担当者が現地調査を行って、その対策をどのようにするのか、また、しないのか。しないとするならばなぜなのか、予算がないからできないという答えでは住民は納得できない場合も出てきますので、要望に対する結果を住民にきちんとわかりやすく説明していただきたいと思います。行政側の誠意ある対応を期待するところであります。

以上、再質問を終わります。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） ありがとうございます。

住民に適切な周知というふうなこと、やはり町は非常に広いというふうなこと、そういった中でそれぞれの方々がまた自分の地元というふうな生活道路としての利用であるとか、県道・国道それぞれございますが、そういった町全体の中の道路計画もやはり周知をして、そして、なおかつやはりおっしゃるように区長会等々では、ことしの予定はこの道路をしますよとか、そういったようなことは、期日であるとかそういったことも含めてお知らせをしておくというのは必要だなと、改めて感じました。

そういったことにも前向きに進んでいくようにしたいと思います。原材料支給についての考え方というふうなこと、私はこの原材料支給というのが、地区の方々が一緒に汗をかいて、そして、道路完成を見るというそういった満足感というふうなこともそれぞれの地域にございます。そして、自分たちの地域は自分で守るんだというふうな考えというのは、非常にありがたいことだし、私は非常に好きな考えであります。ただ、そういったところで高齢化であるとか、そういったのが進んできたところ、その辺については要望、そして、その地区の実情等々を勘案した中でやっていきたいと思います。今現在でも、役場の職員が建設課でございますが、大人数出てお手伝いをしているというふうな実態もございます。そんな中で、すべてを行政がやって当たり前という考えでなく、地元というふうなことで地域の力を発揮していただけるということはありがたいことだと思って、一生懸命こちらもお手伝いをするつもりでおります。

なお、住民要望の道路整備、いろいろな要望についても、少なくとも誠意を持って当たり、

できる、できない、そういったようなこともしっかりとお伝えをし、なぜできないのかとか、いつになるのかとか、そういったようなことはなるべく皆さんとご理解した中で進めていきたいと考えておりますので、その辺の広報につきましてもお願いができればありがたいと思います。

いずれにしましても、誠意を持って住民と一緒にやっていきたいと、そういうふうを考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（菅谷光重君） 5番、須崎議員、いいですか。

須崎幸一議員の質問を終わります。

大 図 広 海 君

議長（菅谷光重君） 続いて、10番、大図広海議員。

（10番 大図広海君 登壇）

10番（大図広海君） 発言が許されましたので、いつもより短目にお尋ねします。

今もまた、住民自治という形での概念が示されましたが、当然にそういった中で町内の事象に目をやれば、いささかまた不思議な事例が出てきます。地方自治体が行うところの行政執行というのは多岐にわたり、また、その専門性を求められるものであります。そういった中から、その効率的かつ適正、ここが重要になります、適正な事務執行のために、自治法第138条の4第3項により、自治体の裁量ということで附属機関の設置が認められております。また、同法は附属機関の設置について、条例によるという形での規定を厳格に求めています。

なぜ、法が条例主義を規定したかと私なりに推察するところなんでありますが、条例を経由することにより、地方議会の監視機能を期待しているのだと、私はそう理解しております。執行機関の御用機関化、イエスマン集団を防ぐという意味があると思います。また、肥大化、あわせて空洞化、形だけで終わってしまう、そういうこともまた、議会でチェックをすることにより未然防止ができるというようなことを意図しているのかなと思うんですが、また、その反面で、これは私なりの考えですが、附属機関の陥りやすいというよりは、意図的にそういった隠れみに使う、執行者がですね。というような手法に対して、議会の抑止力を発揮しなくては、我々の存在価値はどこにもなくなる、そのように思っているところであります。

以上を踏まえて、我が町の実情をかんがみれば、条例を背景としない附属機関と思われる団体が数多く見受けられます。それを直視したときに、いささかの不安と憤りが込み上げてくるのですが、それは抑えておいて、それらの団体を分析してみれば、1、当該団体の会則中に執行機関の事務に含まれる事業目的が定められている、2、執行機関が委員の選任権を持つ、3、資金のすべて、もしくは大半が公費で賄われている、4、事務局が役場内に設置されている、5、町職員が事務をとっているなどの共通点があります。

ところが、この条件がそろると、とりもなおさずこれが附属機関になります。そうすると、なぜこれが条例を経ていないのか。経る必要がなかったのか、あるいはもともとそういう概念がなかったのか。原因は多岐にわたると思いますが、その実例を挙げれば、ダム対策協議会、予算執行が2,000万円ほどあります。また、多くの地方公務員法第3条第3項第3号に匹敵するところの委員が存在しております。また、体育協会、この間もこの議場で担当課長が議員に対して、特別賛助金を要請しました。おかしな話です。本来、町長の事務執行の一部を形式的にであれ、委任を受けた形での実行部隊としての執行機関としてとらえた場合に、その経費はすべて税で賄われるわけです。そういった概念が執行機関の中にあるか。とりもなおさず担当課長の中にある。だんだん抑えた憤りが表に出てきます。

そういった中で、文化協会もまたわかり。文化協会の事例を挙げれば、ほぼ年間1人工、手間をとられているそうです。なかなかどうやって判断するか難しい問題があります。また、都市計画推進協議会、駅南町づくり連絡会、ひいては観光協会、また、ちょっと事例は違いますがPTA、生徒会まで含めて、なぜ父兄に負担させるのか。これは皆町立学校の中で起こっていることであります。

また、その下は次の質問になりますが、こういったものもなかんずく防犯協会、この間まで町のコンピューターを駆使した納付書が発行されていました。うまくないということでやめたそうです。でも、手刷りのプリントで公民館の方から回収作業に入っております。その中で、強制ではないですがと断りがついて、区長、班長を通して回収に歩いております。この田舎社会においておいて、先ほどの議場で担当課長が特別賛助会員を求めたように、皆さんですら断りにくい状況があります。一住民が、班長さんが、はい、役場から来ましたよと言って納付書を出されて、ノーと言える人がどれだけいるのでしょうか。それよりは面倒くさいから払った方が早い。こういう状況を十分承知しながら、任意でもらったとはなかなか言いがたい。そういったことを踏まえて、これらの団体が有効に機能しておりましたか。また、効果測定をしておりますか。その実態は法にのっとっておりますか。その部分について、町

長の見解を伺います。

すみません、また長くなりまして。

議長（菅谷光重君） 町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） 大図議員のご質問でございますが、法定の附属機関というふうに通告書の中でとらえてしまったので、若干とらえ方が違うかなと思いますが、ご容赦ください。

地方自治法第138条の4及び同法174条についてのご質問でございますが、地方自治法第138条の4は、普通地方公共団体にその執行機関として委員会または委員を置くことと、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員審査会、審議会、調査会、その他の調停、審査、諮問または調査のための機関を置くことができるとの内容でございます。現在、当町では第138条の4に基づいて、情報公開制度運営委員会や総合計画審議会などの機関が設置されており、それぞれ行政執行の前提となる職務を行っていただいているのが現状でございます。

また、同法第174条は、常設または臨時の専門委員を置くことができるとの内容で、この関係では文化財調査委員、名勝吾妻峡保存管理協議会などをお願いしており、専門的見地から指導・助言をいただいているわけであります。

また、同法第180条の6第3項の理解について問うとのことでございますが、委員会及び委員の権限に属しない事項の条文であり、第3号では地方税を賦課徴収し、分担金もしくは加入金を徴収し、または料金を課することはできませんので、当然ながら行ってはおりません。

当初の答弁は以上でございますが、先ほどのご質問の中では、ダム対策協議会、防犯協会、文化協会、体育協会、PTA、いろいろな団体が出てまいりました。確かに、条例というふうなことで動かして、設置をしている団体とは違っております。その辺につきましては、ご指摘を受けましたので、条例に載せるべきか載せなくてもよろしいのか、どういう経緯ででき上がってきたものなのか、これから調査をした上で、適切な執行に努めたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（菅谷光重君） 10番、大図議員。

10番（大図広海君） 生の言葉で、後半の部分だけ信用しておきましょう。役人に答弁書を書いてもらうと、どうしても空滑りになって。申しわけないです。

それで、そうすると一番予算執行の多いダム対策協議会の部分につくと、当然にこれは町

長が……、すみません、委員として町長、副町長、不思議なことに町議会議員も入っているんですね。私言われたことはないんですけども。これはいいです。そういった中でもこういった規約を持つ。当然に職員が事務に当たっている、これはとりもなおさずもう附属機関、判例によれば、条例がなくてもこれは附属機関と認定される。恐らく実態があるからなんでしょうね。そうしてくると、この附属機関が支払ったところの委員手当、条例の根拠のない支払いになってくる。去年の決算額が830万円ほど、ことしは予算額で言えば1,200万円ぐらいです。ここのところについて争いの種がある。やはりよろしくない。きちっと整理していきましょうという提案なんです。町長要望ですよ。

それで、次に、そういった形でいくなれば、地方自治法第203条、非常勤の特別職の支払については支払わなくてはならない。これが明確に規定されております。とすると、駅南町づくり委員会、これも規約があります。役場の中に事務局があります。でも、この附属機関、町づくりの委員の中には手当は支払われてありません。これは払わなくてはならないんです。法が求めているものなんです。そういった中できちっと整理をしていく、それがどの程度の報酬が適正なのかは、条例審査の中で議会がまた関与をしていくと、そんなふうな構図になるかと思うんです。そういった形での精査、それと、これからもう1点重要なのは、今言ったように、体育協会、文化協会含めて加入団体に加入金を徴収しています。もちろん協会費でその何倍かの活動費が行っているかなといえればそれまでなんです。でも、それは活動費は活動費、加入金は加入金。いいですか、そこの中で分担金を徴収したことになりませんか。防犯協会しかりです。そういった形での整理の仕方、これは速やかに着手しなければいけないと思いますが、その方向性について伺っておきます。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） 実は、大凶議員、この一般質問に関する調査を始められた時点から、役場内の各部署からいろいろな連絡がまいております。そして、その法的根拠、成立する過程、そういったようなことも含めていろいろ研究をしてみました。いまだ結論には至っておりませんが、いずれにしてもいろいろな今の時代の要請というふうなものにつきましては、やはり条例であるとか、しっかりした法令の根拠というふうなものを持った形でやるべきだという、そういうような結論には達しております。

ただ、例えば防犯協会についていえば、財団法人で事務局を吾妻警察署内に置くであるとかというふうなところから、東吾妻町というふうなものに派生をしてくれております。そして、文化協会、体育協会等につきましては、社会教育団体という関連団体というふうな形で、社

会教育法に基づくというふうなことでの町執行部が、その活動に対して支援をするのであるとかということもございます。

それから、PTAも社会教育関連団体の一つだったのでしょうか。ただ、あとはダム対策協議会、この辺のところは、町長が国土交通省の委託を受けてというふうな形でのダム関連事業に対しての協議を行うというふうな形であるというふうなことまではわかっておるのですが、いずれにしても、それぞれ上位法と照らし合わせた中で、町民の目から見て透明性の高い執行をしていくというふうなこと。

先ほど、最初の答弁書の中で負担金の問題、そういったことは附属機関としては行ってないと申し上げました。ですから、今現在附属機関という見方は現実にはしてはおりませんが、こういったようなことも遵法というふうな精神にのっとってやって、そして、それがますます文化活動、体育活動、そういったようなものももっと盛んになっていく方向で、透明性が高くなればもっといいことだなというふうに思っております。ダムに関しても、やはり住民のために我々は一生懸命やっているつもりでおりますので、透明性を高め、もっと住民のためになるようなダム対策協議会にしていきたいというふうに考えております。

議長（菅谷光重君） 10番、大図議員。

10番（大図広海君） 方向性が示されました。

それで、これはちょっと事例が別になりますが、社会福祉協議会のことに及びますと、この設立の経緯から、あるいは現状の東吾妻町という名称を使っている点から、あるいは事務所所在地及びその使用形態等々からかんがみても、必ずしも独立した法人格を持っているとはなかなか思えない。その中でまた納付書が発行される。多くの住民、私も含めてですが、かつてはこれは役場から来た納付金額であるというような錯覚に陥っています。

社会福祉法第73条、ここの部分でも、寄附行為については群馬県知事の認可が必要になる。そういった形で考えると、やはりまるきり独立した社会福祉法人ではないという認識のもとで、役場といいますか、町長が何がしかのやはりそこで監督の中になんといけない。その中で会費を徴収する、そういったこともやはりこの際だからきれいに検討の問題になるかと思うんです。考え方は同じです。

そんな中で、社会福祉法107条です、社会福祉協議会の職務というのは連絡調整、企画の中にとどまっていますので、本来の社会福祉協議会、サービス提供者としての現状のあり方、今の社協のあり方、ここまでも含めて精査しないと、いわゆる附属機関としての概念がまたあやふやなものにとらえられてくるかと思えます。その部分もやるかやらないか、方向

性だけで結構です。ひとつ所信をお願いします。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） 我が東吾妻町の社会福祉協議会は、今現在社会福祉法人として介護保険事業も行っております。その中で、役場からこちらから委託した事業で、シルバー人材センターの業務委託であるとかというふうなこともやっておるのかなと思います。そういったところで、先ほど議員おっしゃっていた連絡調整協議ですね、そういったようなところからちょっと町民の見方が違う方になってしまっているということはあるのかなというふうに思っております。

いずれにいたしましても、この件につきましても、役場からの補助金というのは多額に出しております。ただ、その中で議長、そして文教厚生常任委員長が議会というふうなことで理事になっていただき、担当課長、保健福祉課長が理事になってというふうな形での会議に対する出席、役員としての活動というのをやっていると思います。ただ、町民の見方というふうなもの、そういった透明性というふうなものによりますために、そして、我が町社会福祉に対してもっと貢献をしていただけるようなことを住民から理解されるように、前向きに法令の整備であるとかそういったようなことは、先ほど来のダム対、体協、その他と同じような形で一緒に進めていきたいと考えております。

議長（菅谷光重君） 大岡広海議員の質問を終わります。

ここで休憩をとります。

3時15分に再開をさせていただきます。

（午後 3時03分）

議長（菅谷光重君） 再開いたします。

（午後 3時15分）

佐藤利一君

議長（菅谷光重君） 続いて、15番、佐藤利一議員。

(15番 佐藤利一君 登壇)

15番(佐藤利一君) ただいま議長の許可をいただきましたので、地域振興、公民館分館活動について、質問をいたします。

東地区における公民館活動は、戦後、村政の基軸は住民にありと宣言したのは、後に文化村長と言われた方でございます。村民参加の政治姿勢を理念とする具現化の象徴と言えます。住民のより身近なところに、住民参加の拠点として5つの大字に公民館を整備したのです。地域住民もよくその理念を理解して、年々活動の量・質とも向上の一途をたどり、平成の今日も一層充実を増してきました。

地域内のあらゆる活動、課題について議して、これが執行には分館館長を中心に、俗に公民館5役が責任を持ってこれに当たり、その内容は行政への提言、課題の解決の要請はもちろん、地域のことは住民の手でという自治精神よりくるボランティア的なものが多岐にわたっております。

町村合併により、分館活動が合理化・改革のもとに、停滞・組織の弱体をもたらせるようなことがあってはならない。新町において現行の分館活動のありようを助長・拡大する方向こそ後世に合併の大きな功績と評価されると思います。

東村誌「あづま」にあるように、「社会教育を推進するには最も適切な施設は公民館である」とし、昭和25年以来公民館を中心にした社会教育を推進してきたとあります。東吾妻町条例も社会教育法第5章第20条の目的に沿い、定められ、分館も条例第3条に設置するとあります。分館の運営に関しては、規則にあるように経費は町費、寄附金、その他をもってこれを行うものであるとあります。

先般、私の質問の回答では、合併後の再編で具体的な調整方針案により、二、三年をめどに平成19年度には18年度の2分の1、20年度は18年度の4分の1とありましたが、合併につきましては、新しい町づくり計画で計画作成に当たり、留意点の中に公共施設の統合整備と適正配置については、住民生活に急激な変化を及ぼさないとあります。今度の合併は非常に大きいメリットがあったと私は思います。私のお聞きしたい公民館分館活動については、デメリットではなく、なお一層の地域振興を充実するように、平成20年度以降も町からの助成を望むものであります。住民が、住民の手で行政参加を理念とする火を消さないでもらいたいと私は思い、質問をいたします。

議長(菅谷光重君) 町長。

(町長 茂木伸一君 登壇)

町長（茂木伸一君） 地域振興としての公民館分館活動についてとのご質問でございますが、東地区公民館分館活動については、行政と文化活動などすべて当地型での公民館分館活動が長年継続され、その地域の合意形成に絶対的であり、なれ親しんできた方法であることは十分認識をしております。ご質問の件についてはご承知のとおり、合併協定に沿い、昨年度分館長さん等の懇談会の結果や、吾妻地区の区長さんの業務実態などを参考としながら、公民館運営審議会委員を兼務しております社会教育委員に経緯と実情を説明し、ご理解を得まして、その後、教育委員会でも同様な説明を行いまして、ご協議をいただき、教育委員会としての方針を決めていただきました。

その内容は、合併協定で示されておる合併後2年から3年をめどに、公民館条例を再編し、各公民館の管理を一本化していくこと、急激な変化を避けることなどの協定内容に従い、合併後3年をかけて段階的に補助金を削減して、平成21年度からは東地区分館については地区集会施設としていくこと、全町的に同じ趣旨で公民館を設置していくことなどでございました。今後、地域が主体的に取り組む各種事業につきましては、補助金等審議会のご意見等を参考に、補助のあり方を明確にしつつ、積極的に支援していきたいと思っております。全町的な課題として来年度の半ばをめどに結論を出したいと考えておりますので、よろしくお願いをいたしたいと思っております。

なお、議員がおっしゃる住民が、住民の手で行政参加を理念とするというふうなことは、私も全く同感であることを申し添えて、答弁とさせていただきます。

以上でございます。

議長（菅谷光重君） 15番、佐藤議員。

15番（佐藤利一君） ありがとうございます。

平成20年半ばごろ結論を出したいとの答弁であります。何せ50年、村政の根幹とも言うてよいかと思われるような状況でやってきたものを、それを逆なでするようなことのなきよう、また、私が昨年来言っていましたように、区長についても120人体制が50年も続いてきているのではないかということと同じようなことではないかと私は思います。この合併につきましては、非常に大きなメリットがあったと思います。特例債が借りられた、そういうふうなことの観点で見ますと、東は住民も新しい町には貢献したんだと言われるような方向で、公民館運営についてはお願いしたいと思うのであります。

よろしくお願いをいたします。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） 長い歴史の中での分館活動というようなもの、もっと吾妻地区の皆さんにもご理解をいただく必要もあるかなというふうに思います。いずれにいたしましても、補助金の新しいシステムというふうな中で、それぞれの地域の文化活動、いろいろな地域振興の活動、そういったようなものを一生懸命支援していく。国で言いますと、頑張る地方応援プログラムであるとか、そういったようないろいろな施策というふうなことの中で、皆さんとともにこの行政が一体となって、この町全体が元気になれるようなそういったような方法を、来年度の半ばをめどに考えて結論を出したいと考えておりますので、これからいろいろな補助金の見直しも含めてやってまいりますので、いろいろとご協力をお願いができれば、そしてご理解をいただけたらありがたいと思っております。

よろしく願いいたします。

議長（菅谷光重君） 15番、佐藤議員。

15番（佐藤利一君） ありがとうございます。この問題につきましては、合併10年間、町長の諮問機関である東地域審議会あたりでも、この問題には会長を初めいろいろと苦慮されているところであります。この問題は引き続いて検討されるのではないかと思いますけれども、その点を含めましてよろしく願いいたします。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） みんなで一生懸命取り組んで、今後の東吾妻町というふうな公民館活動、文化活動、そういったようなものに資するような礎ができればというふうなことで頑張ってまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

15番（佐藤利一君） 15番、終わります。

議長（菅谷光重君） 佐藤利一議員の質問を終わります。

前 村 清 君

議長（菅谷光重君） 続いて、14番、前村清議員。

（14番 前村 清君 登壇）

14番（前村 清君） お許しをいただき、通告に従いまして、ご質問をいたしたいと存じます。

1点目につきましては、PFI、プライベート・ファイナンス・イニシアチブということ

でありますけれども、町の考え方についてお伺いしたいと存じます。

民間セクターが持つノウハウや資金を活用して、社会資本整備を図る手法であります。一口で言えば、従来公的セクターが担ってきた事業を民間セクターに任せ、民間の創意工夫と競争原理を通じて、より効果的に効率的な公共サービスの提供を目指すものであります。PFI、一定の支払いに対し、最も価値の高いサービスを提供するという考え方が基本の原則でございます。現在、吾妻地域の経済は、ご承知のように極めて悪化し、都市との格差が拡大しているのはご存じのとおりでございます。中でも、日常の生活インフラの整備、生活環境の整備に期待が集中しています。だが、当町の財政指標の一つである実質公債費比率、あるいはまた現時点での経常収支等につきましては、それぞれも直近ではありますけれどもかなり危険ライン、特に経常収支では93.06%という数字でございます。

なかなか回復できない状況が予想される中で、町民の要望は待ってられません。そこで、民間活力を使い、民間の資金とノウハウを活用して、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るという考え方です。こうした民間活力の有効利用について、町のさらなる発展を強く願望し、お伺いするものであります。

経済の状況は、先ほど申し上げましたように悪化をしておりますけれども、吾妻地区で群馬県土木、建設、水道など28業種を年度別に見ますと、廃業やその他の職種へと移行し、平成11年から8年間でも2割会社が減少しているのが見られます。吾妻郡では平成16年からわずか3年間をちょっと調べてみましたら、かなり減少しております、その間でも10%ぐらい減少しているように見受けられます。このように地場産業の経営基盤が脆弱化し、少子・高齢化の進んだ地方では、大きく影を落とす結果となっております。また、多くの人々が携わる、皆さんが多く携わる農業は、終戦直後、群馬県におきましては12万6,000戸、平成17年では6万2,000戸と約半数になりました。

東吾妻町では戦争直後の昭和22年、3,200戸でありましたけれども、平成17年度は1,752戸であります。約54.6%の減少し、一方の農家戸数は東吾妻町では1,752戸、所得は平成17年度で80億円ちょっと、戸当たりになりますと約500万円近くでございます。しかし、販売額上位は3.3%を58戸で46億円くらい働いております。そうしますと、それで約53%になります。残りの40億円を1,700ちょっとで分け合うという展開でありまして、1戸当たりが約240万円ぐらい。そうしまして、うち出荷経費は約3割に当たりますので差し引きしますと160万円ちょっとということになりますから、極めて零細な農家がたくさんあるという状況

にあります。

一方、商業を見ますと214社程度でありますけれども、198億円ぐらいでございます。その売上を上位4社、おおむね4社ぐらいで約65から7割を占めております。そうすると、残りの30%を210社で分け合うということになりますから2,800万円程度になります。地域経済はそうした格差の中で大変苦慮しているところがあります。町にはどのくらいの人を訪れるだろうか。東吾妻町の国道をちょっと車で通るのはどのくらいあるかというふうに調べますと、県の土木では、国道145号線駅北、年間に444万台と推定されています。調べた結果をただ年間の数字で掛けたというだけであります。

渋川・東吾妻町・岩井417万台、草津の道の駅の前であります245万台、そんなことで吾妻郡には当然ながら、多くの人が行き交う地域で、年間約800万人近い人が訪れる観光地でもあります。そうしたときに、小規模農家のエネルギーを結集した観光と連携した農産物の販売先として利用できる道の駅の建設等は非常に効果が高いものであろうというふうに理解されます。

吾妻地域は店舗など寡占化が進んだ地域で、既存店の経済は極めて不安定であります。町の現状を踏まえて、新たな町づくり、新たな自治のサービス、小さな行政を目指すことについて検討をする時期が来ているというふうに理解されます。特に、今まで官が細かい部分まで規定する従来の仕様発注ではなく、民間の創意工夫を取り入れ、性能性発注を導入し、低廉かつ良質な公共サービスの提供への行政のかかわり方の行政改革民間事業機会創出による、経済活性化などを目指してはいかがかというふうに思います。

既に全国で始められています実施方針を公表している行政があります。全部で206件ほどになりますけれども、一例を挙げますと衆議院議員赤坂議員宿舎、それから参議院議員会館整備事業等はその一例でございます。そういったものもありますので、十分ご検討をいただきますようお願いをしたいと思います。

それから、町の子育て支援についてお尋ねをいたします。

それは、既にご承知だと思いますが、岩島地区、それから平成30年度になりますと1クラス10名ぐらい、あるいは31年になれば1クラス8名ぐらい。坂上地区も平成30年度には1クラス11名、31年度には東地区でも1クラス10名ぐらいということで、極めて子供の数が少ない現象が続いております。町は幼稚園、保育園等小さな子供たちの成長に対して支援しているのはよくわかります。しかしながら、児童福祉施設、幼稚園、学校、また民間活力を利用して依頼し、町として支援に取り組んでいることは承知しておりますけれども、他町村

ではもっと細かな配慮のもとに、合理化に取り組んでいます。この町は、子育てはすばらしいと言われる町づくりが多く見られます。当町では、それぞれ各部門ごとに制約を受けることが多く、利用者から見れば、行政の決まり事に従うしかないという不満があります。

農家は手があるから保育園には出せません、できないなどと話しているのを聞きます。しかし、預かり保育では、保育に欠ける状態を問わないのが原則とされます。町は町民の目線ではなく、行政の決まり事を町民に対して最大の行政のサービスとして提供しているように見受けられます。また、そうした行政手法の職員の態度が多く見られます。公立幼稚園は満3歳児から就学までの幼児4時間を標準として、幼児の発達や程度や季節に配慮して決められ、運営するとされています。しかし、幼稚園教育要領第1章(3)によると、預かり保育は実施できるようになっていますが、当町の取り組みは見られません。子育て支援について、考えをお聞かせいただきたいと存じます。

少子化の進んだ町として、利用しやすい環境整備は早急に行うべきであると思います。保育園、幼稚園の制度による保護者への行政サービスのみでなく、少子化の町として運用整備は喫緊の課題ではないかというふうに思うのであります。ぜひとも取り組まなければならない行政の支援であるというふうに私は思いますが、調査の中で漏れ聞こえてくるお話ではありますけれども、学童保育を今年度じゅうに全地域に実施するといった公式な職場での発言もあるようでございます。認定こども園、年度内に実施すると言い切った発言もあるようです。今年度もあとわずかであります。町民の負託にこたえて実施することは可能でしょうか。町には子供の数が減少しています。住みよいまちづくりを代表する子育て支援、町長の考えをお聞かせいただきたいと存じます。

ちょっとど忘れしましたが、大体こういうものだとか、あるいはこういうものだとか、いずれにしてもPFIについてのことは、幾つも皆さんのスキームがございまして、多くありますが、その一つ一つ勉強をさせていただくということをお願いをしたいというふうに思います。

議長（菅谷光重君） 町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） 公共サービスにPFI制度を活用し、小さな行政、効率的な公共サービスというふうなことについてのお尋ねでございます。

今、厳しい財政状況を背景として、全国の地方公共団体で民間の資金と経営能力、そして技術力を活用し、公共事業を実施するための手法としてPFI方式の事業が拡大しつつあり

ます。P F I 事業は、効率的な質の高い行政サービスを達成することを目的としています。このため、事業の選定に際しては必ず従来の事業方式と、P F I 方式の財政負担額等を比較し、バリュー・フォー・マネーの達成が確認でき、かつ現行制度下で実現可能である事業で検討し、導入するかどうかを考えていきたいと思ひます。P F I 方式での公共施設整備については、費用を債務負担行為により支払うため、実質公債費比率にやはり影響が出てきます。このことから、財政状況を検討しながら進めていく必要があると思ひます。

なお、群馬県では現在導入実績はございませんが、当町では学校給食施設や役場庁舎が喫緊の課題としてあります。また、農業や観光振興の面で、道の駅や農村コンビニ、農村レストランというような交流形施設等を検討していくことも考えていきたいと思ひます。いずれにいたしましても、効率のいい行政というふうなことで、いろいろな角度から検討をしていきたいと思ひます。

続きまして、町の子育て支援についてというふうなことでございます。

子育てのさまざまな問題が表面化している社会情勢の中で、幼稚園や保育所が子育てをサポートする役割は、より重要になってきているというふうに認識はしております。また、女性の社会進出などが、幼い子供たちにとっては厳しい環境ともなっております。こうした中、本町では保育所、幼稚園、学童保育所を設置し、保護者の方々がそれぞれのライフプランに合わせ、選択いただける子育て支援を進めておるつもりでおります。議員お尋ねの預かり保育に関しまして、早朝の預かり保育は自主的に既に実施をさせていただいておりますし、基本的な延長保育は、保育所または学童保育所が機能分担すべきと考えております。

なお、岩島、坂上地区の学童保育につきましては、受託者を公募すべく事務を進めておるところでございます。また、認定こども園につきましては、具体的な実情が見えつつあるところでもありますので、もう少し精査したいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひをいたします。

なお、ご質問の中で、農家の子供さんたちについては保育園には入りづらいとのことでしたが、そのようなことはなく、農家の方々の忙しさは町も十分承知はしておりますので、保育所はいつでも、今までも、そしてまたこれからもずっと受け入れていくつもりでございますので、よろしくお願ひをいたします。

以上です。

議長（菅谷光重君） 14番、前村議員。

14番（前村 清君） ありがとうございます。まだお答えいただかない部分を含めてで

ありますが、ちょっとご質問いたします。よろしいでしょうか。

まず1点目のPFIに関係するものでありますけれども、実はこれ、群馬県町村会会報、群馬自治の99面のところに載っていたものであります。それがちょっとすばらしくいい文章でありましたので、ちょっと紹介をしながら町長さんにお尋ねします。「これまで、地方自治体は中央省庁の方を向いて仕事をしてきた」と、これは当たり前ですね、補助金が欲しい。「これは国と地方自治体の歳入と歳出を比べた場合、地方自治体が全体の3分の2を使っているにもかかわらず、租税総額に占める地方税の割合は3分の1にすぎないといういびつな構造になっているために、地方自治体はその活動に必要な財源の多くを、国からの配分に頼ることが起因として、あちらを向いていたのだ」と。

その結果、地方自治体の仕事は、いかに中央省庁の予算配分を中心に回ることになるのですが、そこには地域住民こそが本来の顧客であるにもかかわらず、そのぐらいの視点は行政はなかなかなかった。また、行政サービスの対価である税金を効果的、効率的に使おうとするモチベーションが役場内でもなかなか働きにくい環境があった。民間企業における経営の基本であるプラン（企画立案）、ドゥ（実施）、チェック（評価）といういわゆるマネジメントサイクルの視点から見ると、現状はプランとチェックは中央省庁に合っている。自治体はドゥの部分のみを担っているということが出来ます。しかし、自治体経営というからには、このマネジメントサイクルを自治体がみずからの手に取り戻さなければならない。そのためには、中央省庁から地域住民への目線を転換することによって始めなければならないというふう位置づけています。

具体的には、地域住民のニーズに合った政策を、みずから企画立案、要するにプランをし、それを限られた資源を有効的、効果的に使うのが必要であるというふうに言っております。それが私は自治体の経営能力が高められるものの一つだというふうに思いますので、そうした意味から、このPFIの利用等について、ぜひご検討いただきたいというのでございます。

それから、先ほどお答えいただきましたが、幼保一元化が叫ばれ、各地で盛んに行われているという前提を見ますと、地域のお母さんたちはそれを望んでいるのではないか。だから、こっちは保育所と、あるいは幼稚園と言っていますけれども、父兄の人にしてみれば、さほどそんなことよりは、子育て支援してくれないかということがあるんだというふうに私は思っております。ですから、見直す段階においては十分検討され、ひいては先ほどちょっと町長さんの発言にありまして、お答えいただきましたけれども、幼稚園にいて保育園は出られないというのが大体この町の皆さん方からお答えする、職員の方々から聞くのが大体そう

であります。預かれるんですよという話なら非常に楽でございますので、その辺のところの食い違いがありますから、よく調整をしてください。基本の規制はありますけれども、町民にとっては幼稚園であれ、保育園であれまず変わりはない。預かっていただくことに期待が置かれております。

各自治体とも横並びに行政執行を行うことにほとんど差はないが、子育てに限りだけは差があるということを町長さんは認識しているのでしょうか。確実にそれはあります。ですから、町長さんの判断でもって変わるということ、頭にも若干置いてもらいたいと思っております。今もしているということではありますが、ぜひ保育所、それから幼稚園にお勤めの職員同士の交流は、年何回ぐらい行われているのでしょうか、それによって、子育てはどんな方向に向かおうとしているのでしょうか、ちょっとそこもお尋ねしておきたいと思えます。よろしくをお願いします。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） ただいまPFIの件、そして子育ての幼稚園、保育所の件というふうなことで、私が今お伺いしていて、中央省庁の縦割りというふうなもの、それに問題が、どちらも、PFIにしても、子育てのところにしてもあるというふうなことを、非常に今強く感じております。確かに長野県の栄村だったでしょうか、補助金頼みでなく、ほとんど直営工事であるとかそういったような形で社会資本の整備をやっているというふうな村もございます。そういったようなことも、PFIも含め一番我々として自分たちの手で、本当に自治をしているんだというふうな形でのPFIの取り入れ、さもなくば事業、本当に民間の住民たちでやる事業というふうな形に進めていけたら、とてもすばらしいことだと思います。

ただ、今現在は、例えば過疎債だと、そして合併特例債だと非常に有利な起債である。そうしますと、どうしてもそれに対する縛りが出てくる。学校を建てるにしても教育債、そしてそれを用途を違うというふうな形に使えば、補助金返還であるとかというふうな非常に厳しい制約の中で、今現在の地方公共団体、地方自治体はやっていかざるを得ないというのが実情だと思います。ただ、やはりいつもそうやってひもつきでいいのかというふうな考えは早くに捨てて、自分たちで、自分たちの税収で自由にできるような形というのができればすばらしいことだなと思って、それには向かっていきたいと思えます。

とりあえずPFIはちょっとこれで置かせていただきまして、幼稚園と保育所の関係でございます。都市部では保育所の待機待ちというふうなものが問題になっております。そういった中で、幼稚園の預かり保育というふうなことも、あわせて出てきたのではなかろうかと

いうふうなこともあります。今、我が町では保育所のところで10時間プラスアルファの保育というふうなこともしておりますので、そういったニーズがあれば、同じそれぞれの地区の中で保育所は門戸をあけて待っておりますので、ぜひともそういった形で、やはりこれも縦割りというふうな状況なんですね。そして、ただ、幼稚園でも預かり保育ができるとしてあります。ただ、このところでそれに対してどれだけの費用がかかるかどうかというふうなことも、やはりそれなりの試算もあります。

ですから、これも検討しないとは申し上げません。それも検討の一つに加えた中で、ただ、やはりただ単に行政のシステムを住民に押しつけているんだというふうなとらえ方は、ちょっと容赦いただけないかと。やはり1つの地区の中に両方とも用意はしてございます。途中からでもその選択肢はいけます。例えば、今からでも幼稚園から保育所に移るということもできると思いますので、そういった選択の方法もぜひお願いをしたいと思っております。

それから、交流については私は把握してございません。申しわけございません。

議長（菅谷光重君） 14番、前村議員。

14番（前村 清君） 失礼しました。信用調査機関等で吾妻郡とあるいは群馬県を調べているのを見ますと、かなり景気が悪いことは目前に数字として出ておりますが、そういった中から今、建築関係の偽装の問題が出てから、確認もかなり遅くなっているということもありまして、非常に停滞ぎみになっております。公共につきましては、ぜひそういうことがないようにお願いもしておきたいと思うし、いま一つは、かなり予算がないという中ではありますけれども、現業を行う課、例えば建設課とか、あるいは先ほどもお答えをいただきましたが、600キロもある町道の委託方式だとか、そういったものを再度検討していただいて、元課の人たちがいま少し民間と一緒にできるような体制づくりを考えたいかがかと。

小さな自治を目指すという中で、ぜひとも軽くなるということだけではございませんが、きちっとした、将来、すばらしい住民サービスができるように配慮をいただきたいというふうに思います。

再度確認しますが、幼稚園に入った人は保育園に行けないんですね。よさなければだめなんですか。午後は保育園に行くということは可能ですか。町長、お答えいただけますか。それだけで結構です。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） 幼稚園の方が、そのまま保育所に行くことはかないません。全く制度が違うということで、幼稚園をやめていただかなければ、保育所には通えません。そのよう

に認識をしております。さっき言ったのと同じ。幼稚園から保育所に行くのはいつでも受け入れができますと申しあげました。幼稚園をやめていただいて、保育所に移籍するという意味で、それは当初からの答弁でそういうことでございます。

議長（菅谷光重君） ここで前村議員の質問を終わります。

ここで休憩をとります。

再開を4時5分といたします。

(午後 3時55分)

議長（菅谷光重君） 再開いたします。

(午後 4時05分)

一場明夫君

議長（菅谷光重君） 続いて、8番、一場明夫議員。

(8番 一場明夫君 登壇)

8番（一場明夫君） それでは、一般質問をさせていただきます。

先ほどの前村議員さんの質問と多少ダブる部分があるかもしれませんが、今回は学童保育の関係一本でいきたいと思っておりますので、多分皆さんが期待しているように、15分以内ぐらいで何とか頑張って終わらせたいと思っております。よろしくお願ひします。

今、お話ししましたように、今回は学童保育事業の運営のあり方と今後の実施の方向性についてお聞きしたいと思います。子育て中の町民にとっては、非常に切実、かつ関心があり、実施が直面している内容なので、あいまいでなく具体性のある答弁をよろしくお願ひしたいと思っております。

現在、当町では学童保育事業実施要綱に基づき、あづま保育園において以前から実施されている公設公営方式による学童保育事業と、放課後児童対策委託事業実施要綱に基づき、旧太田幼稚園において今年度から実施されている公設民営方式による学童保育事業の2事業が実施されています。当然のことながら、この2施設は運営上でも、利用する上でも、保育料

を初めとする各種条件に差があります。町としては、来年度からほかの原町、岩島、坂上の3地区においてこの事業をスタートさせる計画になっていると思いますので、同じ町民が利用するのに差があるのはもとより、運営形態が異なるのにも問題があるので、現在実施している2施設の運営のあり方について早急に検討をし、新しく始める事業を含めて、町としてどう対応をしていくか、明確な方向を示さなければならないと思います。

については、これからお聞きする4点について、町長のお考えをお聞かせいただきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

まず、今後の運営方法等についてお聞きしたいと思います。

運営方式が違うことから、現在実施されている2施設では利用者の負担も、町としての負担も当然違ってきます。同じ町に住んでいて、利用する施設によって料金差が生じたり、サービスに差があったりでは問題があると思われまます。今後実施していくに当たり、町としてどんな方法で現在実施している2施設の事業を展開していくように調整し、決定していくつもりなのかお聞かせください。

次に、2点目ですが、ことしの1月中旬にこの学童保育の話が、議会に報告があったときもお尋ねしましたが、現在実施している2施設の事業とも、実施要綱はありますが設置及び管理に関する条例が制定されていません。地方自治法上、適正とは思われない形態で設置運営がなされていることが懸念されます。当然のことながら、条例がなくて保育料の徴収もされていますが、これで問題がないのか、ここら辺についてもお聞きしたいと思います。

3点目は、原町、岩島、坂上の3地区で来年度から学童保育事業を実施していくことで準備を進めていると思いますが、新たに認定こども園構想も浮上しているやにも聞いています。さらに、幼稚園の延長保育に対する保護者の希望も耳に入ってきますので、保護者のニーズに的確に答えられることを最優先して、特に3歳から5歳児における今後の幼稚園や保育園、さらに学童保育事業に係る事業展開をどうするのか、総合的に判断し、決定していかなければならないと思います。既に計画が決定しているものと思いますが、その方向性や具体的な内容についてお聞かせいただきたいと思います。

最後に4点目ですけれども、新しく始めた事業が公設民営方式なので、今後はその方式でやる考えなのだと思いますが、仮に公設民営方式でやる場合は、事業者の選定に当たっては、放課後児童対策委託事業選定委員会で選定していくことになるんだと思いますけれども、ことしの募集のように3月中旬に事業者が決定されるような、余りにも短期間の公募では、内容の検討、受託体制や準備の期間が余りにも少な過ぎて、せっかく応募の意思があっても、

実際に応募できなかった事業者もあったのではないかと推測されます。町民に不信を持たれずに、公明・公正に事業選定がなされるようにするためには、少なくとも事業者決定後、十分な準備期間がとれるように、余裕を持った公募をするなどの配慮は最低必要だと思います。

そのためには、年明け早々には実施に向けての具体的な公募作業をしていかなければならないと思いますが、どんな状況になっているかお聞かせいただきたいと思います。今回は、学童保育事業に的を当てて、主に先ほど申し上げた4項目について質問をさせていただきました。簡明にお答えをいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（菅谷光重君） 町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） 学童保育事業の運営のあり方と、今後の実施の方向性についてということでお尋ねでございますが、まず、学童保育の定義は、小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童でありまして、その保護者が労働等により昼間家庭にいない者に、授業の終了後に、児童厚生施設等の施設を利用して、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業とされております。

このように、それぞれの自治体では学童保育という名称を口頭では使用いたしますが、法律や条例では使用を避けてきたと言った方が正確かもしれません。議員お尋ねの設置方式につきましては、前述のことからも、設置内容に差異が生じておるものと思っております。将来的にはよりよい方向にすり合わせを行う必要があるものと考えております。

2点目の設置や管理に関する条例の制定につきまして、県健康福祉局青少年こども課の指導や先例地の実態調査から、実施要綱で運営してまいりました。そのことは町の集中改革プラン3、民間委託等の推進、(2)公の施設以外の民間委託の取り組み内容、そして、民間活力の活用、学童保育事業を委託事業として実施することで了解をいただいていたと考えておりました。

3点目の今後の対応でございますが、岩島、坂上地区でご協力いただける方を提案方式により採用しようと考え、現在準備中でございます。

最後の4点目でございますが、前述のとおり、プロポーザルの方式を含め、地域の特性に合った方法があれば前向きに取り入れ、公明・公正に進めるつもりでおりますので、どうぞよろしく願い申し上げます。

議長（菅谷光重君） 8番、一場議員。

8番（一場明夫君） 先ほどお願いしたように、具体的にお願いしたんですが、大分漠然

とした答えなので、もう一度確認したいと思いますが、運営形態の違い、これから調整していくというふうなことをおっしゃいましたが、どんな方法にするか、その辺だけ明確にお答えいただきたいと思います。公設公営でいくのか、公設民営でいくのか、やはりそのままいくのか、いろいろな方法があるんだと思いますけれども、町長として、また、教育委員会、保健福祉課等との関係の中で、どういう方向でいくことで考えていくのかを明確にお答えいただきたいと思います。

それと、2点目の公の施設という定義でいきますと、私もこれも県に聞きましたけれども、私が聞いたのは市町村課の方でございます。自治法上の問題点がないかということを実は正直言って聞きました。そういった中で、町が設置主体となると、当然公の施設、これが大前提だと思います。そうすると第244条公の施設の定義というのは、住民の福祉の目的をもって町がやるんだという考え方があると思います。さらに第244条の2では、公の施設は条例で定めるのだというのがあります。さらに第228条、使用料等に関する事項は条例でということ、要するに保育料は使用料に多分値すると思いますので、そういったものはきちっとやはり条例に明確に定めてやりなさいというのが大原則だと思います。私が言っているように、この自治法上問題ないのか。

今、町長が言っている話ですと、あくまでも民間でやっているというふうに聞こえますけれども、もし仮に民間でやっているという考え方であれば、例えば事故が起こったときに、どちらが責任があるか。事業主体が町です。こっちが民間でそこを貸してやっているんだという考え方でいくと、非常に微妙な部分が出てくる、その辺についても、明確にちょっとお答えいただきたいと思います。

それと、先ほど言いましたように、保護者というのはやはり一番いい、先ほど前村議員からも話がありましたけれども、一番利用しやすい形態、これを望んでいるわけです。それが仮に認定こども園であれば、やはり認定こども園の方式というものを検討する価値はあるんだと思います。これが本当に町の子育て支援のために必要であれば、そういう方法を考えていただきたいというふうに思っています。多分、今の形でいきますと、教育委員会でもちょっとはっきり教育委員会でいろいろ調査したときには言われなかったんですけども、学童保育で3施設をやっていくんだという考え方だと思いますけれども、その辺のところについて、町民というのはやはり、本当にこれ、例えば午前中幼稚園に行って、午後保育園に通えるような、例えば幼保が一元化するなりに、幼稚園の延長保育ができるなり、そういう形がとれば一番それを期待しているのではないかと思います。

たまたまうちにも孫がいますから、いろいろ意見を聞いてみますと、やはりそういう考え方というのは持っています。どこはそうなっているんだから、そういうのがいいよねとみんな情報を持っています。そういった中で、やはり町として一番いい方法というのを、それが学童保育のシステムであれば、それで結構です。それをきちっと、教育委員会が何かふらふらしているような感じも正直言ってしまったので、方向をちゃんと決めて、計画をつくってやっていただきたい、それをぜひお願いしたいと思います。

それと、手続上の問題については余り言うつもりはないんですけども、ことし1月に話があって、そこでも指摘しましたけれども、そのときに既にもう4つやるんだというような話。そういった中で、準備が全然していない。では、とても無理だろうという意見が出て、最終的に太田だけで始めたというような経緯があったと思います。

正直申し上げて、そのときも同僚議員から指摘がありましたけれども、既に昨年の秋から末にかけて、うちでやるんだけれどもという話が聞かれていたのは事実なんです。私もそういう声を耳にしました。これではやはり、非常に不透明さを感じます。こういったことのないようにしないと、行政としてやはりやり方がまずかったと言われることになりますので、多分そういうことは実態としてなかったというふうに考えたいと思いますけれども、でも、それが既に議会で話がある前に、民間の中で飛び交っていて、その準備のための調整をいろいろしていたということになると、これはとんでもない話になってしまいます。

だから、そういう意味で、私は今回はそういうことのないようにきちっとやりましょうという意味で言ったんですけども、ちょっとこれは私の老婆心かもしれませんが、きちっとそういうものをやっていただきたい。それについて、もう一度答弁をお願いいたします。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） 具体的にというふうなことでございますが、まだ、具体的にお話ができるほど、東の学童保育というふうなものを検討しておりません。ただ、これは合併の前からやっている事業でございますので、やはり合併のすり合わせというふうな形になる、そういったようなイメージで私自身も考えております。ですので、保育料が違うであるとか、いろいろな条件面で違うというふうなことは、これは致し方ないのではないかと。これはどの程度のところですり合わせるのかは、まだ、打ち合わせには入っておりませんが、基本的には公設の民営というふうなことになろうかと、そういうふうな、私自身の考えはそちらの方に傾いてはおります。

ただ、この公設というふうなもの、どうしても町が受け皿というふうな形でないと、先ほどの補助金というふうなもの、それが受けられません。民設民営丸々の民間会社というふうな形では補助金が受けられないという状況になりますので、公設というふうなことで町が設置したというふうな、そういったことを県の健康福祉局の方でお認めはいただいておりますというふうなことで考えております。

そして、こども園というふうなことでございますが、やはりその方向というのが一番だろうというふうに思います。こども園という一つの施設の中で、いろいろな選択肢があるというふうなことで、それを保護者の方々にお選びいただくと。ただ、こども園と学童保育はまた全然別なシステムだという認識でおりますので、幼稚園か保育所かははっきり保護者の方が選択肢の中でしっかり選んでいただくというふうなことで、それはご了解をいただきたいと思います。こども園の話と違うんですが、だから、そういった意味で一つの施設の中で子供園というふうな中の選択肢があるというのはすばらしいことだと思って、こども園の設置について、それはこれからも一生懸命努力していきたいというふうに思っております。

議長（菅谷光重君） 町長、具体的な何か事故の関連。

町長（茂木伸一君） 事故につきましては、民間で経営しておりますので、民間の事業者の責任に帰結するものというふうに思っております。これには事故があった場合に備えての保険というふうなものが、子供さん方一人一人それぞれにご負担をいただいた中でやっているような気がします。これは正確ではございませんが、保険を掛けているということは間違いないというふうに思っております。

準備は、やはりことしも遅くなってしまったという感はぬぐえないんですが、ほとんど準備そのものは完成に近い状態になっておるやに聞いております。

議長（菅谷光重君） 8番、一場議員。

8番（一場明夫君） すみません、ちょっと5分ほどオーバーしますが。

いたし方ない。運営形態の違いでいたし方ない、これではやはり町民は済まないんだと思います。町長の発言とはちょっと思えない、正直言って。多分、私が見ていて、今の学童の保育システム、公設公営と公設民営を見たときに、私がこれで教育委員会へ行っていろいろ聞いた話ですと、東地区の方が非常にどちらかと言えばいい。そうだとしたら、次の選択肢が公設公営を選択するのかなと思います。多分今の利用形態を見ていると非常にいい。ただ、条件が違いますので、一概には言えませんけれども、でも、さすがに保育料だとかそういうのに差がある、そういったことを考えて、いたし方ないという回答で本当にいいのかどうか、

もう1点。

それと、県に聞いて、これでいいということでした。私もそちらの課には聞きました。そちらの課では、具体的な条例が云々という部分については、うちでは関与していません。町からそういうものが整備されて上がってきたという前提だから、補助金を出しているんですとはっきり回答しています。本当に条例だとかそういうものが必要ないんですか。本当に民間が責任をとってくれるんですか。その2点。

それと、こども園のことも考えてみるということで聞いていますけれども、学童保育でスタートしていて、条件が調べば認定こども園に、要するに町民のニーズに合った認定こども園にしていくという考えがあるということでもいいんですか、その3点だけ最後にお答えください。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） 条例の件は、この形でお世話になりたいと思っております。

学童保育がこども園に進むというふうな認識はございません。全く別なものというふうに考えております。こども園は保育所と幼稚園が一体となったものというふうなつもりでおりますので、学童はあくまでも小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童というふうな定義で、それは変わっておりません。

（「保育料はいたし方ないでいいんですか」と呼ぶ者あり）

町長（茂木伸一君） 今のところは、そういう考えでおります。例えば、簡易水道料、下水道料、いろいろな形で、やはり合併というふうな中でのさまざまな問題は出ております。その辺のところにつきましては、先ほど申し上げたように、まだ時期は決めておりませんが、すり合わせていくというふうな考えでおりますので、当面、いたし方ないのではないかと。急激な変化というふうな形ではできないというふうに考えております。

議長（菅谷光重君） もう1点、答弁。本当に民間が何とかと、その辺はいいですか。その辺、町長答えてください。

町長。

町長（茂木伸一君） そういう形態だと思います。

議長（菅谷光重君） ここで一場明夫議員の質問を終わります。

青 柳 はるみ 君

議長（菅谷光重君） 続いて、4番、青柳はるみ議員。

（4番 青柳はるみ君 登壇）

4番（青柳はるみ君） 4番、青柳です。

通告に従い、妊婦検診について質問いたします。

先日、妊婦の乗った救急車のたらい回し事件がありました。新聞の発表によりますと全国で数百件にも及ぶということです。その妊婦のほとんどが初期ないし定期検診を受けていない方だとのデータも出ておりました。費用がない、時間がない、また、その他の理由もあるでしょうが、おかしくなるまで我慢してどうにもならなくて救急車を呼ぶというケースです。この無料検診制度がもっと早く確立され、運用されていたならば、事故の幾つかは避けられたはずですが、検診を受けてなかったために、カルテがないという理由でたらい回しにされたケースも少なくありません。少子化のこの時代に何ともったいないことです。この制度は、赤ちゃんを大事に育てる基本です。新しく妊産婦になられた方から、もうすぐお産の方まで、1回でも多くこの制度を活用してもらおうことが、行政の責任ではないでしょうか。

6月の定例会において、妊婦検診5回まで補助をと質問し、町長より実現したいというお答えをいただきました。いつから実現の運びになるのかお尋ねいたします。子供や妊産婦の方々はそのときが大事です。時期が延びることによって、その恩恵を受けられない人が出てきます。今年度じゅうであればよいのですけれども、実行できる時期を明示していただきたいと思います。

妊産婦の定期検診は妊娠28週まで4週に1回、36週まで2週に1回、40週まで毎週1回あります。また、産後の検診が1回、新生児検診が2回あります。若い夫婦の経済的負担軽減で、子供を少しでも安心して産み、育てられる町環境の整備に向けて、町外の病院に行かなくては出産できない、また、検診される方々のために、子育て支援のスタート部分でありますこのところをよろしく願いいたします。

次に、町民安心のサービスについて、お聞きいたします。

聴覚障害者の方の耳マーク、これですけれども、町役場に入りますとすぐ左手に耳の不自由な方のために、お願い手帳というものが置かれてあります。これに加え、見てわかりやすい耳マークを公的施設に設置していただきたいと思っています。町内の私の友人にもおりますが、見た目では障害がわからないため、誤解されたり、不利益な目に遭ったり、危険な目に遭ったり、社会生活の中で不安が大きいものであると思います。周りの人は聞こえない人

であることを知り、気づかって接していく必要があります。

この耳マークは、耳に音が入ってくる様子を矢印であらわしたデザインになっております。こういう辛さを持った人たちと助け合えるように、また、そうしたことを多くの人に知ってもらうために考案されたものです。先日、吉井町、沼田市の役場を見学させていただきました。玄関に入ってすぐの総合受付に耳マークと、「耳の不自由な方は筆談しますので申し出てください。聞こえが不自由なことをあらわす耳マークです」と書かれて設置されておりました。その耳の不自由な私の友人も、手帳を持っていないときにどうやって筆談にまでもっていこうか悩むと言っておりました。

町内には、86名の聴覚の障害者手帳を持っている方がおられるということです。年をとって不自由な方もいます。耳マークにより助かる人と、耳マークを見ることによって、人に気づかうことを気がつかせることもありますので、よろしく願いいたします。

議長（菅谷光重君） 町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） 妊婦検診、そして耳マークについてのお尋ねでございます。

6月の定例議会にご提案をいただきました妊婦検診の助成をとのお話でございますが、本町も平成20年度、来年度より5回分の公費負担助成を行うことを予定して、当初予定に計上する予定でございます。そして、なお県医師会の協力のもとで、標準単価の設定についても協議を既にいたしておりますので、来年度の予算、4月からというふうなことでご了解いただけたらと思っております。

続きまして、耳の不自由な方のために耳マークの設置をの件でございますが、当東吾妻町においても、聞こえない、聞こえにくいといった障害をお持ちの方で、聴覚関係の身体障害者手帳をお持ちの方が80名以上いらっしゃいます。聴覚障害者の一番の悩みは、見た目には障害がわからないとのことでございます。そのために誤解をされたり、危険にさらされたりと、社会生活上の不安を抱えていらっしゃる方が多くおられます。言葉による意思疎通ができないことから、日常生活において人知れず苦勞をしているのが現実であると考えております。

聞こえないことを少しでも周りの方に理解をしていただければ、コミュニケーションがスムーズにいくのではないのでしょうか。目の不自由な方の白いつえとか、体の不自由な方の車いすと同様に、耳の不自由な方のための案内図が耳マークと認識しております。議員のご提案のように、身体障害者の方々の自立を支援する意味からも、早急に検討いたしまして設

置をし、障害のある方々のお役に立ちたいと考えております。よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

議長（菅谷光重君） 4番、青柳議員。

4番（青柳はるみ君） 本当にありがとうございます。広報に載ってから、いつですかという質問をたくさん受けておりまして、本当にいい報告ができることをありがたく思っております。よろしくお願いたします。

ありがとうございました。以上で終わります。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） 年度途中でできればよろしかったんですが、やはりいろいろな制度の関係もありまして、4月というふうなことで、ぜひとも皆様にもよろしくお伝えいただければと思います。どうもありがとうございました。

議長（菅谷光重君） 青柳はるみ議員の質問を終わります。

会議時間の延長

議長（菅谷光重君） 時間延長をいたします。

竹 淵 博 行 君

議長（菅谷光重君） 続いて、2番、竹淵博行議員。

（2番 竹淵博行君 登壇）

2番（竹淵博行君） 議長より許可を得ましたので、通告に従い、一般質問をさせていただきます。

まず昨年、町長就任後、7月より乳幼児義務教育期間と申しまししょうか、15歳以下までの医療費無料化に取り組み、県内でも平成19年4月1日現在27町村中、中之条町、上野村、そして、我が町東吾妻町の3町村であります。このことから、子育て世代の町民の方々がどれだけ助かっておられるか、言うまでもありません。このことについて、町長に対し敬意を表するわけであります。

さて、昨今、原油の高騰からさまざまな日常生活品等が値上がりする中、所得等は、特にこの地方では抑えられている気配であります。ちなみに、当町の子供の状況であります、年齢基準日は平成20年4月1日の義務教育15歳以下人数別世帯数、パーセントであります、子供1人世帯は約43%、子供2人世帯は約42%、子供3人世帯は約13.5%、子供4人世帯は約1.4%、子供5人世帯は約0.1%であります。このような数値から、子供3人以上の世帯は非常に貴重であると考えられます。子供の出生率の問題になった場合、豊かな社会になって、家族も子供も豊さを共有するということにならなければ、子供を産むという行動につながらない。経費が否応にかかり、若年層が3人目以降の出産、子育てをためらう理由の一つとして、経済的負担の大きさが一番にあるように思います。

今現在、国においては児童手当とし、3歳未満は1子から一律1万円、3歳以上からは1子、2子月額5,000円、3子以降月額1万円を小学6年生、2006年4月以降支給しています。これは所得制限限度額がございますが、当町としては3子以降の出産祝い金10万円を一時金として、また、入学祝い金とし、小学校入学時に3万円を1子より支給しているわけですが、このようなことだけで果たしてよいのでしょうか。子育て世代の町民の方々が、この町で子供を育ててよかった、また、子供たちがこの町で育ってよかったと思われるように、政治が少しでもバックアップしてやる姿勢が大切であり、それが少子化対策にどう連動していくか、検証を繰り返さなければならないと考えます。

さて、一例であります、群馬県太田市では第3子以降の子育て費用の全額支援に向け、2008年度から全面実施する予定であります。内容は、女性が妊娠した場合の検診や出産費用、出産後の保育費を初め、小・中学校の入学費用、給食費、医療費や中学の修学旅行費などを全額負担するといった思い切った施策であります。このようなことから、我が東吾妻町においても、インパクトのある町独自の子育て支援策を早急に設けなければならないと考えますし、もう一人どうですかと言える環境づくりを行っていく必要があるのではないかと考えますが、今後、町としてはどのように考えておられるのかお聞きいたします。

以上であります。

議長（菅谷光重君） 町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） もう一人どうですかと言える環境づくりについて、町独自の子育て支援策をとのご質問でございますが、議員ご指摘のとおり、当町におきましても若年層の減少は歯どめのきかない状況というふうに認識をしております。平成18年度中における出生者数

は95人でした。今年度につきましては11月末現在で64人の出生者数でございます。年度末においても100人を切ってしまうのではないかと推測されるところでございます。

そんな中ですが、先ほど議員のおっしゃるとおりに、4人目、5人目のお子様が生誕している世帯もございます。そのようなご家庭に対して、町としてさらなる支援とのご意見ですが、なかなか難しいところがございます。議員がおっしゃっていたことと重複をいたしますが、当町の子育てというふうな支援策につきましては、予算ベースではございますが福祉医療費の無料化というふうなことで、町の単独部分として1,100万円、3人目以降の子供さんの出産祝い金については10万円を20人分で200万円、小学校の入学祝い金3万円を115人分で345万円、また、先ほど来話題の保育園の保育料につきましては、国の基準の4割軽減というふうなことをしており、また、幼稚園の保育料については、県下でも一番低いであろう低額でございます。月額2,000円でございます。そして、来年度からは妊婦検診の助成を2回から5回にふやしていく予定でございます。このように、町としては微力ではございますが、各方面に対して子育て支援をしているところでございます。

ただ、そんなところでもう一人どうですかと言える環境づくりが必要とのことですが、私も全く同感でございます。子育て支援にはさまざまな施策が考えられます。子育て支援策の中で、環境をつくるという視点は、支援策の本質を考えさせるものと思っております。子供の成長において、最も費用負担が大きくなるのは、高校から大学にかけての学費であると言われております。これが少子化の原因の一つというふうなことで、高学歴志向というふうなものが少子化の原因だとの指摘もございます。

最近では、高校生の中で、大学の選択基準として学力より学費の多寡を問題にしているとの意見も出ているそうです。その中で、高校生の奨学制度に対する期待は大きいものがあります。奨学制度を充実させることによって、大学にかかる経済的負担が軽減されるならば、子育てにおける教育費の過重の負担感は大きく改善されるものと考えます。国・県・市町村、それぞれのレベルで奨学制度が実施されております。現在、我が町では育英制度により、大学生は5万円、高校生は3万円の奨学金としております。今後、現在の奨学制度を見直して、一層充実した奨学制度になるよう取り組み、もう一人産んでも大丈夫だと思える環境づくり、これに努力をしたいと考えております。これは、能力のある生徒が、経済的理由で自分の夢を断念することがない環境にもつながると考えておりますので、今後、いろいろな形で高校生、大学生に対する支援というふうなことも考えてまいりたいと思っておりますので、いろいろとご協力をいただき、ご理解を賜りたいと思っております。

議長（菅谷光重君） 2番、竹淵議員。

2番（竹淵博行君） ありがとうございます。

今回の質問は、具体的でなくても町長がどうとらえるかというような質問でございます。なかなか難しい質問だと思いますが、ただいま答弁をお聞きし、幅広い意味で前向きに取り組んでいただけるようであります。再質問にならないかもしれませんが、ぜひとも、くどいようですが、インパクトのある町独自の子育て支援策を、子育て世代の方々が、子供が3人、4人、5人で本当によかったと思えるような施策がぜひ必要だと思いますし、結果的にもう一人どうですかと言える環境づくりにつながっていくんだと思いますので、ぜひとも誠意ある対応を期待するところでございます。

以上でございます。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） 本当にお礼を申し上げたいと思います。実は、3人世帯が13.5%である。子供4人世帯が1.4%、そしてなおかつ子供が5人いらっしゃる世帯が0.1%というこの数字というのが、実は私の頭の中にはインパクトはなく、今回すばらしいインパクトを受けました。そして、こういった頑張る世帯に何とか支援をできないものだろうかというふうなことを一生懸命考えた末、今、子育て支援というふうなことで、義務教育期間中であるとかそういったようなところに目が向いておりますが、本当に子供が少ない原因、子供を2人しかと例えば言う原因というのはどこだろうと本質的なことを考えた場合に、やはり高校・大学の費用負担というふうなことに思いが至りました。

そういった中で、私自身につきましても、目からうろここというふうなことがございました。子育て支援、高校、大学、そういったような広い年代においても、すべてにばらまくというふうなことではなく、何かそういう支援策ができればというふうに思っておる次第でございます。奨学制度につきましても、もうちょっと窓口が広げられるよう、いろいろな形でこれから先検討を前向きにしていまいりますので、ご理解を賜ればと思います。本当にありがとうございました。

議長（菅谷光重君） 2番、竹淵議員。

2番（竹淵博行君） ご期待申し上げます。

以上で再質問を終わらせていただきます。

議長（菅谷光重君） 竹淵議員の質問を終わります。

金 澤 敏 君

議長（菅谷光重君） 続いて、3番、金澤敏議員。

（3番 金澤 敏君 登壇）

3番（金澤 敏君） 先ほど議長の許可をいただきましたので、通告に従って、私は2点について質問をさせていただきます。

1点目は、6月定例会でも質問させていただきました後期高齢者医療制度についてであります。

6月時点でも、小泉内閣時代の医療改革法により、制度の問題点として事実に基づかない高齢者金持ち論により、応分の負担を求めるということで世代間の対立をあおり立てて、後期高齢者医療制度をつくり、まず最初に高齢者から、そして、いつの間にか国民全体に負担を押しつける制度だと告発いたしました。これらの制度は、つくづく棄民政策として表現した方がよいのではないかと思います。

さて、前回の質問に対しての答弁は、11月に広域連合の試算等が出るので、詳しくはそれからとのことでしたが、具体的に11月に出ました。町長のそれを受けての答えをお聞きしたいと思います。

平均保険料は厚労省の最初の試算より大幅に上回ったようですが、まず、厚生年金受給者の平均額が年208万円、これを例にとれば、保険料が年8万円、それに介護保険料が第6段階ですから年4万5,300円、合わせて12万5,300円です。しかし、問題なのは、75歳以上の人の71%は国民年金加入者であり、そしてこの数字は全国平均でありますけれども、その国民年金者の年金月額が4万7,000円です。年額に直せば56万4,000円。これで試算してみますと、保険料は1万1,800円、それに介護保険料は第2段階ですから1万5,100円となります。これを合計すれば2万6,900円となります。この医療保険を今までは扶養家族として払っていなかった人も、容赦なく介護保険料と一緒に年金から天引くものですから、お年寄りのはたまったものではないと思います。

担当課の説明では、当町の現在の国保税より今度の後期高齢者の医療制度の保険料の方が多少下がるのではないかと聞いていますが、しかし、スタート時は保険料が低く抑えられていても、2年ごとの改定で医療給付費の増加や後期高齢者の人口増で、将来の値上げは確実です。これは厚労省のこの制度を設計した役人みずからが、5年ぐらいで行き詰まると明言

するほど無責任な制度です。この制度に対して、町長の認識をお答えいただきたいと思えます。

さらに一番問題なのは、年金が月1万5,000円未満の人で、この人たちは年金天引きではなく窓口給付です。そして、保険料を滞納していたら、保険証の取り上げで資格証明書が発行され、病院に行って窓口での10割負担となり、そうなれば受診を控える高齢者が発生すると想像がつかます。町長は、前回の答弁で資格証明書の発行も仕方がないとおっしゃいましたが、その考えは今でも変わりはありませんか。町民を国の悪政から守る立場で、思いとどまることを求めますが、いかがでしょうか。お答え願います。

そして、包括払いの導入で保険医療の制限が行われ、差別医療で検査や投薬など制限され、個々人の本来必要とされる診察自体が制限され、受けられなくなる危険性が大きくなっています。年寄りには満足な医療は要らない、これではまるで邪魔者扱いです。この制度の問題点はまだまだありますが、ぜひ4月から施行されるこの制度で混乱が起きないように周知徹底を迅速に行うことを求めます。今後のスケジュールがどうなっているのかお答えください。

次の質問に移らせていただきます。

昨今、限界集落の問題がクローズアップされてきました。先日、この問題を一般質問で取り上げようとしていた矢先、テレビでも取り上げていました。この中でも見た方がいらっしゃると思います。限界集落の定義は幾つかありますが、おおむね65歳以上の高齢者が集落の半数に達し、ひとり暮らしもふえ、社会的な事柄、それは冠婚葬祭や地域内の道や水路等の補修など、共同生活や作業の維持が難しくなっている集落を指し、中山間地域にふえています。当然そのようなことは承知しているとは思いますが、あえて述べさせていただきました。

当町でも、高齢化率が50%を超える小字が7つ、間もなく達すると思われる高齢化率45%以上の小字も7つあります。全体の高齢化率は30.9%になっているとのこと。このような高齢化が進んでいる地域は、おおむね中山間地域で国土の7割を占めています。当然、当町もこの中に入っております。

都市部と中山間地域との経済格差は明らかに広がっています。しかし、これも11月30日付の第51回町村議長会全国大会の宣言が引き出しの中に入っていました。その中にうたっているように、国土保全や安全な水や空気、エネルギー、自給率が下がったとはいえ、食料供給源として重要な役割をこのような地域は果たしています。この視点で、中山間地域の有益性、公益機能をアピールしていくことは、町長の言うところの元気の出る町づくりに通じるのではないかと考えますが、町長の意見はいかがでしょうか。

限界集落問題を考える上では、今、国が策定中の国土形成計画の方向、その中での集落移転やコンパクトシティ構想、そして、2地区居住も都市部の人たちの発想で、本来この地域に暮らしている住民を中心に考えた考え方ではないと思われま。構造的に解決するとはとても思えま。このことについても、町長の考えを伺いたいと思いま。

元気を出す町づくりや、住民のやる気を出してもらうために、町の取り組みとして、まずは主役はあくまでも定住している集落の住民だとしっかりとらえる必要があると思いまが、いかがでしょうか。その前提で住民の主体性を尊重して、町も集落再生計画等の策定に取り組むべきだと考えまが、町として何かお考えがあるでしょうか、お聞かせください。

住民の主体性を尊重しつつ、しかし、既に高齢化率50%を超え、共同作業が多少できなくなってきたような地域にとっては、どうか特別な手だてをとってもらい、住んでいてよかったと思える町づくりに取り組んでもらいたいと考えていま。このことに関しても、何らかお考えがあればお聞かせ願いたいと思いま。

これで私の質問を終わらせていただきます。

議長（菅谷光重君） 町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） 後期高齢者医療制度についてのお尋ねでございますが、平成14年7月の健康保険法等改正案の可決・成立に始まり、現在まで閣議決定、関連法案の成立等を受け、順次医療制度改革が進められております。急速な少子・高齢化の中、国民皆保険制度を堅持する柱の一つとして位置づけられた後期高齢者医療制度は、群馬県でも広域連合が発足し、準備が進められております。

去る11月13日には、群馬県後期高齢者医療広域連合議会で、保険料率等を含む群馬県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例が可決決定され、保険料はご指摘のとおり標準的な厚生年金収入、年額208万円の単身者で年額8万円、月額にして約6,700円になりました。いまだ不確定要素はありますが、全国平均は8万3,885円、最高は福岡県の10万1,750円、最低は長野県の7万1,700円となり、群馬県は全国平均を下回ったようではあります。また、当町の75歳以上の方の71%は国民健康保険被保険者であります。その方々の保険料は国保税に比較すると若干下がる傾向にあるのかなという感触でございます。

さて、ご質問の、少ない年金から介護保険料と後期高齢者医療保険料を天引きするのは酷ではないかということにつきましては、共感できる場所もございまが、今後ますます厳しくなる高齢者の医療費負担を考えたとき、着実に徴収でき、かつ徴収の費用負担を少しで

も減らすためには、やむを得ない制度かと思っております。また、保険料の上昇を抑えるためには、医療費を抑えるほかはなく、高齢者が健康で生き生き暮らすために今後何をなすべきか、皆様のお力を拝借しながら検討をしていく必要性を痛感しております。

次に、高齢者の保険医療につきましては、流動的な部分もあり、今後の推移を見るほかはなく、資格証明書につきましては、法律で定められており、また、資格の決定権は広域連合にある以上、資格証明書は交付しないとは言えませんが、滞納者とよくご相談をしながら、よりよい方向を探っていきたいと考えております。

なお、恒常的に普通徴収でかつ滞納をされるケースが三、四件あるのではないかと憂慮いたしております。

検診の堅持につきましては、来年度から検診制度が変わり、40歳から74歳までの方は特定健康診査として、各医療保険者に義務が課されました。後期高齢者につきましては義務化されませんでした。群馬県後期高齢者医療広域連合では、特定健康診査項目から腹囲を除き各市町村に委託し、健診を実施する予定があるようでございます。寡聞にして、厚労省の職員が5年で行き詰まると言ったかどうかは存じませんが、いずれにいたしましても、高齢化率の高い小さな町が高齢者を単独で支えていくのは非常に厳しい状況にあり、国はそのあたりも考慮し、慎重に制度を検討したはずでございまして。また、皆様が選出した群馬県後期高齢者医療広域連合協議会議員が真剣に取り組んでいることをご信頼申し上げます中で、個々に問題が生じたときは真摯に対処し、広域連合にもおつながりしていきたいと考えております。

続きまして、限界集落問題でございまして。

元気よくというふうなことでご提案をいただきましたが、答弁させていただきます。

過疎化、高齢化の進行により、限界集落と言われるような地区が東吾妻町でも見受けられるようになりました。特に山間地で人口が少ない地区では、社会的共同生活の維持が困難になってきていると思われまして。このことは地域の活力の低下をもたらす、食料、水など国民生活の安全機能の低下、森林の荒廃など国土の防災機能の劣化、自然環境に恵まれた暮らしの崩壊、地域コミュニティの衰退がもたらす安全・安心な生活の場、ひいては次世代の人材を涵養する場の縮小などにつながりかねないと考えております。

また、集落再生計画等の策定についてですが、福田内閣の最重要課題である地方再生のために、総合的に取りまとめた地方再生戦略を尊重しながら、それぞれの地域の考えを生かせるような取り組みを進めていきたいと思っております。特に生涯現役という高齢者に出番があるような事業や、高齢化しても不安のない暮らしができるようなシステムをつくるのが、地域

の活性化につながると思います。

なお、集落の状況や住民の不安、要望について、十分な目配りを行いつつ、地域コミュニティの機能の再生を図るため、複数集落単位の協力体制の構築等も考えながら、集落を活性化し、住民の生活の維持を図っていきたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

議長（菅谷光重君） 3番、金澤議員。

3番（金澤 敏君） どうもお答えありがとうございました。

後期高齢者医療制度について、再質問をさせていただきます。

私が一番問題でありますと言ったところの資格証明書を発行する、発行しないというところで、それは広域連合が決定することだから、この町のあずかり知らぬことだというようなことだとは思うんですけれども、三、四件、このような資格証明書の発行が出るのではないかというような数字をおっしゃいましたけれども、その根拠ですね、その辺をお知らせいただきたいんですけれども。

今、全国的に見て、きょうの上毛新聞のここに、「無年金者は最大155万人に」という数字が出ています。私がつかんでいた数字は100万人ということだったんですけれども、この紙面ガイドの中に書いてあることを読めば、既に1.5倍ふえているということがわかります。そして、私もこの75歳以上、後期高齢者に移行する人が、前回の答弁の中で2,900人ぐらいこの当町はいるということで、この人たちがみんな大変になるんだということを私は訴えたのではなく、本当に担当課がきつとはじき出した数字、三、四人この人たちをどう救っていくんだということを町長にしっかり答えてもらいたいと思っています。

私は、本当に三、四人で済むのかなというところも多少あります。もう少し多いのではないのかと思っています。その辺のことをお知らせしていただきたいことと、あともう一つ私が、何でももう少し多くなるのではないのかなとつかんでいる数字として、これも全国の数字なんですけれども、高齢者の所得、これで100万円未満の人が17.4%、200万円以内の所得の人が43.4%、そして、400万円までの所得の人は80.2%です。こう考えていくと、100万円以内の人が17.4%しか所得がないということを考えていくと、あと貯蓄率も全国的に10%の人は貯蓄がないと答えています。本当に3人から4人なのか、もしかすると15人から20人になるのではないのか、その辺のことを再度お答え願ひたいと思います。よろしくお願ひします。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） すみません。お待たせをいたしました。担当課の数字として、介護保

保険料というのが65歳以上の方で普通徴収の方、その方で六、七件こういった形で滞納をされるというふうな数字が出ております。そして、それが65歳以上でございますから、75歳以上となると半分くらいの三、四件かなというふうな推測の上の数字ではございます。確かに、議員おっしゃるように特別扱いというような形で、何とか救ってやることはできないものかと考えはします。ただ、それが本当に制度的に大丈夫なのか、条例の中で大丈夫なのか、そういったような皆様方のお金をお預かりしているというふうな立場では、やはり軽々に言えない。議会の理解もいただかなければいけない、そういった中で非常に苦しい思いでその辺がいます。

先ほど、100万円以下の方が17%というふうなことでおっしゃっていましたが、やはり夫婦の収入であるとか、個人の収入ということだけでなく、ぜひともそれを支える息子さんであるとか、子供さんたちというふうなことも、なかなか統計にはあらわれない数字というふうになるんですけれども、そういったような中でその数字だけでなく、ちょっとご判断をいただければありがたいなと思います。いずれにしても、冷たいようですが、これは本当に広域連合の仕事というふうなことで、それを私どもが窓口として処理をするというふうなことでございますので、非常に私からどうこうするというのは難しいことではないかと考えております。よろしく願いいたします。

議長（菅谷光重君） 3番、金澤議員。

要約してください、時間が押しています。

3番（金澤 敏君） 要約させていただきます。

三、四人ではないのかということですが、これで資格証明書が出て、病院窓口に行って10割負担をしていく。この保険料も払えないような老人が、病院で10割の負担ができるか、そこを想像してもらいたいと私は最後に申して、質問をこれで終わらせていただきます。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） その辺のところは非常に辛いところでございます。ただ、先ほども最初の答弁のところでも申し上げましたが、滞納されている方とよくご相談をしながら、家族であるとかそういったようなことも含めて、よりよい方向を探っていきたいというふうにご考えておりますので、何でもかんでも資格証明書だから、そういうふうな形で切り捨てるというほどこの役場は冷たくないというふうにご考えております。一生懸命そういったものにも対処をしてやっていくように、担当課とよく相談をした上でそういった方に対処いたしております。

す。

以上でございます。

議長（菅谷光重君） 金澤敏議員の質問を終わります。

角 田 美 好 君

議長（菅谷光重君） 続いて、7番、角田美好議員。

（7番 角田美好君 登壇）

7番（角田美好君） 許可をいただきましたので、私の質問をさせていただきます。

中学校統合問題の現状について、お伺いいたします。

私は、去る11月28日に開催されました東小学校、東幼稚園PTAの合同懇談会に他の東地区の議員さんとともに参加をいたしました。中学校統合について議員と懇談会をという趣旨のものでした。幼稚園では独自にアンケート調査を実施しており、小学校では町長さんは撤回しないと発言していたなどとの意見が印象的でした。統合について現在の正確な情報が保護者の方に伝わっていないのではないかと、疑心暗鬼の状態でしたので、特に強く感じましたので質問をさせていただきます。

中学校統合については、町長さんは、ことしの3月の定例議会において、大前議員さんの一般質問に対し、教育委員会の協議の結果ということで、19年度早々に学校統合問題審議会に5校一括統合を諮問するとの発言があったと記憶しております。また、統合準備会についても、年度早々に発足させ、各種課題の検討に入りたいとのことでした。現段階ではその動きが見えませんが、現状はどうなっているのでしょうか。

10年後の5校を合わせた中学校の生徒の予測人数は、今年度およそ200人減の318人です。現在の学校配置のままですと、クラス数は16なので、単純に割ってみますと1クラス20人になりますが、先ほど前村議員さんも子育て支援の質問の中で、10人を切っているところが幾つもあるんだというお話をしていましたが、実際に10人を割るクラスも発生するようです。また、男女間のバランスも大幅に崩れたクラスもできしやうことが予想され、授業、部活動にと支障を来すと思います。

余談ですが、私も4人の子供がおりまして、東中学校でお世話になりました。当時は、20人、30人という生徒数だったんですが、現実には息子が2年生の時に野球部が廃部になり、

陸上部に転部したり、ほかの子はバレー部で1年から3年までレギュラーというような状態で、また、保護者としても、いつも役につきっ放しという感じでいろいろ支障がありました。5校を1校にすることは、皆さんのお考え同様に、生徒の通学の問題が大きな問題だと思います。また、旧吾妻町においても、行政区単位に小・中学校があり、文化、歴史など地域性の異なる中で、生徒も保護者の皆さんも地域の方々も今まで生活して、活動をしてきたわけです。一時的には戸惑いと苦痛が伴うわけです。今後、統合について、子供を持つ保護者の方を中心に十分議論され、理解が得られれば、私も生徒数の減少から見て、教育環境を整えるために中学校の統合はいたし方ないと考えております。

以上、ぐたぐた申し上げましたが、町として今後どのような手順で進めるのか基本的な方針を伺いたいと思います。

以上質問を終わります。

議長（菅谷光重君） 町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） 中学校統合問題の現状についてというお尋ねでございます。

さまざまな社会・経済状況の変化により少子化が進行し、児童・生徒の大幅な減少は、本町におきましても例外ではありません。小・中学校を複数校経営する自治体の中で、小・中それぞれ5校ずつ保有する自治体は、ほかに類を見ない状況にあります。適正規模の学校を求め、中学校の統合は喫緊な重要課題ととらえており、5校一括統合は管内の中学生が同じ環境のもとで学習することが望ましいとする教育委員会の意向も踏まえ、学校統合問題審議会に諮問することといたしました。

統合に際しましての大きな課題の一つに、通学対策があります。生徒の通学時間や安全対策はもとより、生徒会活動や部活動の時間など充実した教育活動の時間が確保できる通学方式を設定しなければなりません。現在、路線バスとの整合を踏まえ検討中でありまして、いましばらくお時間をいただけたらと考えております。

なお、統合のための検討会は、諮問に対する答申を受けた後、必要に応じ、発足すべきとのご意見を尊重し、差し控えさせていただいておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

議長（菅谷光重君） 7番、角田議員。

7番（角田美好君） 本年度諮問すると、3月議会で答弁あったわけですが、実際には全く進んでいないということで理解してよろしいのでしょうか。それと、統合を諮問するとなれ

ば、当然、教育委員会の重みが今まで以上に増すと思います。現在、教育長さん不在で、学校教育課長さんが兼務しておりますが、その点についてはどのようにとらえておるのかお伺いしたいと思います。

よろしく願いいたします。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） 教育長の関係もありまして、今現在できておらないというふうなことであります。ただ、私の個人的な考えは前にも申しておりますが、やはりなるべくなら早い統合が望ましいというふうに考えてはおります。いろいろな準備を慎重に進めた中で、諮問をいたしたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（菅谷光重君） 7番、角田議員。

7番（角田美好君） 特に教育長さんという形で、いないと進まないという形なのか、それとも今後、教育長を置いてから話を進めるというのか、どのようなお考えでしょうか。もう一場課長さん、かなり優秀でも両方、二足のわらじでこなすのは難しいと思うんですが、その点についてはいかがでしょうか、いつごろ教育長さんは置かれる予定なんでしょうか、よろしく願いいたします。

議長（菅谷光重君） 町長。

町長（茂木伸一君） 申しわけございません。今はそれは考えられておりません。

議長（菅谷光重君） 角田美好議員の質問を終わります。

以上で、町政一般質問を終わります。

議長（菅谷光重君） お諮りいたします。会議規則第45条の規定に基づき、本会議の結果、その条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（菅谷光重君） 異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定をいたしました。

議長（菅谷光重君） お諮りいたします。本定例会の会議に付された事件は、すべて終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（菅谷光重君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会はこれをもって閉会することに決定をいたしました。

町長あいさつ

議長（菅谷光重君） これをもって、本日の会議を閉じます。

閉会の前に、町長のごあいさつをお願いいたします。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） 平成19年第4回の定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

去る6日に開会されました今期定例会におきましては、お願いしました案件が一部ご理解をいただかず、残念な結果となってしまいました。1年のおさめとなる12月議会において、このような混乱が起きてしまいましたことを、大変申しわけなく思っております。この結果を真摯に受けとめるとともに、早急にご理解をいただくべく対応策を慎重に協議してまいりたいと考えております。

さて、年末の関心事となっております1年間の世相を象徴する漢字が発表され、「偽」という字が選ばれました。ことしは食品関連の菓子、食肉などの分野で賞味期限の改ざんや産地の偽装などが次々と発覚、さらに国民年金の未処理問題や、防衛省の汚職問題などによる行政不信が生まれ、国民がさまざまな形でだまされた格好となった年となりました。

話は変わりますが、現在、冬の県民交通安全運動が実施され、交通事故防止の徹底と飲酒運転の撲滅を呼びかけております。年末年始にかけて公的な行事なども多く、飲酒の機会も

多くなろうかと思いますが、飲酒運転の根絶のため、ご協力をお願いいたします。

いよいよことしも半年余りで2008年を迎えます。新春が議員各位にとりましても、町民の皆さんにとりましても、健康で希望に満ちたすばらしい新年がご家族おそろいで迎えられるよう、心よりご祈念をいたしまして、閉会のごあいさつとさせていただきます。

大変お世話になりました。

議長あいさつ

議長（菅谷光重君） 閉会に際し、一言ごあいさつを申し上げます。

今期定例会は、12月6日から本日まで9日間にわたり、予算関係7件、条例関係9件、その他1件の町長提出事件のほか、請願・陳情が4件、議員発議2件、町政一般質問では9人が立ち、そのすべてを終了することができました。

議員各位のご精励はもとより、執行部皆さんのご協力のたまものと心から感謝を申し上げます。

会議中の発言には、町政を執行するに当たり、参考になるものがあつたというふうに思います。新しい年度の予算編成に当たり、それらは十分に生かされてくるものと期待をしております。

今年も残り少なく、これからは寒気も増してまいります。お互いに事故や健康に留意され、輝かしい新年に期待を託しながら、ご家族ともどもよい年を迎えられることを祈念申し上げます。閉会のあいさつといたします。

閉会の宣告

議長（菅谷光重君） 以上をもちまして、平成19年第4回定例会を閉会いたします。

皆様、大変ご苦労さまでございました。

（午後 5時32分）

地方自治法第123条の規定により下記に署名する。

平成 年 月 日

東吾妻町議会議長 菅 谷 光 重

署 名 議 員 金 澤 敏

署 名 議 員 青 柳 は る み

署 名 議 員 須 崎 幸 一